

## 令和6年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月12日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	8
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
7番 関 口 雅 敬 君	10
1番 鈴 木 日出男 君	20
5番 村 田 徹 也 君	28
3番 野 原 隆 男 君	40
9番 新 井 利 朗 君	43
8番 大 島 瑠美子 君	47
○町長提出議案の報告及び一括上程	53
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第33号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第35号 長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第36号～議案第39号の説明	57
・議案第36号 令和5年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第37号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第38号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第39号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に	

ついて

○会議時間の延長	7 1
○延会について	7 5
○次会日程の報告	7 6
○延 会	7 6



9月13日（金）

○開 議	7 9
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 9
○議事日程の報告	7 9
○議案第36号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第36号 令和5年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第37号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第38号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第39号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○発言の訂正	1 0 5
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・議案第40号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	1 3 7
・議案第41号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	1 3 8
・議案第42号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	1 3 9
・議案第43号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	1 4 0
・議案第44号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	1 4 1
・議案第45号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	1 4 2
・議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議員派遣の件	1 4 3
○議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 4 3
○字句の整理	1 4 4
○閉会について	1 4 4

○町長挨拶 .....	1 4 4
○閉 会 .....	1 4 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第73号

令和6年第3回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年9月9日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和6年9月12日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利	朗	君				

不応招議員（なし）

## 令和6年第3回長瀬町議会定例会 第1日

令和6年9月12日（木曜日）

### 議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
  - 7番 関 口 雅 敬 君
  - 1番 鈴 木 日出男 君
  - 5番 村 田 徹 也 君
  - 3番 野 原 隆 男 君
  - 9番 新 井 利 朗 君
  - 8番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第36号～議案第39号の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利	朗	君				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	夕	江	君	副町長	飯塚	寛	君
教育長	井深	道	子	君	総務課長	染野	和明	君
企画財政課長	橋本	明	身	君	会管 理者 課 計兼 務会 計長	福嶋	俊晴	君
町民課長	枋原	秀	樹	君	福祉 課 介 護 長	内田	千栄子	君
健康 こども 課長	福島	陽	子	君	産業 観光 課 長	常木	真人	君
建設課長	村田	和	也	君	教育次長	中畝	康雄	君

事務局職員出席者

事務局長	前沢	克之		書記	横山	和弘	
------	----	----	--	----	----	----	--

### ◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(岩田 務君) 皆さん、おはようございます。

今日は、令和6年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議において、野口健二君から遅刻の届出がございましたので、ご報告いたします。



### ◎開議の宣告

○議長(岩田 務君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。



### ◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(岩田 務君) 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



### ◎諸般の報告

○議長(岩田 務君) ここで諸般の報告をいたします。

第2回定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

6月15日、ナチュラルファームシティ農園ホテルにおいて秩父地域議長会、令和6年度議員研修会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

なお、同研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、鈴木日出男君も出席しております。

6月25日から26日にかけて、埼玉県町村議会議長会主催による町村議会議長県外視察があり、宮城県大和町議会等を視察いたしました。

6月27日、小鹿野町役場において秩父地域議長会第1回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

7月4日、長瀬町長生館において秩父地区労働基準協会長瀬支部通常総会懇談会があり、出席いたしました。

7月8日、長瀬町役場において山形県村山市議会行政視察があり、出席いたしました。

7月10日、秩父市地場産業センターにおいて秩父地域議員連盟総会があり、役員として副議長の野原隆男君と出席いたしました。

なお、同総会には会員として新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

7月12日、秩父宮記念市民会館において西関東連絡道路整備促進期成同盟会総会及び定峰峠トンネル開削促進期成同盟会総会があり、出席いたしました。

7月18日、皆野町文化会館において県道長瀬玉淀自然公園線寄居長瀬皆野地内改修促進期成同盟会総会があり、出席いたしました。

なお、同総会には沿線議員代表として関口雅敬君、経済観光常任委員会委員長の鈴木日出男君も出席しております。

7月19日、埼玉県県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会監査があり、出席いたしました。

7月19日、本庄市児玉文化会館において県道長瀬児玉線期成同盟会総会があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

なお、同総会には、経済観光常任委員会委員長の鈴木日出男君、副委員長の野口健二君も出席しております。

7月23日、横瀬町役場において秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森林を守る秩父地域議員連盟及び秩父地域観光振興議員連盟第2回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

7月25日、長瀬町長生館において秩父町村議員クラブ総会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

なお、同総会には会員として大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

7月28日、横瀬町町民会館ホールにおいて第37回ヨコゼ音楽祭（名曲コンサート）があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

7月30日、秩父市役所歴史文化伝承館において第57回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

7月31日、長瀬町役場において青少年健全育成長瀬町民会議総会研修会があり、出席いたしました。

8月2日、秩父市役所歴史文化伝承館においてちちぶ定住自立圏現況報告会があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

同報告会には、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、村田徹也君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

8月5日、秩父市役所歴史文化伝承館において秩父地区暴力排除推進協議会定期総会があり、出席いたしました。

8月14日、皆野町において秩父音頭まつりがあり、出席いたしました。

8月19日、ホテルブリランテ武蔵野において地方行政懇談会があり、出席いたしました。

8月22日、長瀬町洞昌院において長瀬七草寺霊場オープン法要があり、出席いたしました。

8月26日、さいたま新都心合同庁舎埼玉県庁埼玉県議会議事堂において秩父地域議員連盟の県に対する要望活動があり、出席いたしました。

8月27日、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省において秩父地域議員連盟の国に対する要望活動があり、出席いたしました。

8月30日、県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会役員会があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会から報告させていただきます。

去る7月22日金曜日、秩父クリーンセンター3階会議室におきまして、全員協議会が開催されました。

主な報告は、組合議会議員選挙の結果がありました。そのほか、管理者提出議案の概要の説明、秩父クリーンセンターの発電実績、それからし尿処理事務所の移転、消防救急デジタル無線設備の談合事件裁判の進捗、それからもう一つ、水道事業基本構想改定及び水道事業経営審議会の進捗についての報告がありました。

あと、議会運営に関しましては新議員の議席指定、それから人事、それから行政視察の件、その他であります。

続いて、7月29日に行われました第2回定例会の報告をさせていただきます。

議案第10号として専決処分、これは令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5回）でございます。全員起立で賛成でございます。

議案第11号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてが審議され、結果として総員起立で賛成でございます。

議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が審議され、全員賛成で可決でございます。

それから、議案第13号として秩父広域市町村圏組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が審議され、総員起立で賛成でございます。

議案第14号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）が審議され、総員起立で賛成でございます。

議案第15号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）が審議され、総員起立で賛成でございます。

それから、議案第16号として財産の取得について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入についての審議が行われ、全員起立の賛成でございます。

もう一つ、議案第17号として秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてが審議され、総員起立で賛成でございます。

以上をもちまして秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） なお、監査委員から令和6年5月から令和6年7月における例月出納検査及び前年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



## ◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この夏は、全国で記録的な猛暑に見舞われました。気象庁が発表した今年の6月から8月までの夏の天候によりますと、全国の夏の平均気温は平年と比べて1.76度高く、昨年と並んで統計開始以降、最も高かったとのこと。9月とは思えぬ暑さも続いておりますが、日中と朝晩の寒暖差も出てくる時期でございます。議員各位、町民の皆様には、残暑ばてや熱中症にご留意いただきたいと思います。

さて、国内の政治情勢では、自民党の総裁選が本日12日に告示となり、27日に開票を控えるなど、国政は大変不安定な状況となっております。新首相が選出されますと、衆議院選挙も間もなく行われるのではないかと報道もあり、そうなりますと、混沌とした忙しい秋となるのではないかと考えられます。

また、アメリカ大統領選も同時に控えており、世界情勢にも影響が出てまいりますので、こちらも注目度の高い選挙となりそうでございます。

そのような中であって、町にとって大変うれしいニュースがございました。8月6日に、県が健康長寿に関する優秀な取組を行った市町村を表彰する健康長寿優秀市町村表彰式が県民健康センターで行われ、町が実施する健康増進事業の取組が4年連続となる優秀賞を受賞しました。今後も町民の皆様健康づくりのきっかけを提供するなど、健康長寿の町を目指し、健康増進事業に取り組んでまいります。

ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、産業観光課関連について申し上げます。

8月15日に、当町の夏を代表するイベントであります長瀬船玉まつりが開催されました。祭り当日は、台風7号の影響により万灯船の運航を取りやめるなど、行事内容の一部に変更が生じたものの、大きな混乱も事故もなく、無事に祭りを終了することができました。また、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念をお祝いし、過去10年間で最大のプログラム数で花火大会を行うことができました。これもひとえに、ご協賛いただきました皆様をはじめ、祭りを支えてくださった多くの関係者のご支援、ご協力のたまものと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、翌日のボランティア清掃は、台風7号の影響により雨模様となりましたが、早朝より企業の皆様をはじめ、一般ボランティアの皆様、さらには小中学生の子供たちまで、総勢約400名のご参加をいただき、祭り会場周辺などの清掃作業を行っていただきました。ボランティア清掃にご協力をいただきました皆様方に、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

今年も秩北建設組合長瀬支部の皆さんによる小中学校の校舎等修繕奉仕作業を、8月17日に実施していただきました。この作業は毎年実施していただいております。秩北建設組合長瀬支部の皆さんに改めて感謝を申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の改正案3件、令和5年度決算認定4件、令和6年度補正予算案4件、広域連合規約の変更案1件、人事案2件の合わせて14議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。



#### ◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承願います。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

6番 野口 健二君

7番 関口 雅敬君

以上の2名を指名いたします。



#### ◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの6日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの6日間に決定いたしました。



#### ◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

また、質問時間は、答弁を含めて1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、水道料金格差について、町長に伺います。県内の水道は、秩父地域を除き埼玉県営水道が給水しております。埼玉県保健医療部生活衛生課が作成した令和5年版の「埼玉県の水道」の記載内容を見ると、埼玉県営水道が給水する地域は事業が安定しているためか、水道料金が秩父地域よりも低く抑えられている団体がほとんどで、秩父地域は事業統合と水道料金の統一化を実現し、全体の合理化をはじめコスト低減に努めていますが、いまだ埼玉県営水道の給水地域との料金格差は解消されていない状況であります。今後も、秩父地域の水道料金が安くなることが見込まれないことから、当町をはじめ、秩父地域全体で埼玉県へ料金格差の是正や埼玉県営水道からの給水を受けられるよう強く働きかけていく必要があると考えますので、町長に見解を伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の水道の料金格差についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にもございましたように、秩父地域の水道事業は、統合、水道料金の統一化、コスト削減に努めてきてはおります。その一方で、少子高齢化、人口減少などによる給水収益の減少に伴い、水道事業の経営環境は一層厳しさが増しております。そして、県内の水道料金は、県で公表している令和5年度の資料によれば、10立方メートル使用時の料金を県内55事業体と比較すると、2倍以上の格差が生じております。もとより秩父地域の水道料金は、ダム4基を有する水源地域であるにもかかわらず、県内のほかの地域と比べて高い水道料金となっております。

そのため、これまで秩父地域の1市4町の首長はもとより、首長も相談役となっている水と森林を守る秩父地域議員連盟では、県や国に対して要望活動を行ってまいりました。令和4年3月29日には、秩父地域1市4町の首長で大野埼玉県知事を直接訪問し、秩父広域市町村圏組合水道事業の安全で安定した給水体制確立のため、県内水道一本化について早期実現することなどの要望活動を行っております。

さらに、令和6年8月26日には、水と森林を守る秩父地域議員連盟が秩父地域の1市4町の首長も一緒に大野埼玉県知事を直接訪問し、同様に県水水道一本化について早期実現するなどの要望活動を行ったところでございます。併せて、県内水道の一本化がなされるまでの間、国庫補助金を活用した交付金や埼玉県水源地対策基金を活用した事業の拡充など、水源地域を守っている秩父地域への支援もお願いしたところでございます。

また、翌8月27日には、同議員連盟の県議会議員並びに各市町の議長さんには、堂故国土交通副大臣を直接訪問していただき、水道インフラの整備や継続運営に向けた交付金等の支援及び安心安全な水道事業のための施策についての継続、拡充などの要望活動もしていただいたと伺っております。

このように、秩父地域においては、首長と議員連盟が連携して料金格差の是正にもつながる県内水道一本化などに向けて活動しているところでございます。県内水道一本化には時間がかかることも事実ですが、引き続き他の首長や議員連盟と連携して要望活動に取り組んでまいります。

また、埼玉県営水道からの給水を受けられるようにとの質問がございました。秩父広域市町村圏組合で

は、水道問題について県と協議しているとのことですが、新たな管路の設置やポンプ場の施設の新設などには多額の費用が必要となり、その負担をどのようにしていくのかなどの課題も大きく、進展が見られていない状況とのことでしたので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問を行います。

今町長の答弁で、県への要望、あるいはいろんな団体がいろんな箇所に要望をしているというのは分かりました。今分かりました。ただ、そういう要望をしているというものを説明責任が果たされていないから、一般の方々には、それほど努力しているということが全然感じられません。今私も、ああ、何となく要望は行っていると。ただ、要望は行っているけれども、その後の進捗状況の発表など全然なし。町長も分かっての答弁だと思うのだけれども、この秩父地域は水源地域です。森林環境税は皆さん公平に納めて、下水もきれいな水にして、下流域の人のために多額のお金をかけて流して、それで水道料金が、町長の発表でいくとあんなに格差があるのだとすれば、もう待たなすです。同じ県民税を取られて、こんな不公平な行政をやっていて、このままたのでは、本当に秩父地域の水道を飲んでいる方々かわいそうでありません。

町長、今までのそういう要望で、時間がかかりそうですので済まされては困るのです。要望活動の進捗状況など、動きそうなのか動かないのか、はっきりお答えください。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま説明責任が果たされていないというお話をいただきました。関口議員も三議連の会員でございますので、総会にもいつも出ていただいております。その中で、多分その報告はいただいているのではないかなと思っております。当然私たちは、各町の長として町民が不具合を生じている、そのようなことに関しては、しっかりとその説明責任を果たさなければならないという、そうした責務を持っているわけでございまして、一々どこも行ってきました。あっちへ行ってきましたとかという説明はしなくても当然だろうという思いがいたしておりますので、そうした報告はしてはおりません。しかしながら、ただいま申し上げましたとおり、関口議員が全く知らなかったというのは、ちょっと私としては納得がいかないと思っております。

それから、統合前は皆野町と2町で水道を持っておりました。しかし、人口減少、そしていろいろな施設に不具合が生じている中で、やはり1市4町統合して一緒に皆さんにおいしい水を飲んでいただく、そのほうがよろしいということで、いろいろなことを考える中で統合させていただいたわけでございます。今、国も小さな町は持ちこたえられないのではないかとということで、広域に向けて一生懸命指導をしようでございますけれども、その町その町によって事情が違いますので、なかなか国の思うようにはいかないようでございますが、その先駆けとして、秩父郡市は1市4町が統合させていただき、同じ方向に向かって活動をしているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、ここでやり取りして、関口議員は聞いているでしょうという答弁にしか聞こえません。私が言っているのは、私はあそこで聞いています。だけれども、行ってきました、その報告しか聞いていないという話をしているのです。実際に私が分かっているのです、私が全部皆さんに説明する

のではなくて、町がそんなことやらなくてはなのだから。だから、この議場の中に、平成の合併問題、皆野、長瀬がいいと言った人2名、寄居との合併がいいと言った議員は2名、寄居と合併すればもう埼玉県水なのです。政治には結果責任がついてくる、それは前から町長に言っています。私は、その平成の合併のときに、寄居と合併すれば埼玉県水になるのだと強く訴えたけれども、それを皆野、長瀬がいいので、最悪単独でこのまま行く、そういうのを繰り返しているから私は、広報できていないから説明責任をしっかりと果たしてほしいと。今どの辺まで交渉が進んでいるのか。今の私の質問の中で、傍聴者がいっぱいいます。どの程度まで行っているのか、今のお話の中では全然理解できないのではないですか。

埼玉県水にするには、やっぱり長瀬が秩父地域のために、平成の大合併のときに寄居と枠組みを崩してあげれば簡単に埼玉県水になるのです。ただ埼玉県水って書いて、皆野・長瀬水道企業団、看板書き換えればいいのだから。それを言っていて、今ここに来るまで、どこどこに行ってきましたという報告はあります。そこでどんな内容になっているか、私たちにはあまり広報されていないから、いつになったら水道代が安くなるのかな、期待しているのですよ、町長。もう一度お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

説明責任というお話がございましたけれども、その交渉がたとえ少しでも進展していれば、それは説明させていただく必要があるかなと思っておりますが、今のところなかなか前に進まないというのが事実でございます。

先ほど申し上げましたとおり、8月26日に知事のほうに要望に参りました。知事からは、一つ一つ丁寧に回答いただきましたけれども、こと水道に関しましては、今までも補助金を出しております。これからもしっかりと補助金を出します。それから、水道局へ技術職員を派遣しております。そして、今後はますます上下流交流を進めてまいります。この3点の回答をいただきました。早速県水につながりますとか、そうした回答はいただかなかった。今のところ、毎回そのような状況でございます。あと10年後、20年後には県水に接続しますよとか、そうしたたとえ僅かでも光明が見えれば、それは報告させていただきたいと思っておりますけれども、今のところそうした状況にはなっておりません。

それから、寄居町と合併していればというお話でございますが、もし合併していたとしても、水道に関してはちょっと無理だったかなという思いが今いたしたところでございます。過去の話でございますので、私はあまり過去の話はしたくはないのですが、秩父郡市の水道の職員と寄居町の水道の職員で雑談をされた中で、県水が寄居町まで来ているのだから、秩父のほうに接続してほしいよなという話が常々出ていたというお話を伺っております。それで、県のほうにお話も持っていったこともあるそうでございます。しかし、秩父はどうやっても採算が取れないから、秩父には送れませんというお話をいただいたというお話を過去に伺っております。

また、寄居町は行田浄水場から利根川の水が来ているわけでございます。もし秩父の浄水場が県営にいただければ、利根川の水と荒川の水が合流できるということで、もし何かあったときに非常に便利だということで、このお話も県のほうにしたというお話も伺っております。しかしながら、やはり県としては無理ですという、そうしたお話をされたということも私も伺っております。もしもの話をしたところで先に進みませんので、前のほうに、なるだけ前に前に進ませていただきたいというのが私の思いでございますけれども、今のところそのような状況でございます。ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、規則どおり次に進みます。

2番目、一回深呼吸して冷静に進めたいと思います。小学校の駐車場について、教育長にお伺いをいたします。第一小学校と第二小学校が統合され、初めての運動会が開催されますが、保護者への対応について次の点を伺います。

1、駐車場の確保は十分なのか。

2、学校行事に際して駐車場の確保が十分でない場合、町ではどのように対応するのか考えをお聞きいたします。

3番目、慢性的に不足しているのなら、今後駐車場を拡張する予定はあるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の質問にお答えいたします。

初めに、駐車場の確保は十分なのかについてでございますが、学校行事における駐車場の確保については、授業参観など校庭を駐車場として利用できる場合には、これまでどおり校庭を利用することで必要な駐車台数を確保し、対応しております。また、運動会については、統合後の初めての運動会であり、長瀬第一小学校では駐車台数を確保するため、学校敷地内での駐車方法の工夫、旧秩父消防署長瀬分署跡地などを借用するほか、スクールバスを旧長瀬第二小学校、保健センターとの間に走らせるよう準備を行っております。

次に、学校行事に際して駐車場の確保が十分でない場合、町ではどのように対応する考えなのかについてでございますが、学校行事に関連することは学校において対応しておりますが、学校任せではなく、教育委員会と相互に連携して対応しており、今後も同様な方法で対応してまいります。

最後に、慢性的に不足しているのなら、今後駐車場を拡張する予定はあるのかについてでございますが、駐車場については、放課後児童クラブへのお迎え時間については多少混雑することもあります。放課後児童クラブ指導員の駐車場を学校北側の町有地に変更したことにより、現行のままで対応可能と考えており、拡張する予定は現在のところございません。ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 運動会のときは、もう誰が考えても学校の駐車場は無理で、今答弁いただいたように保健センターと第二小学校をシャトルバスを出していただく。学校慌てて、準備期間があんな短く統合するからこういうことが起きるのだろうなと私は思って、今学校関係者の方大変だな、何でもっと準備期間のときにこんなことまで考えられないのかなと思いつつ、これから来る運動会を考えておりました。

そこで、今の答弁でいけば第二小学校には学校付近の方は置いて、バスに乗って保健センターまで行って、保健センターから歩いて小学校まで行く、大分不便だと思います。今は、どこの何をするととっても駐車場必要なので、例えば運動会で、あっ、この種目見たから帰りたいってやると、もう本当に一日中張りつかなくてほだし、時間を決めてだと、今度父兄のほうがまた大変になってくる。消防署の跡地、今重機が置いてあったりなんだから、あれなんかも本当に何台も置けないです。第一と第二が統合したから、一緒になったからそういうのやる。だけれども、一小の父兄の方も大変不便しているのです。私、井戸の上郷区で一番離れている場所で、何かあるとなると車が置けないからうちで送り迎え、そういう思いを結構な父兄がしているのだと思います。だけれども、これ考えないといけないのではないかなと思って、こ

の3つに分けて質問をさせてもらいました。準備の期間が短く統合してしまったから、まだ後々の事業は考えることが残っているのだらうと思いますけれども、では運動会のとき第二小学校の父兄が来て、保健センターから小学校まで歩くと、その間シャトルバスのように第二小学校まで行ったり来たり運転手がしてくれるのかどうか1つ。

2番目と3番目は、もう含めて考えないといけないのだけれども、今後駐車場を広げる考えはないのかどうか。これ教育委員会だけで考えて広げたいと言っても無理なのだらうけれども、学校と執行部と3つでいろいろ考えてやらなくてはなのだらうけれども、駐車場の確保、今後どのようにするのか、再質問でお聞きをいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

私の説明の仕方が若干大変物足りなさがあったのかと思いますが、今回のシャトルバスというのでしょうか、長瀬第二小学校からのバスの件なのですが、長瀬第二小学校から第一小学校まで連れていっていただけなお話してあります。場合によっては第二小学校と、それからこちらのもう一つはセンターのほうと2つのバス、2台バスは所持しておりますので、2つに分けていくか、または経由をしていくかということで、今最後の詰めを行っているところでございますので、歩いていくということではなく、学校のところまでバスを運んでいただくように、こちらといたしましても交渉はさせていただいております。学校のほうも、そのほうがありがたいと。今回の運動会は、まだコロナ禍から続いているところもありますので、午前中のみ開催となっております。ですので、皆様方が遅れて子供たちの演技を見ることができなかったことのないよう、その辺のところはこちらとしても考えて進めているところでございます。

また、あと消防署の跡地につきましては、8月いっぱい町のほうに返還いただいているそうですので、既に重機のほうは撤去していただいていると思います。草を端のほうを刈りながら、こちらのほうにも何台か置くことは可能かなというふうに考えております。こちらのほうでございまして、大体500メートル、徒歩7分ほどでございまして、若いお母様方でしたら、こちらのほうは別に第一小学校、第二小学校の保護者様は区切ってはおりませんので、そちらのほうはご利用いただくことができます。また、徒歩での来校が困難な方のためにも、送迎用のスペース、それから正門前に2台分の障害者用駐車スペース等も確保して、なるべく皆様方が児童の演技を見ることができるよう努めているところでございます。

最後に、今後駐車場を広げることはないのかということですが、現況のところ学校とも相談をしているところではございますが、この後、子供たちの児童数が増えるという方向ではなく減っていくという、そういう状況もございまして、現在では拡張する予定はない、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁で、もう一度お聞きをします。

運動会のときには、保健センターに車を置いてもバスに乗って学校の門の前まで来ると、それはシャトルバスでいいわけですか。第二小と保健センターの駐車場に置いた方は、バスに乗って第一小の正門前で降ろしてもらって、またシャトルバスでそこまで送っていってもらう、そういうやり方でいいのかどうか。

それから、今後小学校の子供たちが、人数が増える傾向にない、これは私も統計で分かります。でも、町は今一生懸命少子化対策でいろんな施策を打って、何とか子供を増やそうということで努力している中

で、今教育長は、もう先が子供も少なくなってしまう、これは合っているのだと思います、多分。けれども、今の駐車場で、私もそうなのだけれども、結構狭くて、かなり駐車場が危険なような状況になる、送迎のときも。あれ増やす方向で考えているようなちょっと気持ち、父兄側とすると持ってもらいたいなど。今のまんまの広さだと、あれは十二分ではないです、割と。例えばこの間、作品展を孫が見に来い、見て来いという指令があって、私も行きました。教職員の方がみんな車を置いたり結構な台数で、あそこに車を変な置き方していくと、例えばこっちの車が出るときに邪魔になるなど思ったので、私はそのまま体育館の横の道路に置いて見に行ってきました。そういうのがあるので、今後やっぱり駐車場を確保するために何か努力をしてもらいたいなど思ったのが、父兄の代わりに思ったのを今意見を出しておきます。

その2点、シャトルバスだと時間なしで例えば行ったり来たりできるのか、それとも時間を決めて発着所で待ってなくてはなのか、もう一度最後をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の再々質問にお答えをいたします。

運動会のバスの運行でございますが、こちらはシャトルバス方式ではなく、時間を決めて運行させていただき予定でございます。第二小学校、それから保健センターともに駐車場人員をちょっと今から配置することは無理でございますので、時間を決めて、その時間に来ていただいている方について送迎をさせていただき。そして帰りも、時間を決めてバスの発着のほうをさせていただき予定でございます。子供たちのスクールバスでございますので、子供たちがまた帰る時間にも支障が出てまいりますので、運転手等の休憩時間も含めながら、そのような方向で現在進めているところでございます。

今後の駐車場のことについてでございますが、確かにおっしゃるとおり、子供たちがこれからたくさんあふれる長瀬町というものを私も望んでいるところでございます。確かに狭さというところはあるかとも思うのですが、学校では、けがなどの特別な場合を除き、原則として通学班や通学バスでの登下校を基本としております。特別の事情のないケースの送迎の一時的な駐車は考慮はしておりませんので、その辺のところもまた改めて、学校と保護者の間でお話が十分行き渡るよう、こちらとしてもお話をさせていただきたいと思っております。

また、作品展等で車が止められないような状況があったということ、大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましても校庭のほうがございますので、校庭を開放するなり、そのような対策を今後きめ細かに取るよう校長にも指導してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 半分の時間が過ぎました。頑張ってあと2つお願いいたします。

通学バスについて、もう一度教育長に伺います。岩田地区の児童は、白鳥神社でバスに乗車し小学校へ通学しておりますが、僅か200メートル先に井戸地区の児童が数名おりバスに乗ることができません。バスに乗る児童と通学距離がほぼ変わらない場合や、バスの運行コースを歩いている児童を乗せることで安全が図られると思いますが、乗せることはできないのでしょうか。また、上長瀬や井戸等の通学距離が長い児童の安全を図る意味から、今後通学バスを拡充する考えがあるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の質問にお答えします。

スクールバスの運行等については、学校統合により旧長瀬第二小学校区域の児童の通学時間が大幅に増

え、負担が少なくなるようバスを運行しているもので、令和4年度、令和5年度に学校統合準備委員会で協議を重ねていただき、本年4月から運行を開始したところでございます。

運行に当たっては、該当児童数、乗車定員、乗降場所の確保などの検討を行いルートを決するとともに、長瀬町スクールバス運行管理に関する要綱を定め、小学校に通学するためにスクールバスを利用することができる児童を大字矢那瀬、大字野上下郷、大字岩田区域に住所を有する者と規定しており、現状では旧長瀬第二小学校区域以外に住所を有する児童は、通学時にスクールバスを利用することについて現時点では想定しておりません。

また、上長瀬や井戸等通学距離が長い児童の安全を図る意味から、今後通学バスを拡張する考えについてでございますが、現在のところ拡充する考えは持っておりません。しかしながら、通学路の安全確保については特段の配慮が必要であり、平素から学校と家庭、地域との連携、協働の推進が不可欠であり、地域の方には見守りなどに協力いただいているほか、学校運営協議会など地域の関係者からご意見をいただくなど、地域ぐるみによる交通安全の取組の推進を図り、安心安全な登下校に十分配慮してまいります。

なお、今年度小中一貫教育の検討を開始いたしました。施設設備について検討をいただく中で、学校の位置によってはスクールバスの運行地域について検討する必要があるとは考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 教育長の小中一貫校の、私たちも委員会で研修をさせてもらって、よく分かっているつもりです。今現在の話で私が思うのは、白鳥団地まで時間にして、私が毎朝散歩で歩いて学校から水管橋まで15分、水管橋から私の自宅まで15分を計算しながら歩いているのだけれども、白鳥団地まで水管橋からあれ何分かかって、小さな子供が大きなランドセルしょってあの暑い中帰るのかわいそうだなと思って私見ているのです。家の方向に帰る子供を見守りするだけでなく、ああいう子供たちを見ていると、何とかしてあげなくてはだなと思いつつながら、私も機関誌を配って岩田を回っているときに、岩田の父兄の方から言われたのです。井戸の白鳥団地の子供は白鳥神社まで歩いてくれば5分もかからないで集合場所になるのに何で乗せてあげないのって私は怒られました、はっきり。そうに言われれば、確かにそうだ。教育長が言うように、区割りがあるのだから私が承知しているから言わなかっただけで、その岩田の父兄の方に反論はしませんでした。でも、岩田のそういう子供を持っている父兄の方がそうに思ってくれるのは、みんな血と涙が通っているな、いい親がいるなという感じがしました。

教育長どうでしょう、白鳥団地は本当に数名です。あの集合場所に5分もかからないで歩いてこられるのだから、あの子供たちだけでもバスに乗せて学校へ連れて行ってあげる、そういう考えがないかどうか、それだけで結構です。お願いします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

大変いいお話を伺ったところでございますが、こちらとしては文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、徒歩による通学距離が小学校でおおむね4キロメートル以内という基準がございます。井戸地域、上長瀬地域におきましても、この範囲に収まる状況となっており、長瀬町教育委員会といたしましては、現在のところスクールバスについての登下校については考えてはおりません。

先ほども申し上げましたとおり、今後また検討を行う中で、学校の位置によっては運行地域によって検

討する必要が出てくるとは考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） もうこれは言っても、何とかという訳の分からない団体が決めたことをしっかり守るという話ですので、次に行きたいと思います。

4番目、埋立て工事について町長に伺います。町がプロポーザルを実施して、緑の村跡地における事業や事業者を選定したが、事業を始めるに当たり緑の村跡地において盛土や整地を行うための工事を現在業者が行っておりますが、この件について次の点を伺います。

1つ目、町はこの工事について現在どのように関わっているのか伺います。

2番目、産業廃棄物運搬車と記載された車両が出入りしているのを見かけたが、積載物の確認は町はしているのか。確認をしたのであれば、どのような確認を行ったのか伺います。

3番目、工事によって何か問題が生じた場合、町はどのように対応するのか。指導や搬入物の撤去などを行うことはできるのか。

4番目、近隣住民の方は、産業廃棄物運搬車と記載された車両を見かけて心配していますが、どのように対応するのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、(1)の町はこの工事について現在どのように関わっているのかについてお答えいたします。コスモショア長瀬跡地活用事業に関して、町は事業者及び地権者との3者協定を締結しております。本協定では、町と事業者、地権者が本事業に供する施設の整備及び運営等に関して連携、協力することなどを定めております。そのため、町は事業者に対して工事の進捗度などを適宜確認しているところでございます。

次に、(2)、産業廃棄物運搬車と記載された車両が出入りしているのを見かけたが、積載物の確認を町はしているのか。確認をしたのであれば、どのような確認を行ったのかについてお答えいたします。議員ご指摘の車両について事業者へ確認したところ、当該車両は事業者の業態上、法令に基づく土砂運搬車両及び産業廃棄物運搬車両の両方の表示がされているとのことでした。もちろん事業者からは、今回の工事現場に産業廃棄物を決して搬入してはしないと伺っております。その上で、町職員は5月から8月にかけて計7回現地を訪問し、当該車両を確認しております。そのうち、予告せず現地を訪問した6月25日には白い採石を、同じく8月21日には粒が細かい砂を搬入していたことを確認しております。さらに、工事現場で事業者側へ聞き取りを行うなど、積載物及び搬入車両に問題がないことを確認しております。

次に、(3)、工事によって何か問題が生じた場合、町はどのように対応するのか。指導や搬入物の撤去などを行うことはできるのかについてお答えいたします。本件工事に関しまして、土地の造成工事は県河川砂防課の許可を受け、埼玉県立自然公園条例に基づく建築行為は県環境管理事務所の許可を受けております。したがって、町としては仮定のご質問にはお答えしにくいところではございますが、何か問題が生じた際には、町民の安心安全のため適切に対応してまいります。

次に、(4)、近隣住民の方は、産業廃棄物と記載された車両を見かけて心配しているが、どのように対応するのかについてお答えいたします。住民の方からお問合せをいただいた際には、ダンプカーにおける表示の概要、搬入物の状況、業者への確認状況等を回答させていただいております。また、今年の7月12日には、事業者による住民説明会を開催しました。説明会では、参加された方から産業廃棄物運搬車に関する

るご質問をいただきました。事業者からは、産業廃棄物を運搬していないこと、大量の土砂を運搬するためには大型の運搬車を用意する必要があり、やむを得ず産業廃棄物運搬車と記載された車両も手配したことを工事記録写真を提示しつつ説明がなされました。今後も町民のご心配に対しましては、適切に対応してまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町がどのように関わっているかという質問で、これはプロポーザル方式で始めた事業なので、ちょっとよく私も理解できなかったのだけれども、もう一度、町がどうに関わって選定したときに業者と契約を結んでいるのか。私は、なぜ町が関わっているのかという質問をしたのは、以前私の一般質問で、緑の村の用地は地権者に全部返すというのがあり、約束どおりその担当課長は3月31日をもって地権者に返しますと。その後、何ですのかなと思ったら、翌日4月の1日をもって、ただ課が替わっただけで契約を町が結んでいると。何でこんなに緑の村のところを固執するのかなと思っていたところ、この工事が始まったので、町がどうに関わってやっていくのか、もう一度お聞きをいたします。

それから、私もあるセメント会社で食べさせてもらっています。その事業の車は、大手セメント会社から産業廃棄物は一切積んではいけない、産業廃棄物運搬車と一般、その辺の事業をやる人が積んでいるときと積んでいないときがあるからというので、今町長が言ったことは理解できます。書いてあるけれども、きちんとした製品を積んでいる、そういう二股の事業をやることは私も理解はできます。その方法を聞いたという発表をしていると思うのだけれども、聞いて、はい、産業廃棄物ちょっと入っていますと答える人は絶対いないと思うのです。

もう一度、その確認方法。確認方法なんていろいろ、さっき言った白い砂利、多分これは石灰石なのだと思うのです。それから、小さな粒の砂って、こんな大きい砂ってないわけです。だから、どういう検査をしたのかなと思って、砂利と砂を確認したということなのだけれども、もう一度確認方法お聞きをいたします。お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

町の説明では、緑の村は地権者に返しますという説明だったというお話でよろしいのでしょうか。確かに一度地権者にお返しをいたしました。そして、改めて地権者のほうで、どなたか使ってくれる方がいればということで、町のほうもそうしたお話の中で、それではということで、こうした事業にプロポーザルで応募をかけたわけでございます。

ただいまのグランピング施設が始まるということになったわけでございますが、町としては全く関わらないというわけにはやはりいかないわけでございまして、その中で地権者からも、何かのときには町にも関わってほしいということで、そこで3者契約を締結したわけでございます。しかしながら、あくまでも地権者と事業者との関わりのほうが大きいわけでございまして、いわゆる町はオブザーバーのような関係でいるというのが私の認識でございます。あくまでも、地権者と事業者との関係でやっていただくということでございます。課が替わっただけでというお話でございますけれども、課は替わりましても、やはり町といたしましては、そうしたことでこれから関わっていくということになっているわけでございます。

それから、産業廃棄物の車の関係でございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたけれども、7回、職員が5回参りまして、2回は副町長が確認に行っております。その中で副町長も、石及び砂についてしっかりと目視をしてみたいところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、プロポーザル方式を使って契約して、今になったらオブザーバー的、そんなのでいいのでしょうか。これ聞いてがっかりしました。当時の担当者、プロポーザルを言葉にしたのは、多分監査をやる齊藤さんだったと思うのですがけれども、私もプロポーザルをどうなのか調べてみても、3者契約で町がオブザーバー的な立場に立つ、そんなのはおかしいと思いますよ、町長。決めたのは、契約者は町長、町が事業者と契約結んだわけですから、地権者は関係ありません。こういうのをやっている、そこのゴルフ場ではありませんけれども、工事が始まりました。地域住民の説明とは全然違う方式を取って、発破もかけます。池も造りませんとあって、崩れたらどうするのだから町長のところに泣きついたら、町長は民民の話だからって受け合ってくれない、そういうふうになってしまいますよ、あそこの上長瀬も。副町長が見に行ったからって、副町長だっただけ見ただけでしょう。ただ見ただけだと思いますよ、多分。ダンプの中、首突っ込んで見たわけではないのだから。何かリトマス試験紙だとか、よくうちなんかも検査されるのだけれども、端っこにくっついた泥をちょっと取らせろって検査されることもあります、うるさい荷主のところに行けば。副町長が見たからって、ああ、そうですか、ではよかったですとは言えません。誰が見ようが、どういう検査方法をして、しっかり検査をしてあげていないと、地域住民に今後困ることが起こらないように私は質問しているのです。ましてや、あの下には貴重な蛍の公園、私たちと一緒に始めた公園あるのだと、今でも地域の方は胸を張っています。そういうきれいな場所なので、特に皆さんの心配を私がここで代弁して話ししているのだけれども、今の話を聞いていると、どれもこれも全然信用できなくなります。町はオブザーバー、もうこのオブザーバーだっただけでもがっかりしました。はい、最後にお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

この事業に関しては、議会のほうに提出いたしましたときに、町が関わらないほうがよろしいのではないかというようなお話をたくさんいただきました。その中で、でき得れば業者と地権者でやっていただきたいということをお願いをしておいたわけですが、やはり地権者としてみますと、いろいろと関係がございますので、要するに県へのいろいろな申請があるものですから、ちょっと地権者と事業者だけでは大変だということで、そういうことに関していろいろと町のほうで協力をさせていただいたわけですが、もう完成が近くなってまいりまして、最終的に、始まってしまえばそうした関係に、先ほどオブザーバーという話をさせていただきましたけれども、そういう形を取らせて、議会のほうからいろいろ言われましたので、そうしたことのほうがよろしいかなということで、出来上がってからは2者で頑張っていてやっていただきたいというのが、私としてはそうした思いがございます。

その中で、もしも何かがあったときにはというお話をいただいたところですが、先ほどもお話をさせていただきましたが、もし町民に何か問題が生じたときには、これは当然町として町民の安心安全を確保しなくてはならない、そうした覚悟でありますので、そのときには適切に対応をさせていただきます。

以上でございます。なお、碎石に関しましては、また副町長のほうからお話をいただきます。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 関口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

具体的な土砂の確認の方法でございますけれども、私も先ほど町長が答弁いたしましたとおり、2回確認をさせていただきました。いずれも予告なく行かせていただきました。これは、遠目にダンプから土砂を下ろしたところを見るということだけではなくて、土砂を下ろした後に現地の付近まで行きまして、業者のほうでその土砂を敷きならしているところまで確認をさせていただきました。

以上でございます。

〔議長、ちょっといいですか〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今のプロポーザルの契約方法について、みんなでもいいのだけれども、私が必要なので、契約書のコピーを要求してください。大丈夫。

○議長（岩田 務君） はい。

○7番（関口雅敬君） いいね。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第75回全国植樹祭について、町長に伺います。令和7年の5月25日に、秩父ミュージックパークを主会場として第75回全国植樹祭が開催され、当日は天皇皇后両陛下のご臨席の下、記念式典と植樹が執り行われるとのことですが、主会場が秩父市、小鹿野町にまたがる秩父ミュージックパークということもあり、長瀨町では植樹祭に関しての盛り上がりにかけているような感じがあります。次の点について、町長に伺います。

1つ目、町長が視察した第74回全国植樹祭岡山2024の所感について。

2つ目、町は、第75回全国植樹祭を盛り上げるためのPRを今後どのように強化するのか。

3つ目として、町が12月に実施を予定している長瀨町版200日前のイベントの内容について。

4つ目、植樹祭の招待者を観光地長瀨へ呼び込むための施策や観光PRを実施するのか、予定をしている内容について。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の第75回全国植樹祭についてのご質問にお答えをいたします。

まず、(1)の町長が視察された第74回全国植樹祭岡山2024の所感についてお答えいたします。去る5

月26日、岡山市ジップアリーナ岡山で開催された第74回全国植樹祭に、秩父地域の市町村長全員で参加を  
してまいりました。私は、過去に植樹祭には1回、育樹祭には2回参加をいたしておりますけれども、今  
回のような室内開催への出席は初めてでした。会場は大変コンパクトにまとまっておりまして、屋内のため  
天皇皇后両陛下がご着座される御野立所はございませんでした。また、今回天皇皇后両陛下がご着座さ  
れた御座所背面には、大変格調の高い伝統木工技法の組子が飾られており、祭りへの主催者の気構えを際  
立たせるものとなっております。

式典後のアトラクションでは、県内の老若男女が民謡やダンスを披露し、祭りを盛り上げておりました。  
特に県内高校生による森林に対する未来への思いを脚本化した劇は、生徒たちのひたむきに演じる姿が参  
加者全員の心に響いたことと思います。最後に埼玉県歌が流れる中、次の開催地である埼玉県の大野県知  
事に全国植樹祭のシンボルである木製地球儀が手渡され、終了となりました。来年、秩父の地に天皇皇后  
両陛下をお迎えするのは、約66年ぶりになっております。失礼いたしました。秩父の地にお越しになっ  
たのは30年ぶりです。長瀬に30年ぶりにお越しいただくということです。

植樹祭の参加者は5,000人程度、そのうち県外からは約1,000人と伺っております。初めて秩父にお越し  
いただく方も大勢いらっしゃると思いますが、参加された全ての方々に、秩父にまた来たいと思って  
いただけるおもてなしができればと思うところでございます。

次に、(2)の町は第75回全国植樹祭を盛り上げるためのPRを今後どのように強化するのかについて  
お答えいたします。秩父郡市内の1市4町1村で構成する第75回全国植樹祭秩父地域推進協議会では、全  
国植樹祭の機運醸成を図るため、これまでに行政区を通じてステッカーの毎戸配布や、商工会から主立っ  
た事業所へ祝い札ポスターを配布していただくなど、各種の事業を展開してきております。当町でも、役  
場庁舎前に懸垂幕を設置したほか、卓上のぼり旗の役場での掲出をするとともに、ハナビシソウやアジサイ  
の開花時期などには、花の里においてチラシや鉢カバーを配布するなど、PRに努めてまいりました。

今後は、秋以降予定しているイベント等において、協議会で作成した秩父郡市内1市4町1村のマスコ  
ットキャラクターが集結したステッカーの配布も行ってまいります。また、岡山県知事から大野埼玉県知  
事に引き継がれました全国植樹祭のシンボル木製地球儀は、約9か月をかけて県内市町村で巡回展示され  
ます。長瀬町では、令和7年1月31日から2月5日まで役場庁舎1階ロビーにて展示を行います。町とし  
ても、引き続き全国植樹祭を盛り上げるためのPRや機運醸成に努めてまいります。

次に、(3)、町が12月頃に実施を予定している長瀬町版200日前イベントの内容についてお答えいたし  
ます。町では、200日前イベントとして苗木の植樹、植栽事業を実施することとしております。場所は、  
野土山または花の里を予定しております。

なお、実施日や参加者、植栽の樹種、植栽方法については、今後それぞれの場所の植栽管理を行って  
いただいている花の里実行委員会とも協議、調整してまいります。

次に、(4)、植樹祭の招待者を観光地長瀬へ呼び込むための施策や観光PRを何か実施するのか、予定  
しているのか、その内容についてお答えいたします。過日、第75回全国植樹祭が令和7年5月25日の日曜  
日に開催されることが決定されました。会場は、秩父ミュージックパークのスポーツの森テニスコートを整備  
して設営されるということでございます。そして、主に県外招待者は、式典前日、第75回全国植樹祭埼玉  
県実行委員会が指定する県内の施設に宿泊することが原則とされています。また、宿泊招待者は宿泊施設  
と式典会場等の間を、その他の招待者は最寄りの集合地から式典会場の間を、それぞれ実行委員会が手配  
するバスで移動することとされております。さらに、招待者の多くは、自治体、公的団体からの参加者と

見込まれます。昨今、自治体や公的団体等の出張で、出張目的以外に観光目的で他の観光地を訪れることははばかれる風潮もあるのではないかと思います。こうしたことを踏まえすと、開催地を除けば招待者の方が他の観光地に立ち寄っていただくことは、それは過度の期待はかけにくいと考えております。

一方、植樹祭開催日の5月25日は、ちょうどハナビシソウの開花時期と重なります。今年のハナビシソウ開花時期の花の里には、多い日で1日当たり1,000人弱の方にご来場いただきました。町といたしましては、来年も観光協会とも連携をして、広く観光客向けにハナビシソウ開花情報などの広報を積極的に行ってまいります。そして、少しでも全国植樹祭との相乗効果につながるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長から答弁いただきました。日時がまだ決まっていないということですが、200日前のイベントでは。また、先ほど言った来年の1月の31日から2月の5日ですか、木製の地球儀が展示されるということです。このことについては、ぜひ町民のほうへPRをしていただきたい。また、その200日前イベント、多くの方に参加いただくようにPRをしていただきたいと思っております。

この植樹祭は、先ほど言ったように66年ぶり、昭和34年に寄居町の金尾山で開催されたということで、秩父地域も一丸となって全国植樹祭を成功に導くとともに、全国植樹祭、この経験を将来の森林づくり、また地域づくりに生かしていかなければならないという目的だと思っておりますが、昨年5月に全国植樹祭の秩父地域推進委員会なるものが組織された、町長も副会長ということでございます。議会議長、また商工会長、観光協会会長等も委員になっているということでございますので、ぜひ町民の方々にPRのほうを進めていただきたいと私は思います。

再質問ですが、以前天皇皇后両陛下が秩父にお越しになれたときには、長瀬にご宿泊をされたという経験もございます。今回の全国植樹祭では、当然宿泊などの詳細については国、県レベルの調整中で、秩父地域には陛下の行程、または宿泊等、もちろん何も分からないと思っております。以前長瀬にお越しいただいたという経緯から、もしかするとまた長瀬にということも、憶測ですが考えられます。もし再度天皇皇后両陛下が長瀬の地にご臨場いただくことになれば、町としても大変名誉なことでございます。このようなときに、町としましても盛大な歓迎や準備が必要であると思っておりますが、まだまだ全然決定したわけではございませんが、心構えだけは早め早めにしておいたほうがよいかと思っておりますが、町長の今の考えをお聞きいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃりましたとおり、現在のところ天皇皇后両陛下がどういう行程を組んでいらっしゃるか、全く知らされておりません。その中で、長瀬にお越しいただけるのかどうかということも、全く今のところお話がないわけでございます。しかしながら、もしそういった話が来ました場合には大変名誉なことでございますので、早速に関係各所と連携し、準備に当たりたいと思っております。万に一つということもございますので、当然ながら心構えはしておきます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 準備だけは何とかお願いしたいと思います。

先ほど、この植樹祭には県内外から3,500名ほどの招待者、関係者がお見えになるということでございますが、さつき町長が、残念ながら長瀨には立ち寄ることができないのではないかと聞いて、次の再々質問を考えたのですけれども、ちょっと違うことにしたいと私は思っております。

当日宿泊する県内の各地、埼玉市、川越市、熊谷市辺りからも来ると思いますが、そこからバスで来て、そのまま直帰、帰ってしまうと、本当にそういうことが懸念されるかもしれません。せっかく秩父に来ていただいた方々、長瀨はもとより秩父地域をアピールする絶好のチャンスであると思っておりますので、どうかハナビシソウを見に来ていただきたいと私は考えております。そのために、ぜひ秩父地域、宿泊地もございました。まだこれからいろいろ県のほうで割当てすると思っておりますが、町長のほうから、ぜひ秩父地域に宿泊を多くしていただくよう、そのような働きかけを県のほうにしていきたいというお願いですが、町長の考えをお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたけれども、主に県外招待者は1,000人でございまして、式典前日、第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会が指定をする県内の施設に宿泊するということが原則でございます。そしてまた、できる限り都道府県単位で1つの宿泊施設に宿泊されるようでございます。ということでございまして、一定規模の収容人員が必要となるわけでございます。施設内では植樹祭の受付確保スペースや、施設外では植樹祭会場まで送迎するバスの停車、転回ができる広さなど、一定の要件も必要となるようでございます。

私の今までの経験から申し上げますと、この方々の宿泊手配は実行委員会でしかるべき旅行者に依頼されていることと思っております。しかしながら、今議会で議員からご要望があった旨、次回の秩父推進協議会に伝えさせていただきたいと思っております。この推進協議会には県からもお越しいたしますので、その際にはお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。植樹祭については本当に不明な点がありますので、今後各いろいろな状況等を見ながら、動けるほうにこっちも考えていければなと思っております。来年の5月25日、町長も任期中ですので、頑張っってぜひこのチャンスを生かしていただきたい、そのように思います。

では次に、2つ目の質問に移らせていただきます。町民からの要望についてということでございます。町長にお伺いします。長瀨アルプスハイキングコースの一部は、個人所有または共有地を利用しており、多くのハイカーが来ることによって、長瀨町のにぎわいに貢献していただいております。このハイキングコースとして利用されている土地と、ハイカーが利用している役場駐車場について伺います。

1つ、一部民地がハイキングコースとして利用されておりますが、固定資産税を長瀨町税条例第71条を適用して減免することはできないのか。

2つ目、庁舎玄関脇に設置してあります協力金箱、職員が自ら製作したということで、設置によって町の財政に貢献していることに対しまして感謝をいたします。この協力金箱をもう少し大きくしたり、目立つ色へ変更や目立つ場所に移動することで、協力金の収入が増えるのではないかと考えますが、町は実行する考えがあるのかどうか。

3つ目、ハイカーが多く訪れる時期の祝祭日は、駐車場が満杯になるということもあるようです。日曜開庁で窓口に来た際の駐車場がなかったとの相談も受けました。ぜひ日曜開庁で来庁した方々のためにも、

駐車場のスペースを確保することをお願いしたいと思います。

4つ目、庁舎正面玄関左側に時計を設置しましたが、小さくて目立たないとの意見を聞きます。もう少しでも大きい時計を設置するか、目立つ場所に時計を移動することができないのかお伺いします。

最後ですが、役場駐車場、国道からの中学校側が入り口専用、農協側が出口専用となっておりますが、入り口が分かりづらいとの意見を聞きます。表示を見ますと、本当に水色部分が剥げてしまっているような部分もございますので、ぜひあの部分は修繕をしていただいて、分かりやすい入り口、出口にしたいと考えておりますが、5点についてお聞きいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員のご質問についてお答えいたします。

まず（1）、長瀬アルプスハイキングコースの固定資産税の減免についてお答えいたします。税の減免を講じることができる場合は、地方税法上、天災などの場合、貧困による場合、客観的に見て担税力を喪失した場合、公益上の必要がある場合などに限定され、町の税条例で定めているところでございます。確かに民有地を長瀬アルプスとしてハイカーの方々に利用していただいていることにつきましては、町としても大変感謝をしているところでございますが、税の減免が相当限定されていることを踏まえ、現状減免はなかなか困難でございますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、（2）の庁舎玄関前の協力金箱についてお答えいたします。この協力金箱は、休日等にハイキング等で町を訪れ、役場駐車場を利用される方に対して協力金をお願いするため、令和2年度から設置しているものでございます。協力金箱は、当時予算をかけずに多少の協力金をいただけないものかと職員が考え、一方で自然感、木質感を生かしたデザインにしようと、意欲的に職員が手づくりで作成したものでございます。

また、ハイカー等の動線を踏まえつつ、盗難防止のため固定しやすい場所として、現在の場所に設置したものでございます。協力金箱の隣には、大きく「登山や観光の目的で駐車場を利用される皆様へ」として、駐車場利用料金のお知らせも提示しております。このようなことから、協力金箱はいましばらく現状で対応させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、（3）、日曜開庁時の窓口来庁者の駐車スペース確保についてお答えいたします。令和6年4月から毎月の日曜開庁日には、「窓口来庁者専用」と記載したカラーコーンを配置して、4台分の駐車スペースを確保しております。

次に、（4）、庁舎正面玄関左側に設置した時計についてお答えいたします。故障していた役場駐車場内の時計は、去る6月に職員が撤去しました。その後、旧長瀬第二小学校の統合で使用なくなっていた時計を再利用して、来庁者の視線、マグネット設置に適した場所、風雨の影響等を考慮して、現在の位置にその時計を設置したものでございます。様々なご意見はあろうかと思いますが、当面は現状で対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、（5）、役場駐車場の入り口、出口専用の表示についてお答えいたします。国道140号には、役場入り口に長瀬町役場の案内標識が設置されています。また、役場と長瀬中学校の間に設置されている防護柵には、上りからも下りからも見えるように大きな入り口の看板が取り付けられています。そして、出口には車両進入禁止の立て看板も設置してあります。このたび、より見やすい看板の向きも修正したところでございます。さらに、駐車場の国道140号入り口、出口の手前には、それぞれ入り口、出口を示す矢印の路面も塗装されています。このように様々な表示をしているところでございます。

なお、駐車場入り口、出口の矢印の路面標示は、塗装が劣化し標示が判断しづらくなってきておりますので、安全対策上、標示の塗り直しを検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。1番の長瀬アルプスの関係の減免についてですが、地権者の方々に無償で利用させていただいているということに対して、本当に少しでも誠意を見せていただきたいというのが私の気持ちであります。ぜひ税条例第71条を適用するよう、再検討をお願いしたいと思います。

また、2つ目の協力金箱についてですが、協力金箱の設置自体についてもいろいろ賛否両論の声があると思います。私は、やっぱり少しでもハイカーのために、安心安全なコースで歩けるよう整備をするという趣旨での協力金であれば設置すべきだと思います。せっかく職員が手作りで作製したのであれば、本当にもっと見やすい駐車場の中央に移動していただければと思うのですが、今回作製したばかりだから、あの協力金箱で結構でございますけれども、再質問なのですが、今の場所、玄関右側の丸い支柱の奥の側に立っていると思います。あれは番線で固定してあって、あれを切られては盗難、盗まれてしまいますけれども、同じような形で入口の左側の前、そこにちゃんと屋根もございませう。そちらのほうに移動して、中央部分になりますが、そのほうが私は目立つのではないかなと思っておりますので、ぜひ担当である企財課長のほうでも現地を再確認してもらって検討をお願いしたいと、そのように思います。

あとは、日曜開庁のときの4台分確保してあるということで、引き続いて利用者に不便のないようにお願いしたいと思います。2番目は以上ですが、1つ再質問のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

協力金箱の位置でございますが、設置をした当時、町長からも今お答えさせていただきましたが、安全性に配慮するということも踏まえて、なるべく位置が目につかないということもございませうが、なるべく目立ち過ぎない位置ということで、現在の右側という場所に設置をさせていただいております。ただ、町長からもお答えさせていただきましたが、協力金箱のそばに協力金を依頼する旨の案内を大きく掲示させていただいておりますので、掲示を御覧いただくことで協力金箱も見つけていただけるものと考えております。そのため、いましばらくは現状のままで対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

減免につきまして、誠意を見せてほしいというお話でございました。町として何かできることがあるか、これから庁舎内で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 鈴木です。ありがとうございました。

では、3つ目の一般質問の検証についてお伺いします。私とかが一般質問した内容について、町当局がその後どのような対応、対処をしてきたかということを確認することは重要と考えます。町発展のため、過去に一般質問した内容の進捗状況について伺います。

1つ目、町道主要幹線5号線（北桜通り）の前方に横断歩道があることを知らせるためのひし形の標示の引き直しは、警察や関係機関と協議するとの答弁をいただきましたが、協議の結果と年度内の実施は可能なのか。

2つ目、金石水管橋の工事は地元の回覧で周知がありましたが、一時的に歩行者が通行できない時間帯があるようでございます。歩行者の安全を確保するために何か対策は講じていただけるのか。また、県道長瀬玉淀線に関して質問した内容を、管理者である県土整備事務所に相談をしていただいたのかお伺いします。

最後ですが、大リーガーから寄附された野球グローブの展示を実施していただき、ありがとうございます。可能であれば、見学された方の人数、また見学者の感想等ございましたらお聞きをいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、一般質問の検証について、鈴木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

議会において一般質問した内容について、町当局がその後どのような対応、対処をしてきたかを確認するという事は重要と考えております。町政発展のため、過去に一般質問した内容の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、(1)の幹線5号線の横断歩道を知らせるためのひし形標示の引き直しに係る警察や関係機関との協議結果と、年度内の実施は可能なのかについてお答えいたします。ご質問の内容につきましては、令和6年3月25日付で、文書で秩父警察署長に要望させていただきました。このたび、改めて秩父警察署に確認しましたところ、道路標示の補修は県警察本部で県全体の要望を管理して順次行っていくとのことでした。

なお、現地の状況は、秩父警察署によりスプレーで簡易的に標示の補修をしていただいたようでございます。今後も早期に補修を行っていただけるよう、適宜秩父警察署にお願いをしております。

次に、(2)のご質問のうち、金石水管橋の工事に伴う歩行者安全対策についてお答えいたします。地元行政区の方に対しましては、令和6年6月28日付区長回覧により、修繕工事の実施につきましてお知らせをしたところでございます。工事は、仮設足場を組み、橋の底面や側面を中心に作業を行うこととなりますが、基本的には通行止め等の制限はなく、歩行者は自由に通行できる予定です。

なお、仮設足場の設置、撤去のときは橋の上で作業を行うため、交通誘導員を橋の両側に配置し、歩行者の安全対策に努めてまいります。また、仮設足場の材料の運搬、積卸しのため一時的に歩行者が通行できない時間帯が生じることがございますが、通行者の多い通学時間帯などを避けて材料の運搬、積卸しを行うなど、利用状況にも配慮して作業を実施してまいります。

次に、(2)のご質問のうち、令和6年3月定例会での県道長瀬玉淀線に関していただいたご質問の横断歩道、ハクジツコウ、要するにサルスベリでございますけれども、そちらの枝と道路照明灯に係る相談の状況についてお答えいたします。井戸中郷区、千葉亭付近、風布側の横断歩道標示につきましては、令和6年3月25日付で文書で秩父警察署長に要望させていただきました。繰り返しになりますが、道路標示の補修は県警察本部で県全体の要望を管理して順次行っていくとのことでしたので、ご了承いただきたいと存じます。

ハクジツコウの枝の定期的な伐採につきましては、ご質問いただいた後、速やかに口頭で所管の秩父

県土整備事務所に対して定期的な点検を依頼させていただきました。秩父県土整備事務所では、歩道内の植樹帯の定期的な除草と通行に支障となる枝の剪定を行っているとのことでしたので、ご了承いただきたいと存じます。

道路照明灯の増設につきましては、令和6年3月定例会でもお答えさせていただきましたが、該当区長様名で町を通じて県土整備事務所長に要望することが通例となっております。ご質問の要望は、現在のところ町には届いておりませんので、改めて該当区長様と相談していただければと存じます。

次に、(3)、寄贈されたグローブの展示についてお答えいたします。12月25日に大谷翔平選手から野球グローブ3個が各小学校へ届き、主に体育の時間や学級活動の時間を中心に活用しているところです。大谷選手からのグローブの寄贈は全国的にも大きな話題となり、長瀬町ではテレビ局3社の取材が入り、ニュースで流れたこともあり、町民の皆さんの関心も高かったことと思います。

また、3月定例会において鈴木議員からご提案いただいたこともあり、教育委員会では展示する期間やその方法、また周知方法などを検討し、小学校の春休み期間である3月27日から4月8日まで、役場庁舎1階ロビーに展示したところでございます。展示については、多くの町民の方にも御覧いただいたと思っておりますが、自由にご観覧いただく形式としており、ご質問の見学された方の人数と見学者の感想については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長から答弁いただきました。

1つ目の北桜通りの件、県の関係機関といろいろ協議をしたり、秩父警察のほうへ言っていたり、本当にありがとうございます。引き続き、子供たちの安心安全のために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目の水管橋の工事についてですが、通学路でございますから、本当に子供たちが安全に通学できるよう見守っていただければと思ひます。県道長瀬玉淀線についてですが、先ほど言った井戸中郷区、千葉亭前の横断歩道、確かに白いスプレーでしゅっと書いてあるだけなのです。本当にちょっと吹けば飛んでしまうような感じですが、誠意は私は感じました。しかし、あれではすぐに消えてしまうかなと思ひますので、ぜひちゃんとした白線になるように、どうか要望を再度お願ひしたいと思っております。

また、グローブの展示については、教育委員会、早急の対応ありがとうございました。大スターの関係するこのような展示、見学した人は不明とのことですが、町民の方に少しでも元気、勇気を与えていただけたかなと思っております。

再質問ですが、これ担当課長にちょっと2つお伺ひします。1つ目が、県道長瀬玉淀線のサルスベリの件、引き続き県にお願ひするとともに、ひとつ井戸中郷区の民地部分のサルスベリの伸び放題の関係についてですが、町から指導をお願ひしたいと思ひます。数日前にお話をしましたが、現地を確認してどう感じたか、建設課長の考えをお願ひします。

また、もう一つ、グローブの展示、終わりました。大谷選手は、学校でぼろぼろになるまで使用していただきたいとのことであります。長瀬第一小学校の子供たちも、キャッチボール等をしながら、野球だけではなく様々なスポーツも体験でき、元気で明るい子供たちになるよう教育委員会でも見守っていただきたいと思ひますが、考えをお願ひいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、長瀬玉淀線のサルスベリの件についてでございますが、鈴木議員からお話をいただきまして、私のほうも確認をさせていただきまして、確かに通行の支障になっているところがございます。つきましては、県道を管理します秩父県土整備事務所のほうでは、通行の支障となる枝等があった場合には連絡をいただければすぐに対応するとの回答をいただいておりますので、今回につきましても早急に要望をさせていただきたいと考えております。

また、井戸中郷区内の民地のサルスベリにつきましては、現在のところ正確な資料等がないのではっきりとは申し上げられないのですが、町で植えたというような経緯もあるということでございましたので、そこにつきまして、まずは調査をさせていただきまして、対応について考えさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

大谷選手から寄贈いただいたグローブは、小学校の統合によりまして今第一小学校に6個あります。大谷選手の活躍は、連日テレビで放映されておりまして、子供たちの関心もとても高いと思っております。大谷選手の思いを子供たちがしっかりと受け止められるよう、第一小学校では引き続き休み時間や授業時間を通じ活用しているということでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 各般にわたりご答弁をいただきました。ありがとうございます。いろいろ要望等もしましたが、ぜひ実現に向けて、今後業務のほうを進めていただきたいと思います。

以上で9月議会一般質問を終わりにいたします。

---

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、幹線1号線、5号線の整備について町長にお伺いします。

桜は長瀬観光の要であり、町では消滅自治体とならないためには、観光振興による交流人口の拡大が効果的でもありますと言っていることから、観光のニーズに合わせた周遊コースの整備が必要と考えます。上長瀬駅から高砂橋までの桜通りと呼ばれる幹線1号線、5号線は、春の観光の象徴の役割を担っており、幹線5号線は桜百選にも選ばれていることから、その整備及び管理の状況について、次の点について伺います。

1番、町内全体で桜が老木化し、衰弱が目立っているが、樹木医による診断は行っているのか。実施していないのなら、診断を行う考えはあるのか。また、特に衰弱が著しいと思われる幹線5号線の桜並木の再生計画や町全体の桜再生計画はどのようになっているのか。

2、通行の障害となる枝や歩道の凹凸等、危険箇所の確認はどのように行っているのか。また、確認し

た危険箇所の改善方法やその管理計画、整備計画を立てているのか。

3、南桜通りと呼ばれる幹線1号線は、4年前に工事を実施したが、現在同じ箇所を改修しています。工事が必要な理由と工事概要、予算、今後の耐用年数等をどのように見込んでいるのか。

4、長瀬駅周辺は、他地域と比べて常に除草されています。除草等の整備は平等にすべきと考えますが、町の除草等はどのように進めているのか。また、歩行者の安全確保のために長瀬駅前に横断歩道の整備はできないのか。

以上についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の幹線1号線、幹線5号線の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、(1)の老木化した桜の樹木医の診断、幹線5号線の桜並木等の桜再生計画のお尋ねについてお答えいたします。私も幹線5号線を含め、町内全体で桜が老木化してきていること、これは今後どうしていくべきかにつきましては、町の大きな課題であると考えております。

そこで、今年度当初には関係する町民課、産業観光課、建設課の3課で検討会議を立ち上げるよう職員に指示したところでございます。ご質問の町内の桜の再生計画等は、現在のところ策定されておられません。まずは、役場の関係課での検討会議で今後の方向性を検討してまいります。また、町が管理している桜について樹木医による診断は現在行っておりませんが、この検討会議の中で樹木医の診断の必要性についても併せて検討してまいります。

次に、(2)、通行の障害となる枝や歩道の凹凸等の危険箇所の確認方法、管理計画や整備計画のお尋ねについてお答えいたします。町では、シルバー人材センターに道路愛護保全管理業務を委託しております。シルバー人材センターには、町道の定期的な巡回を行い、通行の障害となる枝や歩道の凹凸等の危険箇所の確認を行っていただいております。そうした危険箇所を把握した際、簡易的な改善が可能な場合には、随時剪定や補修を行っていただいております。また、簡易的な改善に支障があると思われる場合、町民等から町に直接危険箇所の通報等があった場合には、職員が現地確認を行い直ちに保安措置を行うとともに、職員の直営作業や業者への作業発注により、改善を行うよう努めているところでございます。

道路の管理計画、整備計画は、主要幹線道路を対象とした舗装の修繕を計画的に進めるため、長瀬町個別施設計画を策定しております。幹線1号線及び幹線5号線についても、個別施設計画に基づき計画的な舗装の修繕を行ってまいります。

次に、(3)、幹線1号線の補修工事について、工事が必要な理由、工事概要、予算、耐用年数について、順次お答えいたします。場所は、町道幹線21号線との交差点から長瀬駅方面に向かう約70メートルの区間の補修工事です。平成30年度に、道路拡張と歩道設置、転落防護柵の設置等の道路改良工事を行いました。その後、歩道に数か所の沈下が見られ補修も行いましたが、沈下が続いているため歩行者の安全を考慮し、このたび改めて補修工事を行うこととしたものでございます。工事では、歩道部の舗装の打ち替え、側溝及び歩道、歩車道境界ブロックの再設置を行います。予算額は432万円でございます。

次に、道路の耐用年数についてのお尋ねにお答えいたします。ご質問の趣旨は、道路の寿命のことかと存じます。道路の寿命を定めたものはないと承知しており、交通量や気温などによって寿命の長さは変わるものと考えます。なお、税法上の減価償却資産の耐用年数は、アスファルト敷の舗装道路は10年とされております。

次に、(4)、町の除草等はどのように進めているのか、歩行者の安全確保のため横断歩道の整備はしな

いのかについてお答えいたします。お尋ねにもありましたように、長瀬駅周辺は常に除草が行き届いております。まず、長瀬駅前には秩父鉄道社員のご協力により除草が行き届いております。また、長瀬駅南側の踏切から幹線1号線と町道長瀬32号線の丁字路、交差点までの間は、道路沿いにお住まいの皆様のご協力により除草が行き届いております。長瀬駅周辺は、観光客にとって長瀬の顔とも言える場所であり、事業者及び関係町民の皆様に心より感謝申し上げます。

町による除草につきましては、現在幹線1号線は、幹線2号線との合流地点から南の区間、幹線5号線は長生館から北の区間など8路線、延長9キロメートルの除草をシルバー人材センターに委託して実施しております。シルバー人材センターには、路線ごとに計画的に年間1回から5回の除草を行っていただいております。除草等の整備は平等にすべきとのご意見もいただきましたが、町道の総延長は約192キロメートルあります。また、町道以外にも花の里や野土山などの除草もございます。そうした状況の中、町では交通量、人の往来度、町道の見通しなどを総合的に勘案して、シルバー人材センターに8路線の除草を委託して実施しております。さらに、事業者や町民、ボランティアの皆様などにも除草を行っていただいているところでございます。一方、予算や人に限りがある中、町道の総延長等を考慮すると、全てをいつでも除草されている状態にするのは困難でございますが、ご意見も踏まえ、町としてできる限りの努力をしてみたいと存じます。

次に、横断歩道の整備のお尋ねにお答えいたします。これは、長瀬駅南側の踏切先、幹線2号線を銀座通りへと渡る道路のことと思われます。当該踏切付近は、多くの観光客が通行する一方、大型観光バスや車両の通行もあり、大変混雑している状況にあります。歩行者の安全確保については、以前から踏切の拡幅が大きな課題とされてきました。町としても、これまで何度も秩父鉄道と相談をしてきているところでございます。しかし、踏切改良の工事費が相当高額になるとのことから、前に進めない状況となっております。

一方、町では踏切を通行する大型観光バスの減少にも資することとして、現在大型観光バスを中心とした駐車場の整備を進めております。そうした中で、横断歩道の整備のご質問をいただきました。横断歩道の設置には、様々な課題があると思っておりますが、所管は埼玉県公安委員会となりますので、関係機関と相談をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 町長、勘違いしているのではないですか。1号線と5号線だけのことについてだから、除草については町内全体ではなくて、今回はここの場所ということなので、承知してください。

まず、今の現在の5号線、北桜通り、これ多分私が中学生に入ったかどうかのときに、昭和天皇の行幸があったのです。行幸ですか、そのときにあそこに桜を植えて桜新道と呼んでいて、今でも私たちは桜新道と言っています。ですから、60年以上経過していると。桜についてなのですが、日本の桜の三大名所、1つは弘前城址公園、これ2,600のソメイヨシノがあります。私も何度か行きましたけれども、ここでは3名樹木医がいるのです。職員45名、これ常時ではないのですって、工事する人で管理しています。桜切るばか梅切らぬばかといいますが、ここでは弘前方式で桜の剪定をまず行くと。それから施肥、これは毎年肥料をくれると。それからもう一つ、これは薬剤散布で、弘前には100年以上の桜も何本だったかな、200本だけがあると。樹齢はほとんど60年から100年です。ほかにも高遠城址公園、これも一つですが、ここは桜守が5名います。三峰川みらい会議という民間団体が桜の保護等を行っている。それから、日本三大桜

のもう一つ、奈良の吉野山、これは1,300年前からやっているそうですが、山桜が3万本。私ここはちょっと開花しているところを見たことないのですけれども、これについてもやはり桜守が5人だったかな、いるようです。これについても、桜山保勝会というのが管理を行っている。ほかにもたくさんありますが、特に有名な桜どころについて今言いました。

桜守、樹木医、長瀬にはないと。これで桜百選、これは全然違うではないですか。長瀬の樹齢も60年、これは観光協会の責任にしているのではないです。観光協会に90万円出して管理を委託していると。管理ではないではないですか、これははっきり言ってあの道については、私は観光地にあるまじき姿だと思います。再生計画もう待たなしです。だから、どうやって再生するのか。例えば1本、2本切ったところがあります。1本切れば経費は幾らかかるのですか。それで計算すると、私が桜通り数えたのです、桜が何本あるか。ちょっと言います。長瀬駅から高砂橋まで、左側176本、右側に183本、これは私の目で数えたので多少の誤差はあります。古くて、これはもうそろそろ駄目なのではないのというのが、左側が77本、右側が88本。これはゆゆしき問題と私は思います。

花の長瀬といいます、ハナビシソウ等ありますけれども、やはりしぼんでいても桜です。これは、町長も頭の痛いところだと思いますが、私以前にも言いました。花の里の通り抜けの桜のほう、もう向こうにやるしかないのではないかなと、再生は。ちっちゃい木がちょぼちょぼと植わったりしていますけれども、果たしてあれで再生できていくのかどうか非常に疑問に思いますので、そのところについて、まず桜並木の再生マスタープランというのが必要だと思います。それを今ここでつくるとは言えないと思いますが、ぜひやったほうがいいのではないのかと。

それから、樹木医につきましては、もう秩父地域にはなんか1人ぐらいしか樹木医がいないとか、これ樹木医の資格は取れるのです。職員でも、研修して取らせても大丈夫だと思うのですけれども、招聘してでも、この桜並木全体を診断していただくと、まず診断しなければできないことだと思います。ぜひそれを進めるべきと提案いたします。

再々質問になるべく行かないようにしたいと思っているので、桜の町として再生を考えるならば、まずユニバーサルデザインを描くということだと思うのですが、クラウドファンディングを活用する。それから、観光税も一つだろう。だが、それをやった場合には責任があります。しっかり再生をすると、協力していただいた方に説明できるとか、見ていただくとか、それが必要だと思いますが、再質問として手短かにお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま村田議員が北桜通りを全て勘定していただいたというお話の中で、359本の中で、もう駄目だろうというのが165本ですか、そういたしますと約半分弱はもう再生不可能ということになると思います。私も実はそう思っているのです、本当に。その中で、どうしたら再生できるかなということで先ほども回答させていただきましたが、何とか3課でこれからどうするかを考えてほしいということで指示をしたところでございます。その中で、ただいまマスタープランのお話がありました。これから3課で相談する中で、こうしたことにもしっかりと取り組んでいただければと思っておりますので、ご提案をしかと受け止めさせていただきたいと思っております。

それから、樹木医のお話でございますが、ただいま職員も資格が取れるのですというお話をいただきましたので、これは早急にそうしたことができるかどうか、庁舎内で相談させていただきたいと思っております。

秩父郡市内で1人しかいらっしやらないということでございますので、でき得れば庁舎内でそうした方が誕生していただければありがたいなと思うところでございますので、取り組んでまいりたいと思います。

それから、クラウドファンディング、観光税のお話をいただきました。これに関しましては、今までも町といたしましてもさんざん検討をしているところでございますが、議員おっしゃるとおり、説明責任というものが出てまいります。しっかりと管理をしていかなければ、その説明責任が果たせないわけでございます。少し及び腰になっておりますけれども、そんなこともまだまだこれから考えていかなければならないことかなと思っております。

いずれにいたしましても、3課のほうにそうした会議を持つように私のほうから指示をいたしましたので、これからそうしたことに取り組ませていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 町長も、失礼なことですが、任期があまり残されていないので、この……

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いやいやいや、黙っててください。桜の道筋は町長として、ぜひこの3課に任せないで出していただければと思います。ちなみに、樹木医は日本緑化センターというところが認定する資格だそうです。

あと、お答えいただいているのが桜守についてなのですが、これは町長もご存じだと思いますが、秋田県の角館、仙北市、ここでも桧木内川というのかな、堤にやっぱりこれはソメイヨシノです、2キロにわたって咲き誇って、武家屋敷のところにはシダレザクラがきれいに咲いています。これにというか、やはり職員研修でも見て、桜守制度というのを一つ長瀬もやらないと、またほかに将来的につながっていかないと思うのです。ですから、経費はかかるかもしれないけれども、やはりそういうところを職員にぜひ学んでいただいて、観光協会に投げ捨てではなくって、桜を投げ捨てという言葉は申し訳ありませんけれども、予算の都合上それしかできないのだらうと思います。ですから、1本の桜を切るのに、下手するとあれ1本10万とか20万とかかかるのです、多分処理まですると。ですから、あの桜を見て三百何本、あれはどうなってしまうのということになります。ここだけはっきり道筋をつけていただけたらと。

なお、もう一点付け加えますが、多くの地域で、多くの地域って私それほど行ったり見たりしていないところもありますが、主なところは承知しています。ボランティア制度がかなり関わっていると、高遠の三峰川なんかにつきましては、もう桜だけではなくて、あの近辺の里山整備というところまで関わっているのです。ですから、そんなふうなところ、なかなか長瀬は難しいところあると思うのですが、やはりそういうところでも、講習等でももう少し何とか協力していけないかと。一番悪いのは、あそこの桜の木の下にれんがを敷いて桜の木をいじめたこと。でも、過去を言ってもしょうがないからなのですけれども、どうするかということをもう一回、町長にお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

桜も切るだけでしたらば、それほどお金はかからないのですが、全部根元から掘ってということになりますと相当なお金がかかります。今の町の財政ですと、50年、100年かかってしまうのではないかなというぐらいかかるわけでございます。その中で、何とか補助金ですとかそういうものを活用できないかということで、以前にもお話しさせていただきましたが、河川財団にお願いに上がりましては、コロナ前でございましたので、ではせっかく町長が来たのでは2,000万つけるよということで、毎年400万いただける

というお話で帰ってきたわけでございます。そうしましたらばコロナが始まってしまったり、災害が起きてしまったりで、それが出せなくなってしまったということで、5年間100万ずつはいただきました。しかしながら、これも6年度、5年度ですか、でおしまいになってしまうということで、また何かないかなということで今考えているところでございますけれども、村田議員もご承知のとおり全部を全てを植え替えるということ、本当にこれはちょっと町の財政として難しいなという思いがいたしております。

その中で、ボランティアが関わっているという話でございますけれども、これも働ける年代の方たちがなかなか少なくなっております中で、ちょっと難しいなという思いがしております。桜守に関してもでございますが、そうした方を町のほうで確保できればよろしいのですが、これにもまた財源が伴うわけでございますので、非常に頭の痛いところだなと思っておりますのでございます。

1つちょっと蛇足になりますけれども、実はこの間の植樹祭の秩父推進協議会の中で……

〔「あんまり言われると次行けなくなるのですが」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君）　　そうですか。ちょっと秩父地域の桜が全てもう駄目だというお話がございました。特に美の山の関東の吉野山ということで見せたいということだったのですが、これがもう大分駄目だというお話が出てまいっているところでございます。秩父郡市内どこも大変だなという思いがしているところでございます。特に長瀬町に関しましては、花の長瀬でございますので、できる限りの努力をさせていただきます。

以上です。

○議長（岩田 務君）　　5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君）　　まだ言いたいところはあるのですが、時間の都合で次に行きます。

いじめやいじめに起因する事故の未然防止について、教育長に伺います。文科省では、令和4年、児童生徒の自殺者は512人、小中学生の不登校は29万9,000件、小中高でのいじめの認知数は68万2,000件となったことを公表しております。さらに、この数値に表れていない潜在的な部分があることも想定されています。そこで、いじめといじめに起因する事故の未然防止と早急な認知の必要性という観点から、次の点について伺います。

1、令和5年度に報告のあったいじめの発生件数とその内容、またその対応について。

2、学校生活における児童生徒の様子について、毎日の児童生徒の体調や心理状況を確認する方法と、いじめ等の兆候が推測された場合に、共通の認識として情報共有を全職員でどのように行っているのか。

3、きめ細かな児童生徒への心のケアを行うには、貸与しているタブレットを活用したデジタル健康観察の導入が必要ではないのか。また、児童生徒へのストレスチェックと心のケアを現在どのように行っているのか。

以上について質問します。

○議長（岩田 務君）　　教育長。

○教育長（井深道子君）　　村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度に報告のあったいじめ発生件数と、その内容と対応についてでございますが、令和5年度の発生件数は、小学校45件、中学校9件でございます。内容についてでございますが、小学校では冷やかし、からかい、悪口など、また軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして蹴られたなどがございました。中学校では、冷やかし、からかい、悪口などとなっております。

各校では、このような案件に対して、長瀬町いじめ防止基本方針に基づくいじめに対する基本的対応に

より組織的に取り組むとともに、再発防止に向けて適切に指導を実施しております。なお、現在は全ての案件が解消されております。

次に、毎日の児童生徒の体調や心理状況を確認する方法と、いじめ等の兆候が推測された場合の情報共有をどのように行っているのかについてでございますが、児童生徒の健康、心理状況の把握については、朝の健康観察で子供の顔を実際に見ること、返事を聞くこと、挙手の様子などを見て教職員が確認しております。また、小中学校ともアンケートを定期的実施して把握しております。このアンケート結果や生徒指導会議等を行うことにより児童生徒の把握に努め、情報共有を行う中で、いじめの未然防止、早期発見につなげております。

特に長瀬第一小学校では、今年度学校統合により不安な気持ちとなる児童も少なからずいると考えられることから、学校生活における満足感や意欲、学級集団の状態などを把握し、いじめ、不登校対策に活用できるアンケートツール、ハイパーQ Uを7月に実施いたしました。教職員は、その結果を生かし、よりよい学校生活や友達づくりに取り組んでおります。

なお、情報共有などへの対応でございますが、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、担任任せ、担当任せではなく、管理職をはじめ、教務や養護教諭など学校全体で、またチームとしてケース会議を開催するなどの指導、支援を行う体制を取っております。

次に、タブレットを活用したデジタル健康観察の導入、また児童生徒へのストレスチェックと心のケアを現在どのように行っているのかについてでございますが、町では令和2年度に学校内のICT環境整備を実施し、情報活用能力の育成とICTを活用した学習活動を進めております。ご質問のタブレットを活用したデジタル健康観察についてでございますが、1人1台端末を活用し、児童生徒の日々のストレスや心身の変化を把握、健康観察にICTを活用するもので、児童の心理状態を見える化することで学級の指導を支援するものですが、長瀬町の小中学校では現在実施しておりません。現在は、小中学校とも定期的にアンケートを実施し、児童生徒の実態把握に努め、いじめの未然防止、早期発見を図っているところでございます。

なお、文部科学省では、いじめの重大事態を防ぐための早期発見、早期支援の強化として、1人1台端末の活用を推進しているところでございます。このシステムの導入により具体的なリスク予測が可能となり、児童生徒の言動や教職員の目では分からない小さなSOSを把握し、早期支援につなげることが可能となるようでございます。現在、各校に配置しておりますタブレットは、来年度に入替える予定でございます。デジタル健康観察の導入については、その効果や近隣市町村の導入状況などを踏まえ、タブレット入替えに合わせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) それでは、再質問します。

当町では、昨年度ですか、小学校45件、中学校9件のいじめを認識したということなのですから、これ非常に細かく丁寧に見ているような気がします。文科省の発表ですと、1,000人当たり53.3件が一般的であると、一般的というのかな、そういうふうな回答でした。ですから、これを当町に当てはめると、20ぐらいがいじめの件数かなと。倍以上の数ですから、これいじめが多く発生していると捉えるのではなくて、多分細かな調査というのですか、アンケート等、多分月に1回とか、そんなふうなことをやっているのではないかなと思いますので、ぜひそれを続けていただきたいと思いますが、それについて解決済みが全てというふうなことなのですから、いじめに関しては、先ほども教育長も言いましたけれども、タブレットを持っているのだから、アプリを使って例えば一人一人の個人個人がタブレットで健康観察について回答すると、そうすると今は教師のほうでパソコンで一覧で見られます。それから、健康観察というのは継続性もあると思うのですが、非常に1か月単位で教師が見たりとか、手間暇がかかると。そんなふうなのについては、やはり予算を取ってこういうアプリを導入してやったほうが、本当に子供たちがアンケートでは書けなかった部分を掌握できるのではないかなということで、ぜひそういう方向に進めるかどうかと。特に今やっているような対面の教師対生徒と、教師対児童と、この顔色を見たりとか、こういうことは大切なのですが、教職員の働き方改革というふうなことも叫ばれていますので、両方併用するという形で進めれば、より一層いじめ問題について子供たちの心の中を知ることができるのではないかと思います。ICTを活用したそれについて、推進はどうかというふうなことを1点。

それから、さわやか相談員とか、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカー等の配置ということについて、特にスクールソーシャルワーカーですか、これはスクールカウンセラーとはまた違うわけなのですが、当町での配置状況について。あと、カウンセリングについて、私の経験でもあったのですが、子供たちの相談の時間というのは昼休みに限るとか、休み時間でなければ駄目だとか、そんな経験も私持っているのですが、いつでも子供たちがそういう相談をするという態勢ができていいのかどうか。

あと、不登校との因果関係というふうなことで、文科省はいじめと不登校の因果関係0.3%というふうなことで公表しています。ところがNHKの調査ですと、小学校25.3%、中学校25.5%だったかな、非常に乖離があるというふうなことで、これについては有識者とか、いじめ問題の組織とかが東京電機大学のほうに委託して調査してもらったと。そうしたら、やっぱりこれは28%だったかな、そんなふうな因果関係があるというふうなことが出ていたのですが、当町としていじめと不登校の因果関係について、特に不登校についてはどこまでを不登校としているか。例えば保健室登校とか、別室登校とか、そんなふうなことも当然認められると思いますが、フリースクールであるとか、そんなふうなところで学ぶというふうなこと、または教職員の家庭訪問によって、家庭訪問を1時間したと、それも指導要録上出席扱いにしているかどうかというふうなことについてもお聞きしたいと思います。

以上について再質問をお願いします。

○議長(岩田 務君) 教育長。

○教育長(井深道子君) 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、ICTの活用についてでございますが、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、現在タブレットを活用したデジタル健康観察などについて、来年度ICTのタブレットの入替えがありますので、現行今すぐ入れるということよりは、今後周りの市町村の様子も見ながら、取り入れるべきところは取り入れていきたいというふうに考えております。特に子供の心に見える化を図るという意味では、ア

プリを使ったものは大変効果的であるということも伺っておりますので、その辺のところを踏まえながら、ICTの推進につきましては検討してまいりたいと考えております。

また、ICTは現在使っておりませんが、例えば長瀬第一小学校では1つの相談箱というものが校長室の先にございまして、ちょっと困ったことがある相談箱という形にはなっているのですが、相談をしたい内容、それから相談をしたい人、ご指名ができながら、ゼロかなと思うと校長先生にお話を伺うと、やはり月に何個か入っていて、何枚かのそういうふうなものについて子供たちと対面でお話をしたり、解決を図るような工夫をしているというふうなことも伺っております。ICTを使ったもの、または子供の心を捉える方法はたくさんほかにもございまして、そういうものから子供たちの心を把握してまいりたいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーの配置でございまして、現在週2日、1日6時間という形で108日、そのような関係でスクールソーシャルワーカーのほうも本町のほうにはございまして。家庭まで踏み込んでいただきながら、家庭、子供、学校、保護者、そういった面のお話を聞き取りをしていただきながら、よりよい解決方法、またはよりよいアドバイスをいただいているところでございまして。

あと、不登校との因果関係でございまして、今村田議員からもお話があったとおり、その調べ方によっていろいろな数値が出てくるかなと私も考えております。やはりいじめを受けた者にとって、そのいじめがうまく解決されていないと不登校につながっていくということは十分に考えることなので、先生方にはそのようなことがないようにということで、いじめが発覚した、いじめと皆さんで認定したときには、必ずその後の様子について細かく見ていただいております。3か月たないといじめを解消というふうには認めておりませんので、例えば1日、次は3日、次は3週間、そんなふうに変えながら、じっくり見ていただいている状況でございまして。

不登校につきましては、年間30日ということで、こちらでも把握しているとおりで回答をさせていただきます。学校に来ている者、それから教室に入れない児童生徒につきましては、その旨その日の出欠席には、出席という形でつけさせていただきます。それから、フリースクールや家庭での家庭訪問をしながらの子供たちの出欠についてはということですが、確かに指導要録上で出席はできますので、そのようにしたいと考えておりますが、現在うちの町にはフリースクールに通っている児童生徒の報告は今のところはございません。

それから、あとは今はネットを使いまして、家庭と学校をつなぐというような方向も中学校では既に取っておりますので、家庭にいても子供たち、生徒の授業の様子を見ることができまして、一緒に勉強される方法も取っておりますので、そのような形で進めております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） スクールソーシャルワーカーの人についてはどのような人が、ちょっと支障がなければ。

不登校については、要するに総人数、今現在の長瀬での不登校、これ保健室登校とか別室の登校とかいうのも含めて、どれほどの人たちがいるのかなと、分かればその数字をお聞きしたいと思います。

あと、フリースクールとともに、多分サブスクリプションというのですか、教育長が言われたように家庭で勉強すると、こんなふうなこと。それから、フリースクールは多分秩父にあったかなとは思いますが、そんなふうな子が出た場合に、それを出席扱いにしていく方向なのかどうか。今は学校に来

るのがいいのではないよと、来たくなければ来なくていいよと、そういうふうな方向にもありますけれども、今のところ教育委員会としてそんなふうなものをどう捉えているか。

あと、いじめの定義というのは非常に難しいと思うのです。今ここで細かく言わなくても、いじめはどんな理由があっても許されないよというふうなことが、学年が進むにつれてだんだんそれが薄れてしまうということがあるのですが、月に1度ぐらいのアンケートをしているのでしょうか。その頻度について、学校によって違うか分かりませんが、お伺いしたいと思います。

あと、幾つか細かい点について、保護者とかPTAの会議などでいじめ撲滅啓蒙活動というのですか、なかなか難しいと思うのですけれども、そんなふうなものをどのようにやっているかと。

あと、いじめ防止対策推進法の25条と26条、懲戒と出席停止等については私は経験があるのですが、多分今のところ長瀬ではそういうふうな事例がないのかなと思うのですが、この重大問題というふうなことについて、いじめ防止の政府のほうの法律によると、30日が不登校ではないよと、それから欠席が長く続いた場合、疑いがある場合、これはいじめの重大問題と捉えて対処しなさいというふうなことが明記してあるのですが、昨年度、多分当町ではいじめの重大問題についての会議は持っていないと思います、委員会は持っていないのではないかなと思います。いじめについては、長瀬町はいじめ防止の基本方針というのですか、それに書いてあるのですが、人権の花運動というふうなことも書いてあるのですが、これ具体的に全然分からない。これ実際町のほうでこういう基本方針出しているのですが、人権の花、どんなことをやっているのかなというふうなことについて。

それから、これ数字だけ申し上げますが、不登校について教師との関係が、文科省では2.2%と言っているのですが、NHKでは23%と、部活動、文科省は2.7%なのですが、NHKでは21%、決まりや学校の校則、3.5%について21%というようなことで、非常に乖離が大きいというようなことで、長瀬町ではちょっと具体的にあれがなかったのですが、アンケート等の調査についてどの程度の数字を知っているのかなというか、分かれば。特に令和3年度と4年度を比較すると、10.8%いじめが増加していると、これは文科省の発表です。当町ではしっかり調査しているようなので、あまり心配はないと思うのですが、もしも重大事態が発生というふうなことで考えた場合に、年に1度ぐらいそういう重大問題の委員会を開くべきなのではないかなと。

それから、学校運営協議会というのがありますが、学校運営協議会に対して、いじめ問題について答申をしているのだろうかというふうなことについて。

それから、ちょっと前後して申し訳ないのですが、長瀬町いじめ問題対策連絡協議会、これがいじめに関する主な機関と捉えていいのでしょうか。こんなことについて分かる範囲でお伺いします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

まず、スクールソーシャルワーカーでございますが、こちらは元校長先生でいらっしゃいます。元校長先生をご退職後、当町のほうでお勤めをいただいている方でございますので、教育に関する認識、また子供たちの様子についても常日頃見ていただいておりますので、大変しっかりした素晴らしい人物です。もう少し丁寧に言うと、当町でお勤めいただいておりますので、町全体のことについては大変よくご理解をいただいております。

あと、不登校の数でございますが、毎月の校長会議等でお話をいただいているわけなのでございますが、その中では不登校傾向を示すという形で、はっきりとはまだちょっと分からないところもございますが、

大体小学校のほうは約一、二名、中学校のほうについては4名から5名ぐらい、ちょっと傾向を示す生徒まで入れるとそのような数になってくるといふふうに考えております。

フリースクールのことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在では関わっていることはございませんが、指導要録上出席とすることができるというような明記がございますので、対応があった場合にはそのように考えていきたいと考えております。

続いて、いじめの定義からで、学年が進むにつれ、なかなか把握しづらいところもあるのではないかとということもお話がありました。中学校では毎月アンケート調査を実施しておりますので、そのような形で進めております。小学校のほうは、年間5回、お休みの期間もありますので、大体一月半ぐらいに1回はしているということです。それでは足りない場合には、先ほども申し上げましたように相談箱が設置してありますので、そっとそちらのほうに入れて相談することも可能であるといふふうに伺っております。

それから、あと校長会議では、いじめをしないよ、そういうふうなことをもう少し子供たちに、いじめはもちろんしてはならないことだということももちろん教えるわけですが、してはならないというよりも、いじめはしないもの、そういうふうなものを子供たちの中で何とか上手につくり上げていっていただきたいようにお話は申し上げているところでございます。

そんな中で、PTAのいじめ撲滅についてでございますが、ひとしきり前はPTAのいじめ撲滅宣言などをNHKなどでも盛んに取り組んでおりましたので、申し込まれた学校もあるのではないかなと、本町でもあるのではないかなと思うのですが、現在は特に大きな問題としていじめ撲滅の宣言をしたり、そういうようなことはしていないようですが、校長先生と幹部の中では、そんなことについてお話を伺う機会もあろうかといふふうに考えております。

それから、懲戒と出席停止のことにつきましては、議員さんおっしゃるとおりうちの町では発生はしておりません。大変難しい問題でございますので、万が一の場合には当然教育委員会を中心にして考えていくわけですが、県のほうの先生と、県の事務所や県の教育委員会ともお話をした上で進めていくことが適当かと私は思っておりますので、そのように考えております。

続いて、専門委員会等、うちの町では昨年度、村田議員からまず専門委員会が1つでは少ないのではないかとご指摘いただきましたので、本年度から2度、既に1回開催をして、12月から1月の初めあたりにもう一度専門委員会を開いていきたいと思っております。この中で、いじめについても十分話し合っておりますので、先ほどお話がありましたいじめのほうのこちらの問題については、ここで進めていけるようにしております。対策委員会につきましては、またいろいろな立場の人間がおりますので、その中でお話をさせていただきながら進めているところでございます。

それから、いじめの重大事態についてということなのですが、いじめの重大事態につきましては、うちの町の重大事態に対する対応でございますが、いじめ重大事態が発生した場合にこちらの会議は開催するという要綱になっておりますので、現在はいじめ重大事態の状況になっておりませんので、こちらのほうは開催はしておりません。万が一あった場合に、その都度開催をしていくという方向になっております。

これで落ちはなかったかなとは思っておりますけれども、何かありましたらよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

〔「花について」と言う人あり〕

○教育長（井深道子君） あと何。

〔「人権の花、総務課の事業なんで」と言う人あり〕

○教育長（井深道子君） あと人権の花につきましては、こちらのほうは総務課が担当しておりますので、総務課のほうのご回答でよろしいでしょうか。

〔「では、後でいいです」と言う人あり〕

○教育長（井深道子君） 後でいい。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、この質問は閉じますが、教育制度以外のサブスクリプションもフリースクールと同じに考えるということによろしいわけですね、教育制度以外の学びということ。後で結構です。

それでは、あと捉え方が、重大事態は疑いがあるとき、教育長聞こえていますか。重大事態は疑いがあるという、もう少し細かいところを見ていただければ、重大事態が起こったときではなくて、疑いがあるときも重大事態というふうに捉えるというようなことでうたわれていますので、ぜひそんなことがないようにお願いします。

では、続いて防災対策について、総務課長にお伺いします。長瀬は自然災害に強い地域とされていますが、土砂崩落など想定外の災害が起こることは十分考えられます。また、特殊詐欺や室外機の盗難等の事件もメディアで報道され、不安を抱く町民も多いと思います。令和6年3月開催の第1回長瀬町定例会において防災行政について質問したところ、町は検討すると答弁をされましたが、住民の安全安心を守るための行政執行について、その進捗状況について伺います。

1、全町的、居住地域別の防災訓練を早急に行ったほうがよいと考えますが、町はどのような内容の訓練を考えたり、いつ実施する予定なのか。

2、犯罪防止の観点から、町費による防犯カメラ設置が必要と提案しましたが、町は設置にはデメリットもあることから慎重に検討したいと思っておりますと答弁されましたが、その後の検討結果はどうなっているのか。

3、多発する巧妙な犯罪を防止するために、住民への周知をどのように行っているのか。

以上、お願いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 村田議員の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

まず（1）、全町的、居住地域別の防災訓練を早急に行ったほうがよいと考えるが、町はどのような内容の訓練を考えており、いつ実施する予定なのかについてお答えいたします。6月2日の日曜日に、土砂災害に対する全国統一防災訓練に合わせて、風布地区で避難訓練を実施いたしました。開催された避難所には職員も行き、段ボールベッドの設営、備蓄品の配布、避難する際の注意点の説明などを行ったほか、消防団による避難の呼びかけの巡回も行いました。行政区によっては、こうした避難訓練が実施されている区もあります。今年度は、こうした避難訓練に町職員が出席して協力を行ってまいります。その後には、避難訓練が行われていない区の役員の方等に、当該避難訓練実施のノウハウ等を伝達するとともに、避難訓練の実施を促してまいります。多くの行政区で避難訓練が行われるようになった後には、町主催による近隣複数行政区での一斉訓練など、広域的な避難訓練の実施を検討してまいりたいと考えております。防災訓練は、多くの方の賛同とご理解、参加があって初めて効果的な防災訓練になるものと思います。地道

なやり方ではありますが、効果的な防災訓練、避難訓練の実施に向けて取り組んでまいります。

また、今年度はそのほかにも職員を対象とした避難所開設訓練、埼玉県危機管理課の支援を受けながら、町の業務継続計画の見直しや、見直しに伴う図上訓練も行う予定であり、まずは職員の初動対応等の訓練をしっかりと行ってまいります。

次に、(2)、犯罪防止の観点から、町費による防犯カメラの設置が必要と提案したが、町は設置にはデメリットもあることから慎重に検討したいと思っておりますと答弁されましたが、その後の検討結果はどうなっているかについてお答えいたします。3月議会で答弁しましたとおり、防犯カメラの設置は、犯罪防止や事件発生時の証拠提供など、町の安全性向上に大きく貢献するものと考えておりますが、その一方で個人のプライバシー保護に対する課題がございます。3月議会後、他の市町村の設置状況も確認し、町民の皆様の安心安全な暮らしに有用であると考えますので、まずは町の公園などへの設置について検討してまいりたいと思います。

次に、(3)、多発する巧妙な犯罪を防止するために、住民への周知をどのように行っているかについてお答えいたします。町では、防犯のまちづくり条例を制定し、町民等が安心して暮らすことができる住みよい地域社会づくりに取り組んでおります。防災行政無線では、毎日子供の見守り放送を行うとともに、町内で犯罪が発生したときには速やかに警戒を促す放送も流すこととしております。また、安心・安全メールでは、秩父地域で発生した犯罪について周知するとともに、詐欺などの犯罪についても注意喚起を促しています。

さらに、毎年度秩父警察署と共催して、長瀬駅前や大型店舗前において防犯の啓発活動にも取り組んでいるほか、職員による青色灯の公用車での巡回パトロールも随時行っております。そのほか、今年度は8月に開催した区長会議において、県政出前講座として「防犯のまちづくり（地域ぐるみの防犯）」についての講演をしていただき、防犯に対する意識の醸成や啓発を行ったところです。今後も引き続き、犯罪を起させにくい環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

---

○議長（岩田 務君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害状況と対策について、町民課長にお伺いいたします。

令和3年12月開催の第6回長瀬町議会定例会及び令和4年9月開催の第3回長瀬町議会定例会において、クビアカツヤカミキリに関する質問をしました。町も捕殺を含めて防除対策を行っていると思いますが、生息域や被害が拡大していると思われるため、町が実施している対策等について伺います。

1、町は被害状況の調査をどのようにしているのか。被害を受けた樹種や被害金額等は把握しているのか。

2、被害や生息域拡大を防止するために、町はどのような対策を実施しているのか。

3、令和4年9月開催の第3回長瀬町議会定例会において補正予算を可決し、長瀬町クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要綱を設定しましたが、これまで配布した薬剤等の駆除用品の数量と申請件

数や配布件数は何件だったのか。また、配布したことでどのような効果が見込まれたのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（柝原秀樹君） 野原議員の特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害状況と対策についてのご質問にお答えいたします。

まず（１）、町は被害状況の調査をどのようにしているのか。被害を受けた樹種や被害金額等は把握しているのかについてお答えいたします。町では、町民や職員から情報提供があった場合、被害状況を確認するため担当職員が現地調査を行っております。令和４年度は10件、令和５年度は1件、令和６年度はこれまでに4件の情報提供があり、その都度被害状況の確認を行っております。被害を受けた樹種につきましては、桜が18本、プラムが11本、桃が7本、梅が1本となっております。なお、被害金額につきましては把握しておりません。

次に、（２）、被害や生息域拡大を防止するために町はどのような対策を実施しているのかについてお答えいたします。町道や公共施設など、町が管理している土地の樹木につきましては、職員が枝の伐採や薬剤の注入、拡散防止ネットの巻付けを行っております。個人所有の土地の樹木につきましては、所有者からの申請があった場合には、無償で薬剤や拡散防止ネットの駆除用品を配布し、対策を講じていただくようお願いしております。

次に、（３）、これまで配布した薬剤等の駆除用品の数量と申請件数、配布件数は何件だったのか。また、配布したことでどのような効果が見込まれたのかについてお答えいたします。駆除用品は、これまでに2件の申請があり、配布いたしました。具体的な駆除用品は当該2件で、薬剤スプレー缶2本、拡散防止ネット必要分でございます。その後の効果でございますが、申請者の方に確認しましたところ、被害の拡大はないとのことですので、駆除用品の配布については、今のところ一定の効果があるのではないかと考えております。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、柝原課長の答弁に対して、重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も込めて再質問をさせていただきます。

私の特定外来生物クビアカツヤカミキリに関する質問は、今回で3回目となります。今回のクビアカツヤカミキリに関する質問をする背景には、素人の私の目から見ても尋常ならざる状況が見えるからです。秩父地域で最初にクビアカツヤカミキリが確認された桜の巨木は、春には花を咲かせていましたが、秋には枯死してしまいました。私も本当に驚きました。私自身も、当該の桜に発生したたくさんのクビアカツヤカミキリを捕殺しました。その後、枯死した桜を伐採し、処分した経験があります。枯死した桜は巨木だったため、伐採と処分対応の本当の大変さを痛感しています。

そこで、1つ目の質問です。クビアカツヤカミキリの深刻な被害状況や対策等について、どのような方法で、どのような情報発信を行っているのか。また、どのような方法で情報収集を行っているのか伺います。併せて、どのような情報が集まり、収集した情報に対してどのような具体的な対策等を行っているのか伺います。私が友人や知人に確認しても、ほとんどの人がクビアカツヤカミキリの被害の深刻さを認識していませんでした。

2つ目の質問です。私は、2022年8月23日に実施された秩父環境管理事務所主催の被害木への薬剤注入研修にも参加しました。2022年8月23日に高額な薬剤を注入した被害木も、クビアカツヤカミキリを全滅させることができなかつたようで、数か月後にはほとんどの被害木が伐採され、現在も切り株にはブルー

のメッシュカバーがかけられたままとなっています。伐採されなかった八幡神社の境内の被害木でも、フラスを確認しています。長瀬町クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要綱が策定され、薬剤等の配布が行われているようですが、高額な薬剤注入による対策で本当に効果が期待できるのか、私は疑問視しています。町としての見解をお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、情報発信でございますが、令和5年7月にクビアカツヤカミキリの成虫やフラスを発見した際の町等への情報提供と防除対策に関するチラシを区長回覧で回覧させていただきました。また、駆除用品の配布につきましては、町のホームページに申請方法などを掲載し、情報発信をしているところでございます。

次に、情報収集でございますが、町民等から成虫やフラスを見つけたなどの情報提供をいただいておりますほか、町職員が様々な業務で町内巡回を行った際に、成虫やフラスに気づく場合もあります。

次に、具体的な対策でございますが、先ほどご説明しましたとおり、被害状況を確認するため担当職員が現地調査をし、町道や公共施設など町が管理している土地の樹木につきましては、職員が枝の伐採や薬剤の注入、拡散防止ネットの巻付けを行います。また、個人所有の土地の樹木につきましては、申請に基づき無償で薬剤や拡散防止ネットの駆除用品を配布することで対策を講じてきたところでございます。

次に、薬剤注入による対策で効果が期待できるのかでございますが、県からもクビアカツヤカミキリを確認したときの対処法として、成虫は捕殺してください、幼虫はフラスが発生しクビアカツヤカミキリが侵入したと思われる穴に薬剤を注入してくださいとされており、さらに、樹木から出てきた成虫がほかの樹木に拡散しないように網を巻くなどの対策を講じてくださいとされており、町といたしましては、こうした県から示された対処法に沿って対策を講じているところでございます。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、再々質問をいたします。

1つ目の質問です。長瀬町クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要綱に基づき、薬剤などを配布された後の被害木状況のフォロー体制はどのようになっているのか伺います。また、被害木の現地調査等を実施しているのかについても伺います。私は、被害木の追跡調査が必要であると考えています。薬剤注入後の被害木の状態や、枯死した場合の伐採や処分は大変で、かつ重要であることを私自身も身をもって体験してきましたので、あえて発見後の被害木のフォロー体制について質問しました。

2つ目の質問です。1つ目の関連質問となりますが、個人が様々な理由等により敷地内の被害木の伐採及び処分等ができなかった場合に対する町の考え方について伺います。

3つ目の質問です。私、今議会の質問作成に当たり、クビアカツヤカミキリに詳しい方と一緒に町内の被害木の現地調査、観察を行いました。私が思っている以上に深刻な被害状況となっていました。被害状況が特に深刻な場所は、樋口駅北の荒川沿いの元国道脇に植えられている桜の老木でした。分かりやすく言うと、清水屋食堂の前の道路です。根本付近が草に隠れていて詳細確認まではできませんでしたが、多くの桜に被害が見受けられました。また、北桜通りは歩いて調査しました。歩くことにより、北桜通りでの桜の被害をより多く認識することとなりました。さらに、長瀬町中央公民館の庭にある2本の桜の木にもフラスを確認しました。私が住んでいる矢那瀬地区では、梅や桃や、そして今年新たに杏の木にもフラスが確認されました。私自身も、クビアカツヤカミキリの被害木を今回改めてたくさん見てきました。じ

わじわと進む見えにくい被害拡大の恐ろしさを改めて感じて、この質問をしています。

最後に、私の現地調査体験に対する町としての見解について伺って私の質問を終わります。本当に桜の名所長瀬の消滅危機を間近に感じて質問いたしました。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

まず、被害木のフォロー体制と現地調査でございますが、町職員が様々な業務で町内巡回を行った際に確認を行っております。

次に、個人の方が様々な理由で対策ができないような場合にどうするのかでございますが、町民の方にはご高齢の方やお体が不自由な方もおられますので、今後検討してまいります。

次に、クビアカツヤカミキリに対する町の見解でございますが、県からも情報提供されているように、残念ながら県内ではクビアカツヤカミキリによる被害が拡大しております。また、町の桜は老木化してきている上に、クビアカツヤカミキリの被害拡大も懸念され、町としても強く危機感を持っているところでございます。そのため、町長からは今年度当初に町内の桜について今後どうしていくべきかについて、関係する町民課、産業観光課、建設課の3課で検討会議を立ち上げ、検討するよう指示を受けております。間もなくこの検討会議を立ち上げることでございますので、クビアカツヤカミキリの対策を含め、今後の方向性を検討してまいります。

---

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、緑の村跡地の再開発について。現在緑の村跡地において、ドッグラン等の犬専用スペースを併設した複合キャンプ施設を民間事業者が建設中ですが、町がプロポーザルを実施して事業者を決定していることから、緑の村跡地の再開発に関して町が把握している事業計画や事業内容、事業者との連携等について伺います。

(1)、現在開園に向けて様々な工事を行っていますが、開発規模や開発内容、土地の利用形態や環境配慮等についてどのようになっているのか。

(2)、工事の際に切土や整地等の工事を含め、相当量の土砂の搬入もしたと思うが、土砂が流出する等の事故の心配はないのか。また、地元で実施した説明会において様々な意見や要望があったが、回答と対応については現在どのようになっているのか。

(3)、開発許可は埼玉県が出していると思うが、開発許可の部署等は公表できるのか。また、開発許可を出した埼玉県は、工事に起因する事故が起こった場合どのように対応するのか。

(4)、町がプロポーザルを実施して事業者を選定したが、協定は締結しているのか。事業者との現在の連携状況や、今後どのような形で連携を図っていくのか。また、犬の鳴き声による騒音や、生活関連道路である町道を来園者が利用すると思うが、道が狭いため擦れ違いや渋滞等の問題が生じた場合、町はどのように対応するのか。

(5)、事業者が事業の撤退や経営権委譲等をした場合は、町にはどのような届出をするのか。また、補助金の返還や何か義務は生じるのか。

以上、町長に質問いたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

まず(1)、工事の開発規模及び開発内容、土地の利用形態、環境配慮について、順次お答えいたします。開発規模は、開発区域面積1万2,991平方メートルとなっております。開発内容は、ホテルまたは旅館で、建築物等の開発行為許可を県から受けております。土地の利用形態は、おおむね開発区域の上段側がホテルまたは旅館、下段側がキャンプ場となっております。環境配慮ですが、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく県への届出により、開発区域の下段側に芝生を養生し、緑地化を進めるといった配慮がなされる予定となっております。

次に、(2)、搬入した土砂が流出する等の事故への心配及び地元説明会での要望と回答、対応について、順次お答えいたします。この開発行為は、埼玉県雨水流出抑制施設の設備等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、土砂流出対策として雨水貯留施設の工事を行うことで県の許可を受け、工事が進められております。そして、開発区域下段の北側は、のり面をコンクリートで覆う工事が行われており、さらにその下段部分には、新たに水路を設置する工事も行われています。開発区域上段は、のり面をネットで覆っているほか、天然芝を整備しております。このように、様々な土砂流出対策を講じているところでございますので、ご了承いただきたいと存じます。地元説明会では、要望の一つとしてオープン前に住民向けの見学会を実施してほしいというものがございました。事業者からは、オープンの1か月前をめどに近隣住民を対象として、プレオープンを実施したいと伺っております。

次に、(3)、開発許可の部署の公表及び工事に起因する事故が起きた場合における県の対応についてお答えいたします。土地造成工事の許可は、県河川砂防課が出してしております。建築物の開発行為の許可は、県川越建築安全センターが出してしております。埼玉県立自然公園条例に基づく県立長瀬玉淀自然公園内での建築行為の許可は、県秩父環境管理事務所が出してしております。

なお、工事に起因する事故が起きた場合における県の対応でございますが、許可等は法令に基づく審査を経た上で出されているものでございます。したがって、町としては仮定のご質問にはお答えしにくいところでございますが、万が一の際には、町民の安全安心のため適切に対応してまいります。

次に、(4)、事業者との協定の締結及び現在の連携状況と今後の連携、犬の鳴き声による騒音対応や、町道長瀬55号線の擦れ違い、渋滞等に関する町の対応についてお答えいたします。令和5年3月31日付及び令和5年5月1日付で、町、事業者、地権者の3者でコスモショア長瀬跡地利用活用に関する3者協定書を締結しております。この協定では、3者で施設の整備及び運営に関して連携、協力することを定めております。現在町では、この協定に基づき事業者に対して工事の進捗状況などを随時確認しているところでございます。施設がオープンした後は、運営状況等の確認も行っております。

犬の鳴き声による騒音対策は、協定において事業者は21時以降の騒音を発生させないよう努めることとされております。町としては、協定に基づき施設のオープン後は、適宜確認して適切に対応してまいります。

町道長瀬55号線の擦れ違い、渋滞等に関してご質問をいただきました。事業者からは、町道長瀬55号線の混雑を避けるため、来訪者には幹線3号線である宝登山並木参道を利用してもらうよう、国道140号と

の交差点付近に案内看板を設置する予定であると伺っております。この旨は、既に7月に開催された住民説明会で事業者から説明もされております。また、施設出入口には既に町道長瀬55号線への通行を禁止する旨の標識が設置されております。なお、町としては、協定に基づき施設のオープン後も適宜確認し、適切に対応してまいります。

最後に、(5)、事業者が事業の撤廃や経営権委譲等をした場合の町への届出及び補助金の返還等の義務についてお答えいたします。協定では、事業譲渡があった場合や財産状況が悪化したと認められる相当の事由がある場合には、本協定を解除することができることとなっております。また、コスモシヨア長瀬跡地利活用事業補助金交付要綱では、補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したときや、その他この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったときは補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還させることができるとされています。町としては、法令及び補助金交付要綱に基づき適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この10月をめぐり、開業をめぐり工事が着々と進んでいるというところであり、なかなか工事も始まらないでいたところが、今年の3月になって開発許可が下りたというところから、早急にいろいろと始まりました。そして、4月、5月に新学期が始まって、子供の登校を見守っていた中に、ちょうど朝方ダンプカーが何台か通って行って、たまたま見たら、それに産業廃棄物積載車とか書いてあったので、ちょっと懸念を感じながら見ていたのですけれども、自分だけで見るだけではなくて、また町にも確認してもらおうと思って、町のほうにもお願いした経緯もあります。それで、町のほうでも行って早速見てもらったと。私も何台も見るとは、毎日というか、連日見たものですから、それで実際に行ってみました。そして、地元の者でありますけれども、ちょっと気にかかるから見せてもらいたいということで工事現場にも行って、砂利を下ろすところも見せてもらいましたし、積んであるものを見たときも非常にきれいな状態のものが積んであった。また、下ろされたものも当然きれいな状態であったのですけれども、そういうふうなもので、取りあえず単なるダンプカー、そういうふうな車両が、名前が書いてあるけれども、その車両を別の用途で、いわゆる普通の土砂運搬で使っているのだなということ自分を得心したところでもあります。安心もいたしました。それと同時に、7月に地元説明会ということでいろいろとお話をいただきました。その中で、去年の3月に、たしか最初の説明会をしていただいたときに、地元で1時間以上にわたっていろいろ要望が出たものについては、先ほど町長からも回答していただきましたけれども、おおむねそれに沿った形で、排水であるとか、雨水のことであるとか、土砂の流出とかということについても配慮されているなということも聞きました。それで、自分でも実際に9月に、また今月にしても行って見まして、最近ではドッグラン部分も、いわゆる下段部分も出来上がってきて囲いができ、その中に天然芝がしっかりと張られている、それから周りに閲覧コースというのでしょうか、見学コースというのですか、そういうふうな形の一つの枠ができていて、いろいろと楽しませてくれるような状況のものができてくるなということで確認をしております。

それから、貯留施設につきましても、ああ、こういうもので洪水対策というものもするのかというふうなこともしっかりと55号線沿いから見えますので、確認できました。いろんな形で要望を早くに聞いてもらったというのが大きかったなというのがあります。

それから、排水問題に関しても地元の方たちに、心配された方にもお聞きしましたけれども、取りあえ

ず懸念はないというふうな形でのいるので、本当に善意でと言ったらおかしいのですけれども、地元のことを思い、また本当に事業をしっかりとしてくれそうな事業者であったから、よかったなというふうなところでもあります。ちょっと気にかかったのが、このところ何回か雷雨によって大雨が降ったりするものですから、土砂崩れとまでいかないのですけれども、土の盛ったところとといいますか、ネットの際、またコンクリートの際とかいうふうなところもチェックしてみました。そうしたところが、コンクリートのところはちゃんとネットはいつているのですけれども、ネットの中の土が少しは流れ出ているという、これがやっぱり長く続きますと、もっともって崩れてくることにもなるかもしれませんし、全体的に崩れるような状態ではないと思うのですけれども、その辺の配慮とといいますか、ものも手当てをしてもらえれば、なおさら長持ちをする施設になるのかなと思ったりしたところでもあります。

今回も、非常に地元の者にも公開的に進めてもらっていますので、何も隠し立てしているような状況でなく進められていることが、とにかく安心して見ていられるというところでもあります。ただ、一番地元の中で困っているというのは、ドッグラン施設ができるからというよりも、55号線が非常に長いのですけれども、傷んでおります。特に上半分、春日神社の辺りから先へ進むにつままして、小路沢に差しかかるところは片側人家があり、片側には田んぼ跡があって、ちょうど道路もへこみまして傾きかかっています。ですから、あの辺の道路の確認、視察並びに整備検討を、このドッグランができたからとかできないからではなくて、町道の整備をしていただくことをぜひ考えていただきたいというのを特に感じました。ですから、そういうふうな面で住民生活が安心して過ごせるように、ぜひお願いしたいと思います。

ドッグランのことにつきましては、自分で説明をし、また区長当時に始まったことでありましたので、余計に関心があり、実際には最初にプロポーザルで鉄道から地所を町が借り、それからそれを地権者に貸すというような形で、町は一切損害ありませんというような説明でやったのが、たしか2年前だったかと思います。それが非常に厳しい状況で、こういう契約方法は、町がいずれ、私たちがこちら側の議員も、また執行部側の席にいる方たちも多分いなくなってしまうであろうときに、町のほうに負担が非常に大きくなってから、やめたほうが良いということを何回も言い続けてきて、解消されたことであります。ただ、補助金だけは残ってありましたので、それをうまく活用させてもらって、いい事業ができて、みんなに喜ばれる、長瀬町狭いですが、いろいろな遊ぶところとといいますか、遊ばせるところとといいますか、スポーツ的なものから含めて川の利用、山の利用あります。そういうふうなことで楽しんでもらっていますので、さらにこれを見て進めていただけると同時に、町のほうでも関心を持って関わってもらえると。だから、お金は出さないけれども、口のほうは出させてもらいますよ、意見は言わせてもらいますよという関係の3者協定かなと思うのですけれども、その辺のことについてももう一度回答とといいますか、お話をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員からの再質問にお答えさせていただきます。

大変前向きなお話をいただきましてありがとうございます。コスモシヨア跡地利用につきましては、過去にも新井議員からいろいろご質問やご要望をいただいてきておったところでございます。その中で、土地はお返しして、その後は住民でやっていただくというつもりですというお話をさせていただいたと思います。しかしながら、大変経営の煩雑な申請がたくさん出てきたものでございますから、こういうものを進めるに当たっては、やはり町も協力をしなければ、これはできないということも分かってまいりまして、しっかり3者協定を結ばせていただいたところでございます。3者協定は、1条から11条までござい

ますが、一番肝心なものは施設整備、そして運営に関する連携、協力をするという、これが一番肝心なものでございまして、それ以外は大体民民でやっていただくという協定になっております。

それから、一番最後のもしも撤退する場合に関しての、そのときにどうするかということでございますが、これにつきましても、事業者さんのほうからしっかりとお金を積んでいただいておりますので、そちらも民民でやっていただく契約の中で、そういう契約にもなっておりますので、そちらのほうも安心していただけるのではないかと考えております。

それから、またこれからオープンしてまいりますと、始めてみないと分からなかったというような問題もたくさん出てくるかなという思いがいたしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、3者協定の中で解決に向けて連携、協力をしていくという文言になっておりますので、3者でしっかりと相談しながら問題解決に努めさせていただきたいと思っております。

また、町道長瀬55号線のお話もいただきました。私が思いますのに、旧コスモスショア開園時は、夏休みには相当混雑したのではないかなと今考えて思うところがございますけれども、その当時トラブルがあったというようなお話もあまり伺わなかったような気がいたします。その中で、今回オープンする際には、幹線3号線を使うようにということで、宝登山のほうに登ってきていただいて、駐車場のほうに登ってきていただければ、それほどの渋滞にはならないのではないかなと思っております。また、オープンしてみて、いろいろな課題が生じたときには、しっかりと連携をしながら問題解決に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） それぞれご回答いただきましてありがとうございます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、確かにコスモショア時代にもっと混雑したかもしれない道路ではありますけれども、傷みは非常に進んでおります。そういうふうな関係で、しっかりと建設課を中心に見ていただき、整備する必要を認めて計画していただけたらと思っておりますので、55号線につきまして、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

---

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、質問させていただきます。

教育長をお願いします。発達障害の児童の支援についてです。文部科学省の調査によれば、全国の公立小中学校の通常学級に発達障害の可能性のある児童生徒の割合は8.8%という調査結果を2022年12月に発表しています。町では、この4月より小学校を統合する大きな変革を行いました。大きな問題もなく統合が順調に進んだことは、現場の教職員をはじめ関係各位の努力のたまものと感じております。児童生徒に寄り添った対応をしているとは思いますが、発達障害を持つ児童生徒に対する町や学校の対応状況について伺います。

(1)、町は発達障害を持つ児童生徒の把握をどのように行っているのか。また、児童生徒に対してどのような対応をしているのか。

2、発達障害を持つ児童生徒に対して、授業中や学校生活において個別の配慮や支援を行っているか伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

文部科学省が公表した調査では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の基礎資料とするもので、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい混乱を示すとされた児童生徒数の割合は、推計値で8.8%と公表されているものでございます。

初めに、発達障害を持つ児童生徒の把握と、その児童生徒への対応についてでございますが、長瀬町では定期的な保育園等の巡回等による子供の状態の把握、就学相談や学校での教育相談を充実し、個々の特性やニーズ等に応じた指導や支援を行うとともに、障害の早期発見、早期支援に努めております。また、専門的な知識や経験を兼ね備えたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや健康こども課等と連携を図りながら、教育相談など組織的に対応しております。

なお、発達障害のある子供の早期の支援は大変重要なものと考えておりますので、発達障害のある子供やその家族が安心して登校し学習していけるよう、引き続き関係機関との連携や協働による切れ目のない支援等を行ってまいりたいと考えております。

次に、発達障害を持つ児童生徒に対して、授業中や学校生活において個別の配慮や支援を行っているかについてでございますが、学校には発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒がおります。これまでの失敗体験などから、学習や学校生活において意欲的に取り組めない、すぐに諦めてしまうなど様々な課題を抱えやすいため、一人一人に応じた指導や支援を行っております。長瀬町では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために特別支援学級を設置し、特別支援教育を実施しております。一人一人の児童生徒に合わせた教育を行うことにより、子供たちにとっても教育的な支援を十分図ることができると考えております。

また、小学校に4名、中学校に1名の特別支援教育支援員を配置して、特別に支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導支援を行うとともに、自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内の落ち着いた空間、空き教室や空いているスペースを利用するなど、自分に合ったペースで学習、生活できるよう配慮し、長瀬第一小学校では今年度、校内にスペシャルサポートルームを設置し、学びの場を確保しております。また、スペシャルサポートルームには、一人一人の実態に応じた支援を行う学習総合支援員を新たに配置し、安心して学ぶことができる誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を進めております。

なお、長瀬町の特別支援学級の児童生徒は、担任の教師の指導の下、真面目に様々なことに取り組んでおります。年間を通してみると、それぞれの子の成長には目をみはるものがあり、今後も個別の教育支援計画に基づき指導を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 児童生徒の割合が8.8%というのですけれども、私が思うには、親がこの子は発達障害だよってする、ああ、そうなのではないかと思う時間がすごくかかると思うのです。だから、それを見いだすのが、この子は非常にいろんな図画や何かすごく優秀なのだけれども、あと漫画はすごく上手

で描けるのだけれども、文面からいくと、専門家から見るとこの子は少し発達障害を持っているねとかいうのがあるのですけれども、それは学校の先生でも一目見れば大体分かるということになるのでしょうか。それとも、親からの相談とか何かも加味して、そして発達障害だとか何とかというのがなるのでしょうか。聞いてみると、あれ、明らかにこれは発達障害なのではないって、でも他人の人は言えないわけですよ、親が気づくまでは。そうだからというので、専門家が言ってくださればいいのですけれども、そういうのについては、学校ではどのようなことで発見するなり何か、親に話をするとかということはどうなのでしょう、お聞きします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

子供それぞれには、いろいろな発達の状況などもございます。教師も、全員の子供たちをしっかりと見届けながら毎日を過ごしているところでございます。しかし、子供たちが学校で学習をしている中で困った感じ、困り感を持つ場合も多分でございます。困り感がある場合には、保護者の方と相談をしたり、または先ほど申し上げましたように専門的知識を持っている先生にご相談を申し上げたりする中で、保護者との話し合いも進めている状況です。教員は、教師ではありますが、医者ではございませんので、発達障害がある、ない、そういうふうな判断はいたしません。中には、どうなのでしょうかねと保護者の方から相談がある場合には、当然町のこども課のほうにもつなげながら、子供たちとともに子供たちを見ていただく中で進めている状況です。本町の場合には、健康こども課さんのほうで、小さいときから町の子供たちのことを本当に十分把握していただいておりますので、困り感があることに対してのそういう相談に対して、的確にお話をいただいているところでございます。

また、スクールカウンセラー等は、専門的臨床心理士としての資格がございますので、そういった観点から、相談を受けた場合にはお話をすることはできます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に、集中豪雨に対する土砂災害について、総務課長にお聞きします。

地球温暖化による影響で局地的な集中豪雨が日本各地で発生し、土砂災害等の甚大な被害が生じております。また、台風も大型化し、直接本州へ上陸するなど、大雨に対する危機感が増しているように感じます。町が想定される災害に対しての備えを整えるために、令和3年1月に長瀬町ハザードマップを作成しましたが、大雨による被害防止を万全にするため、掲載されている土砂災害警戒区域の見直しと、危険箇所の再点検を行う考えがあるか伺います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 大島議員の集中豪雨に対する土砂災害についてのご質問にお答えいたします。

長瀬町では、令和3年1月に長瀬町災害対応ガイドブックを作成いたしました。このガイドブックに掲載している土砂災害ハザードマップ及び水害ハザードマップは、埼玉県が指定した土砂災害警戒区域や水害リスク情報図に基づき作成をしております。令和3年1月以降、埼玉県の調査により新たに指定された地域はございませんので、現在のところは見直しを行っておりません。今後、指定された地域の変更等があった際には、適宜ハザードマップについても見直しを行ってまいります。

安全対策としましては、埼玉県とも連携しながら、集中豪雨などにより人的被害が発生するおそれが高いところについては、砂防工事の実施や危険箇所の表示を行うなど、各種対策を進めているところです。

今後も引き続き、各種安全対策と併せ危険箇所の再点検を進めてまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 何もないから何もしなくて今のところやっていませんって、危険箇所の再点検を行う考えがあるか伺いますというのですけれども、これは、ではしませんということね。そういう結論になると、そういうふうに理解したのですけれども、この答えが、もう一度やってみますよぐらいのことはしてほしかったなと思うのですけれども、それについて総務課長はどう思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、大島議員の再質問についてお答えいたします。

先ほどお答えしました見直しをしないというのは、ハザードマップにつきましては県のほうで行った調査に基づき指定しているものでございますので、そちらについては見直しを行う予定はないということでお答えさせていただきました。

危険箇所の再点検ということにつきましては、先ほども申しましたとおり県のほうで行っている砂防工事ですとか、あとまた危険箇所の表示といったところの対策は取らせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、よくいろんな行政のほうにつきましては、大雨が降ったら役場の職員はそこで待機しているのではなくて、車で見回りに出かけるというぐらいのことはしてほしいなと思うのですけれども、今の長瀬町の職員さんはすごく上品な方ばかりなので、そのままでは雨が降ったら怖いなというのではなくて外に出ることなので、今度はうんと大雨の日に、自分が少しぐらいどうだっていいからやってみようというふうな気持ちを持ってしていただくように、総務課長も自ら行けばいいのですよね、そうすると職員がついてくるから。ええ、総務課長また行くんだ、嫌になっちゃうなと言って。そういうことがありますので、そこのところでというので、それをだから今度の大雨が来たときには、町の車が国道を走っていたよとか、幹線道路のところに行っていたよという話がこっちに伝わってくると、ああ、やっているのだなという感じを受けるのですけれども、何しろ事態が起きてから、町長なり何なりが大事だからというので、こうって言うてからではなくて、そういうふうにしてほしいなと、その心構えというのをもう一度聞かせてほしいなと思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、大島議員の再質問についてお答えさせていただきます。

大雨等が降った際に行動してほしいということのご質問かと思えます。大雨警報等が出た際には、長瀬町職員のほうも災害対策本部というものを立ち上げまして、職員が待機しており、随時建設課ですとか産業観光課の職員が巡回を通して、倒木等がないかとか、そういったことの確認はさせていただいておりますので、待機しているだけで何にもしていないということではございませんので、よろしくお願いいたします。

また、今は気象情報もすごく正確な情報がかなりリアルタイムに来ますので、その情報を見ながら、大雨警報が出そうだというときには、警報が出る前から職員のほうも災害対策本部を開く前から待機等をして準備をしておりますので、今後もそういった対応で取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 3番に行きます。3番の熱中症対策についてです。健康こども課長にお願いします。

本年は、地球沸騰化を体現する記録的な暑さが全国で続き、熱中症警戒アラートも連日のように発表され、熊谷市では41.1度Cを記録するなど、酷暑を体現する非常に厳しい状況が続きました。このため、おのおのが水分補給や適度な冷房の使用、不要不急の外出を控えるなど熱中症予防対策をされていたようですが、体調を崩された方もいたと聞いております。

町が実施した高齢者世帯や単身高齢者など、熱中症になりやすい方に対しての注意喚起や支援について伺います。お願いします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

町では、高齢者世帯や単身高齢者などを含めた熱中症注意喚起や支援について、様々な対策を講じております。まず、訪問による熱中症予防の注意喚起を行っています。地域包括支援センターの職員や民生委員の方が高齢者宅や単身高齢者の方を訪問し、県が作成しました熱中症予防の5つのポイントというリーフレットを配布して、熱中症予防の注意喚起を行っています。また、イベント等を活用した熱中症予防の注意喚起も行っています。元気モリモリ体操、サーキットチェア講習会、足腰らくらく教室などの事業に参加していただいた方に、同じくリーフレットを配布して熱中症予防の注意喚起を行っています。このほか、防災無線の放送、ちちぶ安心・安全メールの配信、「広報ながとろ」7月号でも注意喚起を行っています。

さらに、熱中症の危険性が極めて高くなると予測されたときに、国から熱中症特別警戒アラートが発表され、指定暑熱避難施設となるクーリングシェルターを指定する取組も行っております。本年7月に、役場、中央公民館、多世代ふれ愛ベース長瀬、ウエルシア長瀬店の4か所をクーリングシェルターに指定しました。10月の第4水曜日までに熱中症特別警戒アラートが発表された際には、このクーリングシェルターをそれぞれの施設の指定時間内に、暑さをしのげる場所としてご利用いただけます。

今年も残暑が厳しいとの報道もあります。本日も大変暑い日となっております。引き続き、高齢者世帯や単身高齢者などを含めた熱中症注意喚起や支援について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 私も書いたのがあれなのですけれども、不要不急の外出を控えるというのだけれども、不要不急、誰も出やしないのだよね、大変だから出ていくので。ということなので、ここのところいつでも不要不急の方は出るな、出るなとかというけれども、不要不急ではないから出るのだよ、出るというときは。だから、あれ、これおかしいのではないかって、いつでも疑問に思っています。

それから、熱中症になりやすい方とか、あと4つのウエルシアとか何かという、それは何をするのか、よく意味が分かんないのだけれども、教えてください。

〔「シェルター」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） シェルターって。

〔「避難場所」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 避難場所。だってシェルターって、避難場所ってサウナみたいにこういう場所があるのではないの。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の再質問についてお答えいたします。

クーリングシェルターについてということになりますけれども、クーリングシェルターは、今年度気候変動適応法が改正になりまして、それによってつくられたものになります。熱中症特別警戒アラートというのが、これも新しく改正されたアラートになるのですけれども、これが発表された際に一般に開放して、暑さをしのげる場所として町が施設を指定しております。その施設が、先ほど申しました役場、中央公民館、ふれ愛ベース長瀬と、今年初めてウエルシア長瀬店さんのほうも、うちのほうそういう施設としていいですよという申出がありましたので、新たに指定をしております。

特別警戒アラートが出た際に、開放の時間というのをその施設が決めるのですけれども、外の暑さをしのぐ場所ということで、お買物ではなくてもそこに立ち寄って暑さをしのいだり、夕方5時までということであれば、5時までの時間をご自由に出入りしていいというような、そういった暑さをしのぐ場所として開放するという施設になっています。なので、特別警戒アラートが発表された際に、シェルターということで指定をしているのですけれども、通常はクールオアシスということで、ウエルシアを除く3つの役場と中央公民館と多世代ふれ愛ベースが暑さをしのぐ場所として活用いただけることになっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 普通シェルターって聞くと、箱か何かあるかなと思うのだけれども、大きな家ですね、公民館なら公民館で。そして、だから違うところということになってくると、公民館とか役場とかふれ愛ベースは、そこに行って寝っ転がっていてもいいのですけれども、もう一つウエルシアが、あそこでちょっと買物しないなら帰ってくれというような顔をされると困るかなと思うのですけれども、それは、だからウエルシアだとかセキ薬局だとか、いっぱいお店あるでしょう。それは、だからウエルシアはそういうふうで、そのところで場所もそんなに、行ってみても休むところというのはそんなにないような感じもするのですけれども、そこに決めたのはうえたん号があるからということをやったのでしょうか、そのところをちょっと聞きたいです。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

ウエルシア長瀬店は、このクーリングシェルターが今年から開設をなささいということになりまして、ウエルシアさんのほうから、うちのお店のほうをそういった施設に指定していいですよということでお話が出ています。実際使っていいところは、薬局の調剤の前のスペースが待合があるので、そのところを、もし来ていただいた方には、そこでちょっと休憩をしてもいいですよというお話をいただいております。そこを活用していただくことになっております。なので、そういったことで、ウエルシアさんのほうからの申出があって、こちらから指定したということになります。うえたん号とかは直接関係ないのですけれども、ウエルシアさんといろいろなことでご協力というか、そういう視点でご協力はいただいているということで、今回はシェルターのほうも指定をしてくださいというお話があったということです。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

- 議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会見を開きます。  
以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。  
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（岩田 務君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。  
今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第33号から議案第46号までの14件でございます。議案はお手元に配付してあるとおりでございます。  
個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。  
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



### ◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（岩田 務君） 日程第5、議案第33号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。  
町長。  
○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。  
生活保護法の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。  
○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。  
○総務課長（染野和明君） それでは、議案第33号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。  
提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。  
生活保護法の改正により、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改正されたことに伴い、条例中に進学準備給付金の名称が使われている箇所について、所要の改正を行うものでございます。  
なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料（議案第33号）、新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行で、右側が改正案と

なります。改正箇所は下線部分になります。条例第4条第2項の規定に基づき、個人番号を利用できる事務等を定めている別表第2の1、町長の部の特定個人情報の欄の上段中、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めるものでございます。

最後に、附則につきましてご説明申し上げます。議案を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

改正内容でございますが、参考資料の長瀬町国民健康保険条例新旧対照表を御覧いただきたいと思ます。左側が改正前の現行、右側が改正案となります。上段の第6条におきましては、国が示している診療報酬の算定方法の改正に伴いまして、条文中段の「項注8」を「項注11」に改正するものでございます。

中段の第9条におきましては、保健事業の内容を現状に合わせるため改正するものでございます。

下段の第14条におきましては、国民健康保険法の改正に伴いまして、令和6年12月2日から紙の保険証の交付が廃止となり、マイナンバーカードでの被保険者の資格確認が基本となることから、被保険者証の返還という行為がなくなるため改正するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、下段の附則でございますが、第6条及び第9条の改正につきましては公布の日から施行し、第14条の改正につきましては令和6年12月2日から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしまして、令和6年12月2日より前に発行した紙の被保険者証は有効期限までは存在するため、14条の罰則規定の適用を従前の例とするものでございます。

議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第35号 長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第35号 長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第35号 長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、4月1日から施行されたため、併せて改正するものでございます。

なお、同じ規定の改正に関わる条例改正であるため、2つの条例を一括して提案するものでございます。

主な内容としましては、介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、市町村が包括的支援事業を実施するために必要な基準を条例で定めておりますが、規則及び省令の改正に伴いまして、地域包括支援センター運営協議会を規定する条項ずれに対応して改正するものでございます。

最初に、第1条、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正でございまして。

参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。第13条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改めるものでございます。

次に、第2条、長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正でございまして。

参考資料の新旧対照表2ページを御覧ください。第5条中「第140条の66第1号のロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございまして、この条例の施行については公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第35号 長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び長瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び長瀬町包括的支援事業の実施に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第36号～議案第39号の説明

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第36号 令和5年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第37号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第38号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第39号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号から議案第39号までの令和5年度における一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

令和5年度における一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和6年7月19日付で監査委員に決算審査の依頼をしたところ、令和6年8月19日付で監査委員から令和5年度決算審査に関する意見書が提出されたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、お手元に配付してございます令和5年度長瀬町一般会計・特別会計歳入歳出決算書により、各会計の決算概要につきまして順次ご説明いたします。

決算書の表紙を1枚おめぐりいただきまして、目次の次の水色のページを御覧ください。まず初めに、一般会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。一般会計の歳入決算額は39億5,045万2,767円、歳出決算額は36億6,348万9,021円、歳入歳出差引残額は2億8,696万3,746円でございます。

次に、1ページ、2ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款町税の調定額は8億6,060万2,819円、これに対する収入済額は8億3,280万4,863円で、歳入全体の21.1%を占めております。また、不納欠損額は217万3,898円、収入未済額は2,562万4,058円でございます。

第7款地方消費税交付金の調定額は1億6,020万円、これに対する収入済額は同額の1億6,020万円で、歳入全体の4.1%を占めております。

第11款地方交付税の調定額は15億5,984万3,000円、これに対する収入済額は同額の15億5,984万3,000円で、歳入全体の39.5%を占めております。

続きまして、3ページ、4ページを御覧ください。第15款国庫支出金の調定額は5億7,707万7,315円、これに対する収入済額は同額の5億7,707万7,315円で、歳入全体の14.6%を占めております。

第16款県支出金の調定額は1億9,904万9,293円、これに対する収入済額は同額の1億9,904万9,293円で、歳入全体の5.0%を占めております。

第19款繰越金の調定額は1億8,455万9,503円、これに対する収入済額は同額の1億8,455万9,503円で、歳入全体の4.7%を占めております。

続きまして、5ページ、6ページを御覧ください。歳入合計でございますが、調定額は39億8,000万1,214円、収入済額は39億5,045万2,767円、不納欠損額は217万3,898円、収入未済額は2,737万4,549円でございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款総務費の予算現額は11億5,991万6,360円、これに対する支出済額は10億7,242万7,060円で、歳出全体の29.3%を占めております。また、翌年度繰越額は6,514万3,213円でございます。

第3款民生費の予算現額は10億4,941万8,000円、これに対する支出済額は9億6,378万8,321円で、歳出全体の26.3%を占めております。また、翌年度繰越額は3,784万4,100円でございます。

第4款衛生費の予算現額は5億6,457万3,000円、これに対する支出済額は5億2,809万4,178円で、歳出全体の14.4%を占めております。また、翌年度繰越額につきましては1,685万4,000円でございます。

9ページ、10ページを御覧ください。第9款消防費の予算現額は1億8,542万8,000円、これに対する支出済額は1億8,254万1,114円で、歳出全体の5.0%を占めております。

第10款教育費の予算現額は3億4,599万5,000円、これに対する支出済額は3億1,956万7,213円で、歳出全体の8.7%を占めております。また、翌年度繰越額は1,069万4,040円でございます。

第12款公債費の予算現額は3億1,404万円、これに対する支出済額は3億1,376万9,256円で、歳出全体の8.6%を占めております。

表の一番下の歳出合計でございますが、予算現額は39億1,994万5,360円、支出済額は36億6,348万9,021円、翌年度繰越額は1億3,053万5,353円でございます。

続きまして、少し飛びますが、116ページを御覧ください。こちらは一般会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額39億5,045万2,767円から2の歳出総額36億6,348万9,021円を差し引いた3の歳入歳出差引額は2億8,696万3,746円で、さらに4の翌年度へ繰り越すべき財源の(2)、繰越明許費繰越額3,792万2,140円を差し引き、5の実質収支額は2億4,904万1,606円となりました。

一般会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側の水色のページを御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。国民健康保険特別会計の歳入決算額は8億1,180万4,800円、歳出決算額は7億6,149万1,337円、歳入歳出差引残額は5,031万3,463円でございます。

次に、117ページ、118ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款国民健康保険税の調定額は1億2,398万5,205円、これに対する収入済額は1億710万3,374円で、歳入全体の13.2%を占めております。また、不納欠損額は112万5,769円、収入未済額は1,575万6,062円でございます。

第6款県支出金の調定額は5億8,466万7,979円、これに対する収入済額は同額の5億8,466万7,979円で、歳入全体の72.0%を占めております。

第8款繰入金の調定額は7,642万8,694円、これに対する収入済額は同額の7,642万8,694円で、歳入全体

の9.4%を占めております。

第9款繰越金の調定額は4,277万2,387円、これに対する収入済額は同額の4,277万2,387円で、歳入全体の5.3%を占めております。

表の一番下の歳入合計でございますが、調定額は8億2,868万6,631円、収入済額は8億1,180万4,800円、不納欠損額は112万5,769円、収入未済額は1,575万6,062円でございます。

続きまして、119ページ、120ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款保険給付費の予算現額は5億6,505万4,000円、これに対する支出済額は5億2,324万2,481円で、歳出全体の68.7%を占めております。

第3款国民健康保険事業費納付金の予算現額は1億9,559万7,000円、これに対する支出済額は1億9,559万3,417円で、歳出全体の25.7%を占めております。

表の一番下の歳出合計でございますが、予算現額は8億627万6,000円、支出済額は7億6,149万1,337円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、142ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額8億1,180万4,800円から2の歳出総額7億6,149万1,337円を差し引いた3の歳入歳出差引額は5,031万3,463円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の5,031万3,463円となりました。

国民健康保険特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側の水色のページを御覧ください。介護保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。介護保険特別会計の歳入決算額は8億2,196万8,686円、歳出決算額は7億4,842万305円、歳入歳出差引額は7,354万8,381円でございます。

次に、143ページ、144ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款保険料の調定額は1億5,520万6,330円、これに対する収入済額は1億5,152万790円で、歳入全体の18.4%を占めております。また、不納欠損額は33万260円、収入未済額は335万5,280円でございます。

第2款国庫支出金の調定額は1億8,468万7,637円、これに対する収入済額は同額の1億8,468万7,637円で、歳入全体の22.5%を占めております。

第3款支払基金交付金の調定額は2億127万3,000円、これに対する収入済額は同額の2億127万3,000円で、歳入全体の24.5%を占めております。

第4款県支出金の調定額は1億2,531万2,136円、これに対する収入済額は同額の1億2,531万2,136円で、歳入全体の15.2%を占めております。

第6款繰入金の調定額は1億1,636万6,000円、これに対する収入済額は同額の1億1,636万6,000円で、歳入全体の14.2%を占めております。

表の一番下の歳入合計でございますが、調定額は8億2,565万4,226円、収入済額は8億2,196万8,686円、不納欠損額は33万260円、収入未済額は335万5,280円でございます。

次に、145ページ、146ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款保険給付費の予算現額は7億2,262万5,000円、これに対する支出済額は6億7,244万2,918円で、歳出全体の89.8%を占めております。

表の一番下の歳出合計でございますが、予算現額は8億696万7,000円、支出済額は7億4,842万305円、翌年度繰越額はございませんでした。

続きまして、少し飛びますが、170ページを御覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額8億2,196万8,686円から2の歳出総額7億4,842万305円を差し引いた3の歳入歳出差引額は7,354万8,381円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の7,354万8,381円となりました。

介護保険特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側の水色のページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億2,127万1,836円、歳出決算額は1億2,002万3,700円、歳入歳出差引額は124万8,136円でございます。

次に、171ページ、172ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の調定額は9,361万4,800円、これに対する収入済額は9,358万6,400円で、歳入全体の77.2%を占めております。また、収入未済額は2万8,400円でございます。

第3款繰入金の調定額は2,628万6,769円、これに対する収入済額は同額の2,628万6,769円で、歳入全体の21.7%を占めております。

表の一番下の歳入合計でございますが、調定額は1億2,130万236円、収入済額は1億2,127万1,836円、収入未済額は2万8,400円でございます。

次に、173ページ、174ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の予算現額は1億2,420万7,000円、これに対する支出済額は1億1,906万2,369円で、歳出全体の99.2%を占めております。

表の一番下の歳出合計でございますが、予算現額は1億2,650万1,000円、支出済額は1億2,002万3,700円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、少し飛びますが、184ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額1億2,127万1,836円から2の歳出総額1億2,002万3,700円を差し引いた3の歳入歳出差引額は124万8,136円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の124万8,136円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

以上で、令和5年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 続いて、歳入歳出決算の内容について、各所属長の説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、総務課の令和5年度歳出決算概要につきましてご説明いたします。

お手元の決算書の40ページ、41ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額5億140万4,000円で、支出済額は4億9,922万2,184円でございます。主な支出としては、第1節報酬は障害者の雇用促進を図るために雇用したパートタイムの会計年度任用職員1名の報酬になります。

第2節の給料と第3節の職員手当等、次のページの42、43ページの第4節共済費は、町長、副町長、再任用職員2名のほか、町長部局職員63名分の給与や共済費関係のほか、会計年度任用職員1名の社会保険料や期末手当などの人件費でございます。

なお、特別会計の国保会計職員3名、介護会計職員2名分につきましてはそれぞれの特別会計に、教育

長、再任用職員1名のほか教育委員会部局10名分の給与や共済費関係の人件費は第10款の教育費に予算措置されているため、総務費には含まれておりません。

第10節需用費は、日刊紙の新聞購読料や加除式図書追録代のほか、公用車17台の管理としてタイヤ購入代、また令和4年4月の道路交通法改正により、自動車5台以上を保有する事業所は、運行前、運行後の運転者のアルコールチェックが義務づけられたことによるアルコール検知機の購入代、公用車の燃料費、修理費などでございます。

第11節役務費は、行政文書の郵送料、職員のストレスチェック診断や公用車の車検及び12か月点検の手数料のほか、自賠責保険料や任意保険代、また町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害金などを支払う際の総合賠償保険料や、非常勤職員の公務災害補償の保険料などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託料、職員採用試験適性検査業務委託料、作文採点業務委託料や職員健康診査業務委託料のほか、自治体DX推進の取組の一環として人事に関する業務を効率化するため、人事情報システムを導入した際に要した業務委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料は、例規システム、個人情報取扱業務ウェブシステム、人事給与システムのソフトウェアの使用料などのほか、公用車の有料道路通行料でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、次のページ、44、45ページにかけてになりますが、一部事務組合への負担金として特別職、一般職の退職手当負担金や、秩父広域市町村圏組合の一般管理費分の負担金のほか、加盟団体への負担金、会費や補助金を交付したものでございます。

第25節寄附金は、埼玉県町村会の役員会において、令和6年度能登半島地震で被災した石川県に対する義援金について、埼玉県町村会として100万円を石川県町村会へ送ることが決定となり、各町村にあっては義援金贈呈の意向がある場合は30万円を目安に送金する協力依頼があったため、当町もその協力依頼に対して義援金を送金したものでございます。

次に、46、47ページの下段辺りを御覧ください。第7目公平委員会費は、予算現額9,000円ですが、委員会開催はありませんでした。

次に、第8目交通安全対策費でございますが、予算現額85万3,000円で、交通指導員4名の災害補償保険料や委託料のほか、交通関係団体への会費補助金などで57万9,347円を支出いたしました。

続いて、48、49ページを御覧ください。第9目自治振興対策費でございますが、予算現額303万7,000円で、支出済額は230万439円でございます。主な支出として、第10節需用費のうち光熱水費は防犯灯936基分の電気料でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、コミュニティ協議会への運営費補助金と、1行政区が行った公会堂のトイレ改修に対して地域振興対策事業補助金を交付いたしました。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額758万9,000円で、支出済額は691万1,814円でございます。主な支出としては、第10節需用費の消耗品は、人権同和団体が開催する研修会の参加資料代や人権啓発用品代などでございます。

第11節役務費は、正副区長72名への委託業務に対する災害補償保険料でございます。

次に、第12節委託料は、円滑な行政事務を推進するため正副区長への行政事務委託料及び区長回覧による行政区広報紙等配布業務委託料のほか、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への相談委託料を支出いたしました。

第13節使用料及び賃借料は、人権フェスティバルの参加者を会場の横瀬町民会館まで送迎するためにバス借上料を支出いたしました。

第18節負担金補助及び交付金は、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金でございます。

次に、50、51ページを御覧ください。第2項企画費、第1目企画総務費のうち総務課関係でございますが、第10節需用費の下段、印刷製品費61万9,141円は、物価高騰対策生活者支援として配付した商品券の印刷代でございます。

第11節役務費の通信運搬費394万4,587円のうち130万39円は、物価高騰対策生活者支援として配付した商品券の郵送料でございます。

少しページが飛びますが、56、57ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会の管理経費で委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代のほか、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙管理システムソフトレンタル料などで47万6,822円を支出いたしました。

第2目県議会議員選挙費は、次のページ、58、59ページにかけてになりますが、令和5年4月9日執行の県議会議員一般選挙で無投票になりましたが、準備等に要した経費11万4,950円を支出いたしました。

第3目県知事選挙費は、令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙に要した経費で、484万8,053円を支出いたしました。

第4目町議会議員選挙費は、令和5年4月23日執行の長瀬町議会議員一般選挙に要した経費で、578万8,184円を支出いたしました。

なお、県議会議員選挙、県知事選挙及び町議会議員選挙につきまして、県からの委託金合わせて500万3,103円を充当して執行いたしました。これらの選挙費の主な支出としては、選挙管理委員、投票管理者、投開票立会人、会計年度任用職員の報酬、事務従事者への手当、ポスター掲示板、投開票に係る事務用品や投票用紙の計数機・読み取り機の点検手数料、入場券の郵送料、ポスター掲示板の設置・撤去業務委託料、スポットクーラーのレンタル料のほか、備品といたしまして県知事選挙において投票用紙計数機1台を購入、負担金といたしまして町議会議員選挙において選挙運動自動車の使用、選挙運動用のピラの作成、選挙運動用ポスター作成に係る費用の一部について、条例で定める限度の範囲内で選挙運動公営費負担金を支出いたしました。

次に、ページが飛びますが、92、93ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億6,090万4,059円を支出いたしました。

次に、第2目非常備消防費でございますが、予算現額が1,478万1,000円で、消防団の円滑な運営を図るための経費として1,324万5,380円を支出いたしました。主な支出として、第1節報酬は消防団員74名への報酬及び6月と2月に起きた火災への出動報酬でございます。

第7節報償費は、退職消防団員9名への退職報償金や記念品などでございます。

第8節旅費は、消防団員が会議や研修に参加した際に支払った費用弁償でございます。

第10節需要費は、消防団活動に際しての消耗品、燃料費のほか、消防車の修繕費、新入団員への被服費などでございます。

第11節役務費は、消防車の車検及び12か月点検手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また団員の福祉共済掛金でございます。

第17節備品購入費は、水槽車及び消防車両のバッテリーを購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金負担金、消防関係団体の負担金のほか、消防団へ運営費交付金を支出いたしました。

次に、第3目消防施設費は、予算現額496万1,000円で、消防団詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で397万1,515円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、消防団詰所の電気・水道代などの光熱水費や詰所屋根修繕費及び防火水槽天板修繕費などでございます。

次のページ、94、95ページを御覧ください。第14節工事請負費及び第16節公有財産購入費は、岩畳に下りる消防道路が老朽化により通行に支障が生じていたため、補修工事を行った費用でございませう。

第18節負担金補助及び交付金は、消火栓の維持管理負担金を秩父広域市町村圏組合へ支払ったものでございませう。

次に、第4目防災対策費は、予算現額478万1,000円で、防災行政無線設備の維持管理や保守委託のほか、災害時備蓄品の購入などの経費で441万9,160円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、防災備蓄品としてマジックパスタや乳児用ミルク、マウスウォッシュなどを購入したほか、防災行政無線の基地局及び放送塔27局の電気料などでございませう。

第11節役務費の通信運搬費は、県防災行政無線のほか、町と秩父消防本部との放送運動設備、災害時優先電話などの通話料、また防災行政無線の放送内容を確認できるフリーアクセスの通話料でございませう。

第12節委託料は、防災行政無線の保守点検業務委託料を支出したほか、屋外拡声子局27局の蓄電池が経年劣化により消耗していることから、令和4年度から3年間をかけて計画的に交換を行っており、令和5年度は10局の蓄電池交換を実施いたしました。

第18節の負担金補助及び交付金は、自主防災組織で安否確認訓練を実施した上長瀬区に対して補助金を交付したものでございませう。

以上で総務課関係の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、企画財政課長、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 企画財政課の歳出決算概要につきまして、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書に基づき、主なものをご説明いたします。

決算書の44、45ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額514万円に対しまして、備考欄の上から2行目、「広報ながとろ」の発行に係る経費として281万4,812円、その下、長瀬町公式マスコットキャラクター「とろにゃん」の商標調査及び出願業務委託に係る経費として15万950円を支出いたしました。

第3目財政管理費、予算現額127万3,000円に対しまして、連結財務書類作成システム利用料として55万円、固定資産管理システム利用料で39万6,000円などを支出し、合計で109万2,278円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は、予算現額50万円に対しまして50万円を積み立てました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費についてご説明いたします。予算現額3,581万8,000円に対しまして、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などに係る経費として3,003万366円を支出いたしました。

続きまして、48、49ページを御覧ください。第11目減債基金費は、減債基金に3億618万2,000円を積み立てました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてでございます。ふるさと納税につきまして、積極的な広報活動や返礼品の種類を増やすなど、これまでの取組の結果、令和5年度には928件、2,732万4,000円の寄附金が寄せられました。寄附金と基金利子の1万5,013円を合わせた歳入総額から返礼品の諸経費等に係る経費を除き、1,557万2,976円をふるさと長瀬応援基金に積み立てました。なお、令和5年度の残額は9月補正予算に計上し、積み立てる予定となっております。

第13目、公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に1,000万円を積み立てました。

続きまして、50、51ページを御覧ください。第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額1億2,434万8,000円に対しまして、8,246万5,515円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの運用に係る経費、住民、税務、財務等の基幹系システムの運用に係る経費、住宅取得奨励補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金でございます。この中で、第7節報償費1,019万円のうち863万9,082円は、ふるさと納税の返礼品の代金等として支出しております。

第11節役務費884万2,000円のうち手数料307万6,977円ですが、このうち291万987円はふるさと納税の手数料として、さとふるなどの中間事業者へ支出しております。

第12節委託料2,940万8,000円のうち主なものをご説明いたします。備考欄の下から4行目、地域おこし協力隊員委託料239万7,764円は、清水隊員に対する委託料でございます。清水隊員には、令和2年10月から令和5年9月まで町の魅力発信に取り組んでいただきました。なお、隊員の活動に要する経費につきましては、隊員1人当たり年間480万円を上限に特別交付税が措置されております。

備考欄の下から2行目、標準準拠システムへの移行支援業務委託料266万2,000円は、基幹系業務システムの標準化のために必要な調査を行った事業者への委託料でございます。国の要請を受け、令和7年9月までに各市町村がそれぞれ構築しております基幹系業務システムを全国統一の標準準拠システムへ移行するために必要な作業の一環として、国が示した標準仕様書に対して町の基幹系業務システムにおいて不足している仕様等を調査するために支出したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金4,940万5,000円でございますが、52、53ページを御覧ください。備考欄の一番上、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,456万3,000円は、共生ビジョンに基づき協定を締結している医療、教育、産業振興などの10分野で政策を実施するために、中心市である秩父市へ支払う負担金でございます。なお、当該負担金については特別交付税措置の対象となっております。

備考欄の上から6行目、定住促進事業住宅取得奨励補助金555万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。令和5年度は8世帯、22名の方を対象に補助金を交付いたしました。

続きまして、第2目新型コロナウイルス感染症対策費でございますが、令和5年度に実施した主な事業についてご説明いたします。

第18節負担金補助金及び交付金5,490万円でございます。備考欄の一番上、コスモシヨア長瀬跡地等活用事業補助金3,000万円は、公募型プロポーザルを実施し採択した施設跡地活用事業者への補助金として交付したものでございます。

備考欄の一番下、未就学児世帯応援金447万円は、未就学児を扶養する子育て世帯を応援することを目的とし、未就学児1人につき3万円を支給したものです。合計で149名に対して支給いたしました。

続きまして、60、61ページを御覧ください。第6項統計調査費でございますが、項全体の予算現額30万

8,000円に對しまして19万7,960円を支出いたしました。主な内容でございますが、人口統計調査に関わる統計調査員等の報酬として16万7,880円を支出しております。なお、これらの費用は、全額を県からの委託金で賄っております。

飛びまして、114、115ページを御覧ください。第12款公債費は、予算現額3億1,404万円でございますが、備考欄に記載の内訳のとおり、町債の元金及び利子を合計3億1,376万9,256円償還いたしました。

第13款予備費、当初予算額500万円のうち30万円を充用いたしました。備考欄を御覧ください。一般管理寄附金30万円は、令和6年能登半島地震に対する義援金を送る決定をしたことを受け、補正予算では間に合わず、緊急に予算を用意する必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

以上で企画財政課関係の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、税務会計課長、お願いします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 続きまして、税務会計課関係の歳入歳出決算につきまして決算書によりご説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。初めに、歳入の町税についてご説明いたします。第1款町税全体の調定額は8億6,060万2,819円で、前年度と比較して1,337万1,376円の減額となりました。これに対する収入済額は8億3,280万4,863円で、前年度と比較して1,018万1,165円の減額、収納率は96.77%で0.32ポイント上昇しました。

続きまして、各税目についてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は3億511万9,406円で、労働人口が減少したこと等により、前年度と比較して642万4,525円の減額となりました。これに対する収入済額は3億383万3,165円で、前年度と比較して633万1,645円の減額、収納率は99.58%で0.02ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は442万3,719円で、前年度と比較して75万5,171円の減額となりました。これに対する収入済額は133万1,809円で、前年度と比較して28万5,730円の減額、収納率は30.11%で1.12ポイント低下いたしました。

次に、第2目法人、第1節現年課税分の調定額は3,521万3,500円で、企業収益が増加したこと等により、前年度と比較して596万5,000円の増額となりました。これに対する収入済額は3,501万3,600円で、前年度と比較して614万1,600円の増額、収納率は99.43%で0.72ポイント上昇いたしました。

第2滞納繰越分の調定額は91万6,500円で、前年度と比較して16万6,500円の増額となりました。これに対する収入済額は24万6,500円で、前年度と比較して3万6,500円の増額、収納率は26.90%で1.10ポイント低下いたしました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税、第1節現年課税分の調定額は4億2,453万3,969円で、地価が引き続き下落傾向にあり、大規模な太陽光発電設備の減価償却による影響が大きく、前年度と比較して802万9,431円の減額となりました。これに対する収入済額は4億2,028万8,004円で、前年度と比較して772万1,086円の減額、収納率は99%で0.05ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は2,082万6,755円で、前年度と比較して411万4,230円の減額となりました。これに対する収入済額は386万2,715円で、前年度と比較して188万5,385円の減額、収納率は18.55%で4.50ポイント低下いたしました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金、第1節現年課税分の調定額は、前年度と同額の158万

5,000円となりました。これに対する収入済額は調定額と同額の158万5,000円で、収納率は100%でございました。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割、第1節現年課税分の調定額は2,870万1,900円で、重課税車両及び新税率車種の登録台数が増加したことにより、前年度と比較して66万7,100円の増額となりました。これに対する収入済額は2,836万200円で、前年度と比較して57万7,500円の増額、収納率は98.81%で0.29ポイント低下いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は120万3,200円で、前年度と比較して17万円の減額となりました。これに対する収入済額は20万5,000円で、前年度と比較して3万6,300円の減額、収納率は17.04%で0.53ポイント低下いたしました。

次に、第2目環境性能割でございますが、令和元年10月から、それ以前の自動車取得税に代わって購入する車両の燃費性能に応じて課せられる税目で、第1節現年課税分の調定額は144万4,700円で、前年度と比較して74万6,200円の減額となりました。これに対する収入済額は、調定額と同額の144万4,700円で、収納率は100%でございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税、第1節現年課税分の調定額は3,663万4,170円で、観光客数の増加等の影響により、前年度と比較して6万9,581円の増額となりました。これに対する収入済額は、調定額と同額の3,663万4,170円で、収納率は100%でございました。

続きまして、町税の不納欠損額についてご説明いたします。引き続き、13ページの不納欠損額の欄を御覧ください。町税の不納欠損額の総額でございますが、217万3,898円で、前年度と比較して145万536円の減額となりました。減額となった主な要因につきましては、高額滞納案件に係る欠損がございましたので、大幅に減額となったものでございます。

次に、税目ごとの不納欠損額、人数、期別件数でございますが、まず第1項町民税、第1目個人、第2節滞納繰越分の不納欠損額は26万918円、6人で31件、第2項固定資産税、第1目固定資産税、第2節滞納繰越分の不納欠損額は182万2,780円、23人で191件、第3項軽自動車税、第1目種別割、第2節滞納繰越分の不納欠損額は9万200円、5人で10件となっております。町税全体の調定額8億6,060万2,819円から、収入済額8億3,280万4,863円と不納欠損額217万3,898円を差し引いた収入未済額2,562万4,058円が、翌年度、令和6年度に繰り越された町税全体の滞納額となりますが、前年度と比較して173万9,675円の減額となっております。

町税の説明につきましては以上でございます。

続きまして、税務会計課関係の町税以外の主な歳入についてご説明いたします。20ページ、21ページを御覧ください。中段の第2項手数料、第1目総務手数料、第1節税務手数料のうち、税務手数料の43万8,240円は、窓口やコンビニで交付した各種証明や土地台帳等の閲覧等に係る手数料でございます。

次に、少し飛びまして、28ページ、29ページを御覧ください。中段の第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第2節町税費県委託金の個人県民税徴収県委託金の1,064万5,712円は、町が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用等を県が補填するものでございます。

続きまして、32、33ページを御覧ください。中段にございます第20款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金の193万7,182円は、税金を滞納した場合に、その納付遅延に対して課せられる徴収金でございます。

続きまして、34ページ、35ページを御覧ください。上段の第5項雑入、第2目雑入、第1節県収入証紙

売りさばき手数料の61万4,870円は、会計担当窓口において販売した県収入証紙の代金でございます。

税務会計課関係の歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。44ページ、45ページをお開きください。下段の第5目会計管理費の予算現額は128万6,000円で、支出済額は98万4,351円でございます。業務内容でございますが、公金の収入支出手続の審査確認業務のほか、資金運用、決算の調製などの業務を行いました。主な支出といたしましては、第11節役務費のうち手数料の83万2,640円は、口座振込手数料、E Bシステム利用サービスの取扱手数料や、役場の公共料金の支払いを口座振替で行う「公振くん」の使用手数料等でございます。

次に、52ページ、53ページを御覧ください。中段の第3項徴税费、第1目税務総務費の予算現額は96万7,000円で、支出済額は91万6,777円でございます。業務内容でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会や固定資産評価委員の報酬、各種団体の負担金等でございます。主な支出といたしましては、第10節需用費の消耗品費の27万2,168円は、加除式例規の追録代や参考図書代でございます。

第18節負担金補助及び交付金の50万2,489円は、税務関係団体への負担金や会費、秩父法人会秩北支部への補助金でございます。なお、地方共同機構負担金につきましては、共通納税の対象税目の拡大に伴い、前年度より増額となっております。

次に、下段の第2目賦課徴收費の予算現額でございますが、4,673万9,000円で、支出済額は2,628万8,000円でございます。主な業務内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するための経費でございます。主な支出をいたしましては、第11節役務費のうち手数料の123万7,655円は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス、預貯金等照会電子化サービス等の手数料でございます。

続きまして、54ページ、55ページをお開きください。上段の第12節委託料の1,398万9,418円は、税目ごとの課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料をはじめ、固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料等でございます。また、繰越明許費の1,961万3,000円は、固定資産評価替業務において画地の確認に時間を要し年度内に完了しなかったため、委託料を翌年度へ繰り越しいたしました。

第13節使用料及び賃借料の908万9,520円は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料や地方電子申告サービス利用料等でございます。なお、先ほど負担金でご説明いたしましたが、共通納税の対象税目拡大に伴いまして、システム利用料が増額となっております。

第22節償還金、利子及び割引料の177万5,970円は、過年度に賦課徴収した町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

税務会計課関係の説明につきましては以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時20分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、町民課長、お願いします。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、町民課関係の決算概要につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、主なものをご説明いたします。

決算書の54、55ページを御覧ください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民台帳費は、予算現額3,021万360円、支出済額1,862万5,972円で、戸籍法に基づく業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく業務等に係る経費でございます。

54ページから57ページにかけての第12節委託料は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークシステムなど、各種システムの保守費用などでございます。なお、戸籍総合システムの改修におきまして、マイナンバー法や戸籍法の一部改正によって、令和5年度に予定されていた改修に遅延が生じまして、令和6年度へ繰越明許費として1,105万7,750円を繰り越しております。また、令和5年12月2日からマイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で住民票と印鑑登録証明書等を取得できる証明書コンビニ交付事業を開始いたしました。導入経費として、ハードウェアの保守委託料2万9,436円、システム導入委託料100万340円を支出いたしました。

次に、第13節使用料及び賃借料は、戸籍総合システム、住基ネットワークのソフトウェアの使用料やハードウェアのリース料でございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金は、旅券事務を秩父地域パスポートセンターへ委任していることによる負担金及び各種団体への負担金でございます。

次に、64、65ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額7,037万4,000円、支出済額6,921万1,113円で、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭等に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業に要した費用でございます。

第13節使用料及び賃借料は、重度心身障害者医療費助成システム、ひとり親家庭医療費助成システムのソフトウェアの使用料でございます。

第19節扶助費は、重度心身障害者及び独り親家庭等の医療の給付に要した費用でございます。

第27節繰出金は、国民健康保険における保険基盤安定事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、未就学児均等割保険料軽減に係る費用について、国民健康保険特別会計へ繰り出しを行ったものでございます。

次に、66、67ページを御覧ください。第4目老人保健費は、予算現額1億1,681万2,000円、支出済額1億1,676万1,641円で、後期高齢者医療制度における一般会計分の経費を負担する後期高齢者医療事業に要した費用でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務費や、療養給付費に係る負担金でございます。

第27節繰出金は、後期高齢者医療制度における保険基盤安定及び事務経費に係る費用について、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しを行ったものでございます。

次に、70、71ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額2,023万4,000円、支出済額1,906万6,965円で、ゼロ歳児から高校卒業までの子供に係る医療費について

一部を支給することで、保護者の経済的負担の軽減及び福祉の増進を図ることも医療費支給事業に要した費用でございます。

次に、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費は、予算現額20万7,000円、支出済額18万9,510円で、国民年金制度に係る事務のうち、厚生労働省から法定受託されている事務に要した費用でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額297万6,000円、支出済額279万1,866円で、一般的な衛生事業や廃棄物に関する事業のほか、空き家対策などに要した費用でございます。

第7節報償費は、アルミ缶や古紙などの有価物を回収した団体に対しまして、回収物1キログラム当たり3.5円の報償金を交付したものでございます。

次に、72、73ページを御覧ください。第12節委託料は、環境美化業務として岩畳周辺や国県道、町道、林道等のごみの散乱が激しい箇所の清掃や不法投棄パトロールを長瀬町シルバー人材センターへ委託したものでございます。

次に、第2目環境衛生費は、予算現額1,159万8,000円、支出済額1,154万300円で、公害対策や河川の水質検査を行う環境衛生事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づいた申請業務、現地調査、巡視パトロール等を行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合で火葬場の共同処理を行っている広域処理事業に要した費用でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている秩父斎場の負担金が主なものでございます。

次に、74、75ページを御覧ください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費は、予算現額5,063万7,000円、支出済額も同額の5,063万7,000円で、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている町内の家庭や事業所から出るごみの回収処理業務に要した費用でございます。

次に、第2目し尿処理費は、予算現額2億7,322万6,000円、支出済額も同額の2億7,322万6,000円で、特定環境保全公共下水道事業の整備を推進する事業や、し尿処理に関する事業のほか、公共下水道の認可区域外において合併処理浄化槽の設置を進める事業における皆野・長瀬下水道組合に対する長瀬町分の負担金や補助金の出資金でございます。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費は、予算現額1億3,209万3,000円、支出済額1億1,239万1,184円で、平成28年4月から広域水道として秩父広域市町村圏組合が上水道に関する業務を行っており、財政基盤の安定化を図るため、簡易水道事業債償還利息補助金、秩父広域水道高料金対策補助金、災害復旧事業債元金補助金、生活基盤施設耐震化事業出資金、簡易水道債償還元金出資金、災害復旧事業債償還元金出資金など、秩父広域市町村圏組合への支払いに要した費用でございます。なお、生活基盤施設耐震化事業出資金におきまして、工事の遅延等によりまして令和6年度へ繰越明許費として1,650万円を繰り越しております。また、新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価高騰等により影響を受けている町民の生活支援として水道基本料金を減免し、減免分を負担金として1,279万8,004円、秩父広域市町村圏組合へ支出しました。

町民課関係の一般会計分の説明は以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。なお、実質収支につきましては会計管理者の説明のとおりですので、省略させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。122、123ページを御覧ください。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、調定額1億2,391万5,355円、収入済額1億

703万3,524円、収入率は86.38%で、前年度と比較して0.55ポイント低下となりました。また、不納欠損額は112万5,769円で、前年度と比較して3万8,250円の減、収入未済額は1,575万6,062円で、前年度と比較して135万9,993円の減でございました。

次に、第1目退職被保険者国民健康保険税は、調定額6万9,850円、収入済額は同額の6万9,850円で、収入率は100%でございました。

次に、124、125ページを御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金、第1節普通交付金は、調定額及び収入済額は同額の5億3,980万4,979円で、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付される交付金でございます。

第2節特別交付金は、調定額及び収入済額は同額の4,486万3,000円で、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対して交付される交付金でございます。また、特別交付金の都道府県繰入金（第2号分）は、地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整を行うことや、将来的に保険料水準の統一化を図るための取組の促進等、交付事由について交付要項等に定められているものでございます。

126、127ページを御覧ください。第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は、調定額及び収入済額は同額の5,072万3,694円で、安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、調定額及び収入済額も同額の2,570万5,000円で、同じく安定した国保運営を図るため、国民健康保険財政調整基金から繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。130、131ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額2,024万5,000円、支出済額1,949万5,653円で、職員の給料、手当のほか、被保険者証の郵送料や国保連合会の電算処理に係る手数料や業務委託料、それから医療機関から請求されるレセプトの内容を点検するための業務委託料などの費用でございます。

次に、第2項徴税费、第1目賦課徴收费は、予算現額336万5,000円、支出済額306万1,720円で、納税通知書等の郵送料、電算処理に係る業務委託料やシステム改修委託料、ソフトウェアの利用料などでございます。

次に、132、133ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費は、予算現額4億9,314万2,000円、支出済額4億5,352万6,463円で、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対して給付する療養給付費、補装具を作成した場合や整骨院などを受診した際に給付する療養費及び審査支払手数料に要した費用でございます。

次に、第2項高額療養費は、予算現額6,858万7,000円、支出済額6,849万8,036円で、被保険者の1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次に、134、135ページを御覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は、予算現額210万円、支出済額50万円で、被保険者が出産したときに世帯主に対して1件当たり50万円を支給するものでございます。

次に、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費は、予算現額100万円、支出済額70万円で、被保険者が死亡した際に葬祭を行った者に対して1件当たり5万円を支給するものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分は、予算現額1億2,861万9,000円、支出済額1億2,861万7,363円で、医療給付費の費用に充てるため、県に支払ったものでございます。

次に、136、137ページを御覧ください。第2項後期高齢者支援金分は、予算現額5,081万4,000円、支出済額5,081万2,734円で、後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に支払ったものでございます。

次に、第3項介護納付金分は、予算現額1,616万4,000円、支出済額1,616万3,320円で、介護保険の財源として県に支払ったものでございます。

次に、第5款保健事業費は、予算現額1,414万8,000円、支出済額1,332万5,314円で、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する特定健康診査や特定保健指導に要した費用及び健康マイレージ事業の経費でございます。

次に、決算書の最後のページ、189ページを御覧ください。5の国民健康保険関係の基金の運用状況でございますが、(1)、国民健康保険財政調整基金の前年度末現在高は1億5,028万1,000円で、2,569万円を取り崩した結果、決算年度末現在高は1億2,459万1,000円でございます。

次に、(2)の高額療養費支払基金貸付基金は、年度中の増減はなく、決算年度末現在高は前年度末現在高と同額の100万円でございます。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。実質収支につきましては、国民健康保険特別会計と同様、会計管理者の説明のとおりですので、省略させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。176、177ページを御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者保険料、第1目後期高齢者医療保険料は、調定額9,361万4,800円、収入済額9,358万6,400円、収入率は99.97%で、前年度と比較して0.03ポイント低下となりました。また、不納欠損額はゼロ円で、収入未済額は2万8,400円で、前年度と比較して同額の2万8,400円の増でございます。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は、調定額及び収入済額は同額の2,681万6,769円で、安定した財政運営を図るため、一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の180、181ページを御覧ください。第1款総務費は、予算現額103万4,000円、支出済額75万4,831円で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業運営に係る共回事務経費及び保険料徴収事務に要した費用でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額1億2,420万7,000円、支出済額1億1,906万2,369円で、徴収した保険料や一般会計から繰り入れた保険基盤の安定に要する繰入金を埼玉県後期高齢者広域連合に納めたもので、歳入全体の99.2%を占めております。

後期高齢者特別会計の説明は以上でございます。

以上で町民課関係の説明を終わらせていただきます。



### ◎会議時間の延長

○議長（岩田 務君） ここで議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

---

○議長（岩田 務君） 次に、福祉介護課長、お願いします。

○福祉介護課長（内田千栄子君） それでは、福祉介護課関係につきまして、決算書に基づき説明をさせていただきます。詳細につきまして、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明をさせていただきます。

歳出でございますが、決算書60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額3億7,429万9,000円で、支出済額は3億1,671万8,924円ございました。不用額1,973万5,976円の主なものとしまして、障害サービスに関わる負担金や扶助額で、年度未までに支払額が確定しないため補正予算で減額できないものが主なものでございます。

なお、翌年度繰越額3,784万4,100円でございますが、物価高騰対応等給付金に係る経費で、令和5年度に支給事務に着手し、6年度に支給処理するため、支給事務に係る職員の時間外勤務手当、消耗品費、通信運搬費、電算処理のための委託料などの事務経費及び給付金を6年度に繰越しするものでございます。

第1節報酬9万2,400円ですが、福祉関係2計画の策定について審議いただきました健康福祉推進委員会委員報酬でございます。

第3節職員手当等22万3,017円でございますが、低所得世帯支援事業給付金として、非課税世帯への給付金の支払い事務に従事した職員の時間外手当でございます。

第7節報償費4万1,000円ですが、知的及び身体障害者相談員2名の謝礼でございます。

第10節需用費の消耗品費12万3,214円でございますが、給付金関連の事務用品や100歳祝いの花代など、光熱水費19万6,091円は、ひのくち館の電気水道料、施設修繕費9,900円は、ひのくち館の修繕費でございます。

第11節役務費は、62、63ページにかけてになりますが、通信運搬費34万4,094円は、給付金関連の通知発送料等の郵便料金や、ひのくち館の電話料、手数料35万8,401円は、障害者自立支援給付に関わる主治医意見書の作成や給付金の振込手数料などでございます。

第12節委託料1,057万7,975円でございますが、避難行動要支援者名簿システム等保守委託料、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、聴覚障害者のために手話通訳者を派遣する手話通訳及び要約筆記者委託料、障がい者等福祉計画、介護保険事業計画等福祉関係2計画の策定業務委託料、給付金等のシステム改修や電算処理などに伴う委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料114万3,120円ですが、障害者総合支援システムなどのソフトウェア使用料及びひのくち館のAEDリース料でございます。

第18節負担金補助及び交付金2億8,236万3,670円でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費負担金1億3,758万6,313円、障害児通所給付費等負担金1,219万2,704円、自立支援医療費975万3,579円など、障害者サービスに係る負担金のほか、秩父郡市1市4町で設置している相談支援事業所や地域活動支援センター、基幹相談支援センターなどの負担金や、自立支援審査会負担金、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、元気と安心お助け隊など関係団体への補助金、住民税非課税世帯を対象とした低所得世帯支援給付金の3万円給付及び7万円給付、物価高騰対策福祉事業継続支援補助金として福祉事業を実施している社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会に対して物価高騰の中で福祉事業が安定的に継続できるよう、合わせて200万円の補助金を交付したほか、64、65ページにかけて御覧ください。在宅重度心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金として、医療的ケアの必要な児童を受け入れする事業所に対して230万円の補助金を交付するとともに、医療的ケア児者受入設備整備事業補助金として、医療的ケアの必要な児童を受け入れする事業所が受入れに必要な備品

などの整備に対する補助金として30万円交付したほか、障害者等への各種補助金や協議会等への負担金などでございます。

第19節扶助費526万3,329円ですが、障害者の自立支援のための補装具等に対する給付をはじめ、日常生活用具給付、在宅重度心身障害手当の支給などでございます。

次に、第2目老人福祉費でございますが、予算現額933万3,000円で、支出済額は720万8,799円でした。

第12節委託料295万9,680円ですが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料340万2,908円ですが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第18節負担金補助及び交付金66万4,468円ですが、老人クラブ連合会及び単位老人クラブ10団体への補助金や、包括支援センターの介護支援専門員研修負担金でございます。

第19節扶助費14万4,000円ですが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

66、67ページの中段を御覧ください。第5目介護保険費でございますが、予算現額は1億2,314万2,000円で、支出済額は1億2,273万3,636円です。

第18節負担金補助及び交付金は、町内において介護事業所等を運営する事業者の物価高騰への支援として、介護事業所等物価高騰対策支援事業補助金を6事業所に合わせて609万3,000円を交付したものでございます。

第27節繰出金1億1,636万6,000円は、法定負担分の繰出金や事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和5年度長瀬町介護保険特別会計について説明をいたします。148、149ページを御覧ください。実質収支に関する説明につきましては、税務会計課長の説明のとおりでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、調定額は1億5,520万6,330円で、内訳は第1節現年賦課分1億5,100万7,400円、第2節滞納繰越分419万8,930円です。収入済額は1億5,152万790円で、内訳は第1節現年賦課分1億5,052万6,500円、第2節滞納繰越分99万4,290円で、収納率は97.6%で、昨年度の収納率と比較しまして0.3%増となっております。不納欠損は1件33万260円、収納未済額は335万5,280円で、昨年度と比べまして84万3,650円の減となりました。

次に、第2款国庫支出金は、調定額、収入済額ともに1億8,468万7,637円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、包括支援センターの運営事業費等の事業費として、それぞれの法定割合分に応じて交付されたものでございます。

第3款支払基金交付金は、150、151ページにかけて御覧ください。調定額、収入済額ともに2億127万3,000円で、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

第4款県支出金は、調定額、収入済額ともに1億2,531万2,136円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて県から交付されたものでございます。

次に、第6款繰入金は、152、153ページにかけてになりますが、調定額、収入済額ともに1億1,636万6,000円で、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、

町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたほか、介護保険給付費支払基金からの繰入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、156、157ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額194万4,000円、支出済額157万5,568円で、介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料や介護保険関連例規整備業務委託料、介護保険システムソフトウェア利用料などがございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算額84万8,000円、支出済額が57万1,110円で、保険料賦課徴収のための郵送料や電算処理業務委託料などがございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額869万5,000円、支出済額が796万1,915円で、会計年度任用職員として雇用している認定調査員の報酬や期末手当、社会保険料などをはじめ、介護保険認定審査を受けるために必要な主治医意見書の手数料などがございます。

158、159ページを御覧ください。第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額、支出済額ともに486万4,000円で、秩父広域市町村圏組合に共同設置している介護認定審査会負担金でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護サービスを受けた場合に係る介護給付費でございます。

第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額1億9,813万7,000円で、支出済額が1億7,943万797円でございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活が受けられるように、町が指定する事業所が地域住民に提供する給付費で、予算現額9,459万2,000円で、支出済額が9,197万608円でした。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額3億2,943万9,000円で、支出済額が3億627万6,180円でございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付する費用で、予算現額3,022万2,000円で、支出済額が2,959万7,637円でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費ですが、160、161ページにかけて御覧ください。要支援認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護予防サービスを受けた場合に係る費用でございます。

第1目介護予防サービス給付費は、訪問介護や通所介護などを利用した場合の費用で、予算現額1,822万2,000円、支出済額が1,822万924円でございます。

第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に係る費用で、予算現額380万6,000円、支出済額が380万4,514円でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費は、要介護者や要支援者が支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた部分が払い戻される費用で、予算現額1,531万9,000円、支出済額は1,408万8,415円でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護サービスとして支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される費用で、予算現額211万9,000円、支出済額が178万6,489円でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費は、低所得者の認定者が施設サービスや短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利

用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額に係る費用で、予算現額2,426万1,000円、支出済額が2,308万4,025円でございます。

162、163ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援及び事業対象者として認定された方が、町の指定する事業所等の訪問や通所サービスを受けた場合に係る費用となっております。

第1目介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス提供事業所を訪れてサービスを受けた場合や、居宅を訪問してサービスを受けた場合に係る費用で、予算現額1,376万9,000円、支出済額が1,277万8,032円でございます。

第2項一般介護予防費、第1目一般介護予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に、元気モリモリ体操、足腰らくらく教室及び歌の教室などの介護予防事業の実施に要した費用で、予算現額334万9,000円、支出済額216万1,837円でございます。

164、165ページを御覧ください。第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、地域包括支援センター、高齢者配食サービスや生活支援体制整備事業などに係る費用となっております。

第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターに配置している職員の給料等で、予算現額1,624万6,000円、支出済額1,597万9,106円でございます。

第2目任意事業費は、紙おむつ支給事業や高齢者配食サービスに係る費用で、予算現額95万6,000円、支出済額25万1,229円でございます。

166、167ページを御覧ください。第4目生活支援体制整備事業費は、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、地域で支え合い、助け合いのできる町を目指し、高齢者の生活支援ニーズの把握や生活支援サービスの創出、地域での取組支援に関わる事業を社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターの人件費や協議体の運営、高齢者の生活支援、担い手養成などに充てている事業費で、予算現額445万円、支出済額444万3,000円でございます。

第5目認知症総合支援事業費は、認知症カフェの開催や認知症ケア向上などに関する費用で、予算現額66万4,000円、支出済額18万4,380円でございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金で、予算現額584万2,000円で、支出済額も同様です。令和5年度末の基金残高は1億597万2,000円となり、詳細は189ページに掲載しております。

以上で福祉介護課関係の説明を終わらせていただきます。



### ◎延会について

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

---

◇

◎次会日程の報告

○議長（岩田 務君） 次回の日程をご報告いたします。

明日13日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承ください。

---

◇

◎延会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時04分

## 令和6年第3回長瀬町議会定例会 第2日

令和6年9月13日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第36号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利	朗	君				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	夕	江	君	副町長	飯塚	寛	君
教育長	井深	道	子	君	総務課長	染野	和明	君
企画財政課長	橋本	明	身	君	会管理者兼計 会務会計長	福嶋	俊晴	君
町民課長	枋原	秀	樹	君	福祉介護課長	内田	千栄子	君
健康も長 こども課長	福島	陽	子	君	産業観光課長	常木	真人	君
建設課長	村田	和	也	君	教育次長	中畝	康雄	君
代表 監査委員	齊藤	英	夫	君				

事務局職員出席者

事務局長	前沢	克之		書記	横山	和弘	
------	----	----	--	----	----	----	--

### ◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(岩田 務君) 皆さん、おはようございます。

今日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由をお願いします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻記録を調査の上、措置いたします。



### ◎議案等説明のため出席した者の紹介

○議長(岩田 務君) 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



### ◎議事日程の報告

○議長(岩田 務君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承をお願いします。



### ◎議案第36号～議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長(岩田 務君) 日程第1、議案第36号 令和5年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第37号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第38号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第39号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

歳入歳出決算の内容について、前日に引き続き各所属長の説明を求めます。

健康こども課長、お願いします。

健康こども課長。

○健康こども課長(福島陽子君) おはようございます。それでは、健康こども課関係につきまして、歳入歳出決算書に基づき説明させていただきます。

決算書の18、19ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、主なものについて説明いたします。第13款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金の第3節児童保育費負担金と、第4節放課後児童クラブ保護者負担金が健康こども課関連になります。収入未済額についてでございますが、放

課後児童クラブ保護者負担金が1万5,500円となっておりますが、これは放課後児童クラブの利用料でございます。現在は既に納めていただいております。

次に、ページが飛びまして、30、31ページを御覧ください。下段の第18款寄附金、第1項寄附金、第3目衛生費寄附金でございますが、健康増進費推進費寄附金として50万2,000円を採納したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。66、67ページの下段を御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額3億3,501万7,000円で、支出済額は3億1,182万7,733円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬1,453万2,718円でございますが、放課後児童クラブ支援員の報酬、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴う子育て支援員、子ども家庭支援員の報酬でございます。

第2節給料211万3,200円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴う会計年度任用職員の給料でございます。

第3節職員手当等247万7,167円でございますが、職員の時間外勤務手当や、会計年度任用職員の期末手当、時間外手当でございます。

68、69ページに移りまして、第7節報償費194万3,375円でございますが、子育て相談事業の公認心理士や、子育て支援事業に伴う協力員等に関わる費用でございます。

第10節需用費118万6,739円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬と放課後児童クラブ室の施設管理のための消耗品費、印刷製本費、光熱水費、施設修繕費でございます。施設修繕につきましては、放課後児童クラブ室のトイレの便器の修繕、湯沸かし器、照明器具の修繕を行っております。

第12節委託料1億9,100万7,987円でございますが、主なものを説明いたします。備考欄3行目、保育所施設型給付費は、入所児童の委託料として町内保育所及び町外委託先保育所7か所に対し支払ったものでございます。4行目、認定こども園施設型給付費は、町内、町外の認定こども園に対し支払ったものでございます。その下、備考欄5行目、放課後児童健全育成事業委託料は、民営の放課後児童クラブへの委託料でございます。委託料の備考欄一番下、子ども・子育て支援事業計画策定調査業務委託料でございますが、令和6年度の計画策定に当たり、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に、子育て支援に関するアンケート調査を実施したものでございます。

不用額1,256万8,013円でございますが、主なものは保育所施設型給付費と認定こども園施設型給付費の不用額であり、在籍している園児数や年齢に応じて月ごとに年度末までの支払いがあるために減額補正ができないことや、転入等の大きな増員がなかったことから不用額が生じております。

次に、第14節工事請負費179万9,534円でございますが、小学校統合に伴い、放課後児童クラブ室の統合も行い、そのための床の改修や消防設備の工事費でございます。

第17節備品購入費56万7,930円でございますが、健康増進等推進費寄附金を活用し、地域子育て支援拠点事業に必要な収納用のロッカーやつい立て、電子ピアノ、児童の発達検査用の備品を購入しております。

第18節負担金補助及び交付金2,010万1,367円でございますが、70、71ページの備考欄2行目、保育園等で実施している延長保育事業に対する補助金、3行目、一時預かり事業費補助金などがございます。また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や保育所等物価高騰対策補助金として、物価高騰による運営費の負担増加に対する緊急的措置として、光熱費の上昇相当分を保育園等に交付しております。

第19節扶助費6,719万900円でございますが、児童手当等に関わる費用でございます。

次に、衛生費関係についてご説明いたします。72、73ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額1,867万3,000円で、支出済額は1,824万8,714円ございました。主な内容についてご説明いたします。第10節需用費102万8,866円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕等でございます。保健センターの修繕については、自動ドアの鍵の修繕と洗面所の水漏れの修繕を行っております。

第12節委託料48万9,059円は、保健センターの施設設備の保守点検や警備の委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料187万144円でございますが、健康管理システムソフトレンタル料、保健センター敷地の借上料やAEDリース料でございます。

第18節負担金補助及び交付金1,472万1,800円でございますが、74、75ページにかけて御覧ください。秩父広域市町村圏組合への救急医療施設費や、秩父医療協議会への負担金などがございます。

次に、同じページの下段になります。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額7,537万円で、支出済額は5,925万9,114円でございます。繰越明許費35万4,000円でございますが、新型コロナワクチン接種に係る費用の支払いのため、翌年度に繰り越しております。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬232万9,400円でございますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わる会計年度任用職員の保健師の報酬や、新型コロナウイルス接種に係る会計年度任用職の事務職員の報酬でございます。

第3節職員手当等21万3,516円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務に関わる職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員期末手当でございます。

第7節報償費697万2,024円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師、看護師や、がん検診事業などの検診に関わる医師、歯科医師や看護師などに係る費用でございます。

76、77ページを御覧ください。第10節需用費79万8,478円でございますが、消耗品費については各種検診や健康マイレージ歩数計など事業実施のための消耗品に加え、新型コロナウイルスワクチン接種の際の物品等が主なものでございます。

第11節役務費137万7,400円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る郵送料や各種がん検診、後期高齢者健診に係る郵送料でございます。

第12節委託料3,021万7,247円でございますが、がん検診の委託料、後期高齢者健診や人間ドックの委託料、高齢者インフルエンザ予防接種など各種予防接種の委託料のほか、新型コロナワクチン個別接種の医療機関への接種委託料などがございます。委託料備考欄、下段の健康増進計画及び食育推進計画策定アンケート調査業務委託料でございますが、町民のニーズ把握のため653人の方にアンケート調査を行い、データの集計を委託したものでございます。

不用額905万5,753円でございますが、主なものは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業になりますが、コロナワクチン接種の接種者数が見込数と比べ少なかったことにより不用額が生じております。

78、79ページを御覧ください。第17節備品購入費138万5,065円でございますが、健康増進等推進費寄附金を活用し、健康増進事業のレクリエーション器具の購入や、保健事業記録用のデジタルカメラ等を購入したほか、ふれ愛ベース長瀬で使用する基幹系ハードウェアを購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金840万2,600円でございますが、秩父広域市町村圏組合への結核予防費負担金や、秩父地域1市4町で共同で設置した新型コロナウイルスワクチン接種に関わるコールセンター及び

予約システムの共同事業負担金ほか、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業の経済的支援である出産・子育て応援給付金などでございます。

以上で健康こども課の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、産業観光課長、お願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、産業観光課関係の歳出決算概要につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、農林水産業費関係につきましてご説明いたします。決算書の78、79ページを御覧ください。下段の第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額870万8,000円に対しまして、支払済額は707万6,752円でした。主な支出といたしましては、第1節報酬の265万3,216円は、農業委員13名分と推進委員4名分の報酬でございます。

80ページ、81ページを御覧ください。上段の第12節委託料の農業委員会議事録作成業務委託料15万円は、年12回開催した定例総会の議事録を業者に委託し作成したものでございます。

第14節工事請負費の市民農園開設地農地改良工事の335万4,450円、第17節備品購入費の機械器具購入費の38万6,220円、第18節負担金補助及び交付金の給水装置工事加入負担金の7万8,100円は市民農園を開設するための経費であり、土壌改良をはじめ区画整理や管理道等の整備を行い、管理器等の購入、給水装置工事加入負担をしたものでございます。

中段の第3目農業振興費の予算現額1,187万5,000円に対しまして、支出済額は1,132万4,624円でした。主な支出といたしましては、第12節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣から農作物を守るため北秩父猟友会長瀬支部に有害鳥獣の捕獲及び駆除を依頼したものでございます。宝登山地域周辺維持管理業務委託料の165万1,216円は、宝登山地域周辺の環境を保全するため、除草作業等をシルバー人材センターへ委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の13万8,227円は、花の里の用地として賃貸借している土地借上料でございます。

第18節負担金補助及び交付金の893万1,074円のうち、備考欄の中段にございます農業振興支援事業補助金（新規就農）93万4,000円、農業振興支援事業補助金（規模拡大）62万7,000円、農業振興支援事業補助金（遊休農地）7万3,000円については、新規就農は1人、規模拡大は2人、遊休農地は2人に対して助成したものでございます。シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金627万5,000円は、2人に対し助成したものでございます。埼玉県が目指している温暖化に適応した果樹農業の振興を図るため、温暖化に対応し収益性の高いシャインマスカットや同等の収益性を有するブドウの生産に必要な雨よけ施設の導入を県が支援するものであります。長瀬観光ブドウ組合から事業要望書が提出された組合員2人に対し、町を経由して県補助金を交付したものでございます。補助率は、補助対象経費の2分の1以内となっており、補助金額は2人合わせて627万5,000円でございます。

その他、有害鳥獣関係では、有害鳥獣防護柵等設置費補助金が7名で23万2,000円、捕獲従事者へ狩猟者登録等に必要経費を助成した有害鳥獣捕獲事業従事者補助金が14名で計18万6,000円でございます。花の里づくり実行委員会補助金の50万円は、住民参加型の花づくり活動を推進するため、花の里づくり実行委員会に対して助成を行ったものでございます。

続いて、82、83ページを御覧ください。第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額162万5,000円に対

しまして、支出済額は158万9,000円でした。主な支出といたしましては、第12節委託料の園地四季の丘管理業務委託料40万円は、宝登山の山頂付近にございます園地四季の丘周辺の環境を保全するため、除草作業等を宝登興業へ委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万1,200円は、宝登山四季の丘用地として賃貸借しております共有林土地の借上料でございます。

第15節原材料費の48万800円は、町内の緑化を推進するため樹木を購入し、町が管理する土地に植栽したものでございます。緑の募金緑化事業としてイロハモミジ4本を長瀬地区公園へ植栽、植樹祭の機運醸成イベントとして、緑の募金家庭募金緑化事業としてロウバイ10本を宝登山園地四季の丘へ植栽、同じく植樹祭の機運上昇イベントとして、ゴルフ緑化促進会委託事業としてロウバイ20本を宝登山園地四季の丘へ植栽したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金の51万7,000円は、緑の少年団3団への助成をはじめ、各種林業関係団体等への会費でございます。

次に、第2目林業振興費の予算現額639万2,000円に対しまして、支出済額は548万9,024円でした。主な支出といたしましては、第12節委託料の379万7,024円のうち、里山・平地林整備事業業務委託料の331万9,800円は、県の補助事業を活用し森林の持つ公益的機能を回復するため、岩田地内の竹林整備を秩父広域森林組合に委託したものでございます。その下の松くい虫予防薬剤注入業務委託料の47万7,224円は、松くい虫から松を守るため、野土山の松19本に松くい虫予防薬剤136本を注入したものでございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事69万3,000円は、森林環境譲与税を活用し、園地内の遊歩道沿いにある腐食した木製土留めを埼玉県産の間伐材を使用し改修したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金の秩父地域森林林業活性化協議会特別会計負担金86万7,000円は、秩父管内の各市町の森林集積計画の策定に必要な地権者への意向調査等を行っている秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。

次に、第3目林道費の予算現額584万1,000円に対しまして、支出済額は545万3,692円でした。主な支出といたしましては、第10節需用費の施設修繕費29万7,000円は、経年劣化等により傷みがひどくなっていた林道葉原線の防護柵の修繕を行ったものでございます。

第12節委託料の林道除草等業務委託料の19万円は、林道の除草作業等をシルバー人材センターに委託し実施したものでございます。林道葉原線測量設計業務委託料の41万5,800円と、第14節工事請負費の林道葉原線のり面補修工事の452万6,500円は、林道葉原線のり面補修を実施したものでございます。

第4目森林環境整備基金費の予算現額109万9,000円に対しまして、支出済額は109万8,280円です。主な支出といたしましては、第24節積立金の森林環境整備基金積立金の109万8,280円は、令和4年度の執行残を令和5年度に基金として積み立てたものでございます。

次に、商工費関係につきましてご説明いたします。決算書の84、85ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額1,871万4,000円に対しまして、支出済額は1,786万8,537円でした。主な支出としましては、第7節報償費の報償金20万円は、経営革新計画を作成し、県知事の承認を受けた中小企業4社に対し、1件当たり5万円の経営革新計画承認奨励金を交付したものでございます。

第12節委託料の消費生活相談業務委託料の18万円は、消費生活被害の改善、向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市に委託し、実施したものでございます。相談件数は31件でした。

第18節負担金補助及び交付金の1,743万1,961円のうち、小規模事業指導費補助金500万円は、町内の中小企業の経営指導を行っている商工会に補助金を交付したものでございます。その下、中小企業融資制度資金借入利子補給金の175万1,961円は、町内の中小企業が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を町が補給金として支援したものでございます。その下の住宅リフォーム等資金助成事業補助金の27万円は、町内業者を利用して20万円以上の住宅リフォーム等を行った方の交付申請に基づき、予算の範囲内で6件分の助成を行ったものでございます。その下の物価高騰対策事業者支援金の1,041万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている事業者に対し支援金を給付したものでございます。件数は275件でございます。

中段の第2目観光費の予算現額3,933万1,000円に対しまして、支出済額は3,734万6,015円でございます。主な支出としましては、第10節需用費の350万4,887円のうち、消耗品費の59万3,536円は、花いっぱい運動を推進するための資材や花の苗代の57万2,494円と、観光施設の消耗品代2万1,042円でございます。その下の光熱水費の247万801円は、観光施設に係る電気料の108万5,980円と上下水道料の138万4,821円でございます。その下の施設修繕費の44万550円は、観光トイレ3か所の設備修理代でございます。

第11節役務費の手数料の43万4,813円は、桜並木等の危険木処理手数料の35万3,265円をはじめ、公衆トイレ浄化槽の保守点検料6万2,700円やくみ取り料等でございます。

第12節委託料の1,497万3,645円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の216万1,000円は、観光用公衆トイレ7か所を観光協会に、長瀬アルプス観光トイレ1か所を清心会に委託したものでございます。その下の観光情報館指定管理業務委託料の390万円と桜管理業務委託料の90万円は、それぞれ観光協会へ委託し実施したものでございます。その下の地域おこし協力隊員委託料の239万7,645円は、観光振興を目的とした観光PRやプランニングの造成などにより、関係人口につながるための販路拡大などを地域おこし協力隊員1名に委託したものでございます。その下の観光アドバイザー業務委託料の180万円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用いたしまして、観光に特化した外部専門家を招聘し、観光協会が実施している着地型旅行の仕組みづくりや企画実施、観光協会員向けの研修会などの事業を観光アドバイザー1名に委託したものでございます。長瀬観光QRガイドマップ作成業務委託料の368万5,000円は、デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）を活用し、スマートフォンのカメラでQRコードを読み取ることで簡単にアクセスできるウェブ版の観光ガイドマップを作成したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万1,520円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクリステーションの駅構内営業料31万1,520円と、大型観光誘導看板3基分の敷地借上料18万円でございます。

第14節工事請負費1,019万3,700円は、長瀬駅前モニュメント除去工事946万円と、老朽化していた妙音寺高砂弁財天公衆トイレ除却工事73万3,700円でございます。

第18節負担金補助及び交付金772万円のうち、テレビ埼玉「マチコミちちぶだより」放送負担金の30万円は、秩父地域の様々な魅力を配信し、よりよい番組を継続していただくための負担金でございます。その他は、観光協会や船玉まつり実行委員会をはじめ、観光団体等への負担金や補助金等でございます。

以上で産業観光課関係の歳出決算概要の説明を終わりにします。よろしく申し上げます。

○議長（岩田 務君） 次に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長（村田和也君） 続きまして、建設課関係につきまして一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

50ページ、51ページの中段を御覧ください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、その中の第12節委託料、支出済額1,417万8,511円のうち、駐車場予定地等測量業務委託料340万1,200円は、寄附を受けた土地において市民農園及び駐車場整備を行うため、土地の測量業務を実施したものでございます。

次に、86、87ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額561万8,000円で、支出済額が545万4,817円となっております。主な事業でございますが、測量設計積算システム等の保守業務や各種システムのリースを行う道路橋梁総務事業や、町内各所に設置しております道路照明灯140基の維持管理を行う道路照明灯事業でございます。主な支出といたしまして、第10節需用費309万5,589円のうち光熱水費249万1,438円は、町で管理する道路照明灯140基分の電気料でございます。また、施設修繕費51万2,600円は、道路照明灯8か所の修繕を行ったものでございます。

第13節使用料及び賃借料125万2,020円のうち、土木積算システムリース料52万5,360円は、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

次に、第2目道路維持費でございますが、予算現額が3,373万2,000円、支出済額が3,098万2,860円で、主な事業でございますが、道路の維持管理、維持補修事業、行政区からの申請による採石等の原材料等支給事業、町道の未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業、区画線の設置や道路反射鏡の設置、道路照明等の設置を行う交通安全施設整備事業、道路台帳補正事業、道路愛護保全管理事業、通学路安全対策事業、橋梁修繕事業など、町道を維持していくための事業でございます。主な支出といたしまして、第10節需用費187万424円のうち、施設修繕費144万2,100円につきましては、大字井戸地内長瀬げんきプラザ南側の町道井戸14号線ほか5か所の修繕を行ったものでございます。

次に、第12節委託料1,257万4,159円のうち、道路台帳補正業務委託料417万2,300円は、令和4年度に実施した道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を行いました。通学路測量設計業務委託料181万7,200円は、本中7号線の歩道整備工事を実施するための用地測量設計業務を実施したものでございます。また、橋梁長寿命明化修繕計画更新業務委託料70万4,000円は、橋梁長寿命明化修繕計画について策定から5年が経過したことから、計画の更新を業務委託により実施したものでございます。

第14節工事請負費1,454万8,600円のうち町道補修工事519万7,500円は、長瀬射撃場へ向かう町道の幹線7号線ほか4か所の補修工事を行ったものでございます。

1枚おめくりいただきまして、88、89ページ、生活関連道路整備工事158万4,000円は、町道の未舗装部分の簡易舗装を行ったもので、2行政区2路線の舗装工事を行ったものでございます。橋梁修繕工事528万6,600円は、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判断された大字長瀬地内の無名32号橋の橋梁修繕工事を行ったものでございます。また、通学路安全対策推進整備工事183万400円は、通学路総点検において小中学校から対策を要望された箇所について、幹線25号線グリーンベルト設置工事、野上下郷52号線防護柵設置工事、野上下郷12号線路面標示設置工事、幹線34号線道路反射橋設置工事を行ったものでございます。

第15節原材料費96万8,903円のうち44万3,751円でございますが、6行政区から砕石等の支給申請が11件あり、申請に基づき支給を行ったものでございます。

次に、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額が3,706万8,000円、支出済額が3,663万5,925円

で、主な事業といたしまして、町道の新設改良、測量設計等の事業を行ったものでございます。主な支出といたしまして、第12節委託料685万7,880円のうち656万8,100円は、長瀬49号線の改良工事に伴う測量設計管理業務を行ったものでございます。

第14節工事請負費2,756万8,200円は、町道新設改良工事4路線で、幹線1号線、本中117号線、長瀬23・50号線、岩田7号線の改良工事、側溝整備工事でございます。

第16節公有財産購入費34万5,236円、第21節補償補填及び賠償金186万4,609円は、道路改良工事に伴います土地購入費及び物件移転補償費でございます。

次に、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額が148万2,000円、支出済額が109万5,391円となっております。主な事業でございますが、建築確認申請の受付事務、埼玉県条例に基づく接道規定による道路後退部分の用地測量、用地買収、分筆登記等整備事業、地籍調査事務事業を行ったものでございます。主な支出といたしまして、第12節委託料79万5,203円のうち、道路後退部分測量業務委託料33万8,703円は、2件分の業務委託料でございます。また、地籍調査事業全体計画等作成業務委託料45万6,500円は、地籍調査事務を実施するに当たり事業計画の全体像を明らかにし、事業を適正に執行するために必要な全体計画の策定を業務委託により行ったものでございます。

第16節公有財産購入費26万3,548円は、道路後退用地3件分の土地購入費でございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額が3,119万4,000円、支出済額が3,102万5,665円となっております。主な事業でございますが、災害の危険性のある河川の護岸整備工事や、河川内の危険木の伐採等を行うものでございます。主な支出といたしまして、第10節需用費、施設修繕費74万4,700円は、大字長瀬地内の地藏堂水路修繕、大字岩田地内の棒が沢転落防止柵修繕を行ったものでございます。

第14節工事請負費2,930万5,100円は、河川改修工事といたしまして、大字井戸地内げんきプラザ脇にあります銅ノ入沢護岸整備工事、大字野上下郷地内長瀬第二小学校裏にあります堂坂沢の水路整備工事、大字岩田地内山入沢護岸復旧工事として支出したものでございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金63万3,365円のうち62万5,365円は、埼玉県が実施する急傾斜地崩壊対策事業実施に伴い、事業費の一部を負担したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、90、91ページ、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額が5,175万5,000円、支出済額が5,035万2,799円となっております。主な事業でございますが、町が管理しております町内4か所の町営住宅84戸の維持管理、運営、町営住宅長寿命化改善事業を行うものでございます。主な支出といたしまして、第10節需用費340万776円のうち、施設修繕費221万6,890円は、建築後年数が経過しております袋団地、塚越団地の給排水設備の修繕や退去後の各部屋の床の張り替えや壁紙の張り替え修繕、塚越団地漏水修繕等を行ったものでございます。

また、第12節委託料297万9,300円のうち、袋団地外壁等改修工事管理業務委託料187万円でございますが、町営住宅のさらなる長期活用を目指すため、町営住宅袋団地C棟の外壁等改修工事を実施するための管理業務を業務委託により行ったものでございます。

第14節工事請負費3,800万8,300円のうち3,521万7,600円でございますが、町営住宅袋団地C棟の外壁等改修工事を行ったものでございます。塚越団地内給水管布設替工事279万700円は、塚越団地内において給水管の老朽化により漏水が頻発したため、給水管の布設替え工事を行ったものでございます。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費でございますが、予算現額が260万1,000円、支出済額が242万

5,685円で、主な事業でございますが、町内にごございます地区公園、蓬莱島公園の維持管理業務を行うものでございます。主な支出といたしましては、第12節委託料129万2,712円でございますが、各公園の除草業務やトイレの清掃業務を委託により行ったものでございます。

以上で建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、教育委員会関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明させていただきます。94、95ページの中ほどを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で3億4,599万5,000円の予算現額で、支出済額は3億1,956万7,213円、28.09%の増となっております。不用額は1,573万3,747円でございます。

次に、目別に説明いたします。第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、予算現額は53万9,000円で、支出済額は53万5,924円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬44万6,400円でございますが、教育委員4名の報酬でございます。

次に、第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営、学校教育の円滑な運営と推進のために必要な経費で、予算現額は1億5,185万4,000円で、支出済額は1億3,559万1,945円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬1,150万6,676円、それと96、97ページにかけてでございます。学校運営協議会や学校統合準備委員会などの委員報酬と、会計年度任用職員として雇用した学校教育指導員、中学校配置相談員、特別支援教育学校支援員、放課後子供教室指導員などの報酬でございます。なお、特別支援教育支援員1名増員及び学校司書補助員の新規配置により増となっております。

96、97ページを御覧ください。第2節給料4,495万5,096円、第3節職員手当等2,307万828円、第4節共済費1,566万8,326円は、教育長のほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員の給料、職員手当及び共済組合負担金と、会計年度任用職員の期末手当と社会保険料及び共済組合負担金でございます。

第7節報償費46万4,416円でございますが、中学生学力アップ教室事業講師謝金や、秩北建設業組合が行う学校施設の補修作業謝金などがございます。

第8節旅費47万4,304円は、会計年度任用職員の通勤手当などがございます。

第10節需用費142万8,588円でございますが、放課後子供教室用の物品、中学生学力アップ教室テキスト代や矢那瀬地区児童送迎車の燃料費などのほか、物価高騰対策として学校指定体操服の支給を行ったものでございます。

第11節役務費51万8,580円でございますが、各校養護教諭のB型肝炎抗体検査手数料、放課後子供教室、中学生学力アップ教室参加者保険料などがございます。

第12節委託料918万6,848円でございますが、学校職員の健康診査委託料、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、ICT支援員配置業務委託料などのほか、小学校統合関係での物品移転輸送などがございます。

98、99ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料656万4,283円でございますが、小中学校のコンピュータウイルス対策ソフト使用料、コピー機借上料、AEDリース料、コンピューターや校務支援シス

テムソフトウェアリース料などのほか、小学校統合に係る交流事業用バス借上料でございます。

第14節工事請負費439万3,400円でございますが、長瀬第一小学校教室電源改修工事や長瀬中学校消火栓ポンプユニット交換等工事などでございます。

第17節備品購入費184万1,070円でございますが、第一小学校用タブレット保管庫及びファイルサーバーを購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金1,300万2,363円でございますが、秩父広域市町村圏組合への循環器検診費や加盟団体への負担金及び小中学校修学旅行補助金、小中学生対象の英検、数検及び漢検受験料補助金、中学生電車通学費補助金などのほか、第二小学校閉校記念実行委員会補助金でございます。

第19節扶助費248万4,751円でございますが、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援学級に就学している児童生徒の保護者への就学奨励費でございます。

次に、第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与などに必要な経費で、予算現額は202万円で、支出済額は151万2,000円でございます。主な内容についてご説明いたします。100、101ページを御覧ください。第18節負担金補助及び交付金1万2,000円でございますが、奨学金返済に係る利子について助成する大学等奨学金利子支援給付金でございます。

第20節貸付金150万円でございますが、育英奨学資金4名分及び入学準備金1名分でございます。

次に、第4目中学校教育振興基金費でございますが、教育振興を目的とした篤志者からの寄附金を積み立て、その主意に沿う事業の実施に必要な財源に充てるための経費で、予算現額は7,000万円で、支出済額も同額でございます。主な内容についてご説明いたします。第24節積立金7,000万円でございますが、歳入、教育費寄附金7,100万円のうち、中学校教育振興にご寄附いただきました7,000万円を基金に積み立てたものでございます。

次に、第2項第一小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,114万5,000円で、支出済額は1,028万5,833円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬44万5,720円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費560万4,321円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や、電気、ガス、上下水道代、施設修繕費等でございます。

第12節委託料250万4,007円でございますが、第一小学校の設備の保守点検、警備委託料などのほか、校務派遣委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料42万198円でございますが、校門前駐車場土地借上料や、学校と保護者との連絡用アプリ「れんらくアプリ」の利用料などでございます。

第17節備品購入費44万9,900円でございますが、第二保健室エアコン及び扇風機を購入したものでございます。

次に、第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は46万1,000円で、支出済額は45万5,930円でございます。主な内容についてご説明いたします。第17節備品購入費45万5,930円でございますが、バスケットボード、カラー100玉そろばんや、指導上必要な教員用指導書及び児童用図書等を購入したものでございます。

102、103ページを御覧ください。第3項第二小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は787万9,000円で、支出済額は631万311円でございます。主な内容

についてご説明いたします。第1節報酬14万6,270円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費291万1,391円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や電気、ガス、上水道代、施設修繕費等でございます。

第12節244万3,865円でございますが、第二小学校の設備の保守点検、警備委託料などのほか、校務員派遣委託料でございます。

次に、第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は294万3,000円で、支出済額は287万4,089円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬159万8,124円、第3節職員手当等29万4,798円、第4節共済費55万4,807円及び第8節旅費26万8,400円は、長瀬第二小学校の複式学級指導員の雇用に関するものでございます。

104、105ページを御覧ください。第17節備品購入費15万7,960円でございますが、プリンターや指導上必要な教員用指導書及び児童用図書などを購入したものでございます。

次に、第4項中学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,198万1,000円で、支出済額は1,061万8,115円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬28万7,250円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費537万3,768円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や電気、ガス、上下水道代、施設修繕費等でございます。

第12節委託料254万5,435円でございますが、中学校の設備の保守点検、警備委託料及び校務員派遣委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料71万1,029円でございますが、テニスコート部分の土地借上料やコピー機借上料、学校と保護者とのれんらくアプリの利用料などでございます。

第17節備品購入費18万3,480円でございますが、壁掛け扇風機を購入したものでございます。

第2目教育振興費でございますが、教育課程を実施するため必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は61万7,000円で、支出済額は61万6,790円でございます。主な内容についてご説明いたします。第17節備品購入費61万6,790円でございますが、つい立て両面ホワイトボードを購入したものでございます。

106、107ページを御覧ください。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費でございますが、社会教育活動や人権教育推進に必要な経費で、予算現額は98万8,000円で、支出済額は80万5,585円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬3万5,900円でございますが、社会教育委員の報酬でございます。

第7節報償費11万5,400円でございますが、二十歳の集いの写真代、家庭教育学級講師謝金などでございます。

第10節需用費29万2,467円でございますが、二十歳の集いなどの実施に伴う消耗品費や人権作文冊子印刷代でございます。

第18節負担金補助及び交付金30万6,000円でございますが、人権教育研修会負担金や文化団体連合会への補助金などでございます。

次に、第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターの運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は1,953万9,000円で、支出済額は1,898万3,630円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬289万6,330円、第3節職員手当等58万5,811円、

第4節共済費87万4,027円及び第8節旅費、費用弁償4万7,000円は、中央公民館勤務の会計年度任用職員の雇用に関するものでございます。

第10節需用費265万2,721円でございますが、電気、ガス、水道代、上水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

次に、108、109ページにまたがっております第12節委託料519万6,800円でございますが、施設の設備保守点検、警備委託料及び施設管理業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料285万6,039円でございますが、中央公民館敷地借上料やコピー機借上料などでございます。

第14節工事請負費304万1,940円でございますが、加圧給水ポンプユニット交換工事や西側自動ドア補修工事などでございます。

第17節備品購入費11万9,998円でございますが、図書を購入したものでございます。

次に、第3目文化財費でございますが、文化財の保全管理、旧新井家住宅及び郷土資料館の運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は635万8,000円で、支出済額は557万3,175円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬5万5,110円でございますが、文化財保護審議会委員の報酬でございます。

第10節需用費72万8,155円でございますが、郷土資料館の光熱水費や施設修繕費等でございます。

第12節委託料223万6,608円でございますが、施設の消防用設備保守点検、警備委託料及び施設管理業務委託料でございます。

第14節工事請負費114万4,000円でございますが、郷土資料館玄関階段補修工事でございます。

110、111ページを御覧ください。第4目青少年健全育成費でございますが、青少年健全育成に係る経費で、予算現額は39万4,000円で、支出済額は37万9,000円でございます。主な内容についてご説明いたします。第7節報償費1万円でございますが、青少年育成推進員4名への謝金でございます。

第18節負担金補助及び交付金36万9,000円でございますが、青少年健全育成長瀬町民会議及び青少年育成会連絡協議会への補助金でございます。

次に、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進に係る事業に必要な経費で、予算現額は221万4,000円で、支出済額は184万7,840円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬33万3,600円でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬でございます。

第18節負担金補助及び交付金145万9,800円でございますが、スポーツ協会及びスポーツ少年団への補助金などでございます。

次に、第2目体育施設費でございますが、スポーツ施設の整備、維持管理に必要な経費で、予算現額は89万8,000円で、支出済額は67万85円でございます。主な内容についてご説明いたします。第10節需用費26万5,657円でございますが、施設の水道代や施設修繕費などでございます。

第12節委託料22万2,000円でございますが、総合グラウンドの除草などの業務委託料でございます。

第14節工事請負費15万4,000円でございますが、総合グラウンドの老朽化した時計を撤去したものでございます。

次に、第3目学校給食費でございますが、学校給食の提供のための食材費、人件費や施設維持管理に必要な経費で、予算現額は5,591万2,000円で、支出済額は5,240万9,261円でございます。主な内容について

てご説明いたします。第2節給料1,235万6,701円と、次112、113ページを御覧ください。第3節職員手当等291万9,274円及び第4節共済費242万354円は、会計年度技能労務職の雇用に関するものでございます。

第10節需用費3,129万104円でございますが、学校給食センター光熱水費や施設及び物品修繕費、また学校給食の食材購入費として児童生徒及び教職員485人に対し、年間9万34食を提供したものでございます。

第11節役務費140万6,600円でございますが、食品検査、保菌検査や浄化槽水質検査及び公用車点検料などでございます。

第12節74万260円でございますが、施設設備の保守点検、調理室内の害虫駆除、消毒や警備委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料57万7,686円でございますが、献立作成に必要な給食情報システム使用料などでございます。

第18節負担金補助及び交付金63万5,312円でございますが、会計年度技能労務職員退職手当負担金や、学校給食費無償化に伴い町外の学校に通う児童生徒の保護者などへの補助金でございます。

次に、第4目町民プール管理費でございますが、予算現額は9万8,000円で、支出済額は9万7,700円でございます。主な内容についてご説明いたします。第13節使用料及び賃借料9万7,700円でございますが、保健センター隣接の町民プール土地借上料でございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（岩田 務君） 以上で、各所属長の説明が終わりました。

ここで、決算審査に関する報告について、代表監査委員の齊藤英夫君をお願いいたします。

監査委員。

○代表監査委員（齊藤英夫君） 代表監査委員をお世話になっております齊藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、令和5年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果、審査意見につきまして、監査委員を代表いたしまして報告させていただきます。なお、審査結果、審査意見につきましては、長瀬町監査委員に関する条例第7条の規定に基づき、審査意見書として令和6年8月18日付で町長に提出しております。この審査意見書に沿って報告をさせていただきますので、審査意見書を御覧ください。

それでは、審査意見書の1ページを御覧ください。1の審査対象につきましては、記載してあるとおりでございます。

2の審査期間は、令和6年8月6日及び8月7日の2日間でございます。鈴木監査委員とともに審査を行いました。

3の審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係書類により決算計数の正確性を確認するとともに、関係する職員に説明を求める方式で審査を実施いたしました。

4の審査結果でございますが、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算における計数も正確でございました。また、財政運営、財産管理及び予算の執行状況につきましても適正でありました。

それでは、2ページの(1)、決算規模についてご説明いたします。一般会計と特別会計を合わせた決算の総括につきましては、表の右側の合計を御覧ください。まず、Bの歳入総額は57億549万8,089円に対し、Cの歳出総額は52億9,342万4,363円で、Dの歳入歳出差引額は4億1,207万3,726円でございます。

この歳入歳出差引額からEの翌年度に繰り越すべき財源であります3,792万2,140円を差し引いた実質収支額は、Fの3億7,415万1,586円の黒字となっており、おおむね健全に堅持されたものと認められます。

続きまして、一般会計における歳入歳出決算でございますが、4ページの上段を御覧ください。3の歳入の比較の表ですが、3段目の決算額は39億5,045万2,767円で、対前年度比9,165万3,465円増加しております。

5ページのエ、款別歳入決算状況を御覧いただきますと、主に地方交付税が3,249万2,000円、国庫支出金が9,464万1,299円、寄附金が7,298万3,499円、繰入金が2,138万4円増加したものの、分担金及び負担金が1,394万431円、繰越金が8,233万3,129円、町債が2,866万4,000円減少したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページを御覧ください。4の歳出の比較の表ですが、2段目の決算額は36億6,348万9,021円で、対前年度比1,075万778円減少しております。

7ページの款別歳出決算状況を御覧いただきますと、民生費が3,264万6,881円、土木費が3,356万2,307円、教育費が7,008万847円それぞれ増加したものの、総務費が1億6,931万227円、消防費が1,207万498円、公債費が648万8,787円それぞれ減少したことによるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計における決算につきましては、8ページ下段、(3)、歳入の比較の表を御覧ください。3段目の決算額は8億1,180万4,800円で、対前年度比1,878万8,650円の減少となっております。

9ページのエ、款別歳入決算状況を御覧いただきますと、国民健康保険税が1,451万3,355円、県支出金が1,581万7,937円減少したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページ、(4)、歳出の比較の表、2段目を御覧いただきたいと思います。歳出決算額は7億6,149万1,337円で、対前年度比2,632万9,726円減少しております。下段のイ、款別歳出決算状況を御覧いただきますと、保険給付費が2,491万5,175円及び次ページの基金の積立金が1,668万2,000円、それぞれ減少したことによるものでございます。

続きまして、介護保険特別会計における決算につきましては、12ページ、(3)、歳入の比較の表を御覧ください。3段目の決算額は8億2,196万8,686円で、対前年度比610万1,117円の増加となっております。

13ページ、エの款別歳入決算状況を御覧いただきますと、国庫支出金が601万522円、県支出金が524万6,186円、繰越金が1,149万5,709円、それぞれ増加したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、14ページ、(4)、ア、歳出決算状況を御覧ください。2段目の決算額ですが、7億4,842万305円で、対前年度比2,534万3,396円減少しております。下段のイ、款別歳出決算状況を御覧いただきますと、保険給付費が4,273万968円減少したことによるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計における決算につきましては、16ページ、(3)、歳入の比較表を御覧ください。3段目の決算額は1億2,127万1,836円で、対前年度比231万1,474円増加しております。

17ページのエ、款別歳入決算状況を御覧いただきますと、保険料が116万200円、繰入金が121万541円、諸収入が5万500円それぞれ増加したものの、繰越金が10万9,767円減少したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、18ページ、(4)、アの歳出決算状況を御覧ください。2段目の決算額は1億2,002万3,700円で、対前年度比224万5,905円の増加となっております。下段イの款別歳出決算状況を御覧いただきますと、後期高齢者医療広域連合納付金が208万2,741円増加したことによるものでございます。

最後に、審査の意見のまとめといたしまして、24ページの4、まとめの中ほどを御覧いただきたいと思います。

います。歳入の柱である町税収入は、労働人口減少の影響や地価の下落、償却資産の減却等の影響で前年度を下回っていることから、楽観視できる状況ではございません。

歳出に当たっては、老朽化した公共施設の維持管理、更新や統合を検討するアセットマネジメントの推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、下水道事業、さらには予期せぬ災害への備えなど、今後ますます拡大する行政需要も懸念され、極めて厳しい財政運営が見込まれるものでございます。

これらの課題や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、DXなどを活用しスピード感のある行財政運営を進めるとともに、引き続き公民連携など多様な手法による町税以外の自主財源の確保に努め、国、県の動向を注視しつつ交付金等を有効に活用し、持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

また、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づき歳出の抑制にも努められ、限りある財源を効率よく運営することにより、SDGsの理念に沿った第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画を着実に遂行され、町民の安全安心な暮らしや豊かな地域社会の実現に、より一層尽力されることを望むものでございます。

以上で、令和5年度における長瀬町一般会計及び特別会計歳入歳出決算における審査結果、審査意見に関する報告とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、昨日から説明をいただきました。主な質問をさせていただきます。

初めに、私の勉強不足で、どこで質問したらいいかが分からないので、取りあえず町長にまず1個伺います。今年になって、小学校の天井崩落事故がありましたが、今回の決算報告事項を見ても、どこでこういう監視をしているのか。公共施設の庁舎のは出ているのだけれども、学校施設のこういう事故を防ぐために、どの課が責任者でやるのか伺います。

それから、総務課関係だと思うのですが、決算書のページ順に質問しろということですので、行っています。地域おこし協力隊2名200万円というのが出ていますけれども、この200万円の効果を教えてください。

それと、コスモシオの事業3,000万円というのがあるのですけれども、これはどういうものに使ったお金かお聞きをします。

それから、コミュニティ協議会、コミュニティ後援事業というのが17万円ですけれども、何件これがあるのかお聞かせをお願いいたします。

続いて、防犯灯の点検と使用料について金額載っていますけれども、どういう点検をしているのかお聞きいたします。

防災対策事業、これは備蓄品だとかを配備しているものと思われま。確保状況をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 関口議員、ページ数は分かりますか。

○7番（関口雅敬君） ページ数は……

○議長（岩田 務君） 別になってしまいますか。

○7番（関口雅敬君） これで追いかけてくれば最初からだよ。

○議長（岩田 務君） 分かりました。

○7番（関口雅敬君） 順番でやっているから担当課長は分かりますよね。

次に行きます。どこまで行ったかな、防犯灯はやったのだよね。では続いて、今度は高齢者対策だから、

63ページあたりだと思います。高齢者対策で、例えば元気のお助け隊事業、これ補助金を出していますけれども、内容を聞かせてください。

それから、ふれ愛ベースの警備委託料、これはどういう警備を行うのかお願いいたします。

それから、各種検診委託料で、特に私が注意をしてくれということをお願いしてあった代表で、大腸がん検査の受診の仕方、改善できているのかどうかお聞かせください。

続いて、観光に入ります。ページは83ページだと思います。里山・平地林事業がありますけれども、事業後の点検結果をお知らせください。

それから、観光協会に多額の費用が投入されているので、観光協会の補助金に対して費用対効果はどの程度上がっているのか。その中で、ビッグデータはもう何年か前に買っているのだけれども、その活用を昨年あたりはどうになっているのか、内容をお知らせください。

続いて、桜並木の保守点検で、かなり枝が出ていたりするのを私も見ていて、その点検方法をどうしているのかお聞かせください。

続いて、観光情報館、指定管理をしていますけれども、この観光情報館の2階スペース、こういう施設の利用がどの程度あって、使用がどのぐらいになっているのかお聞かせをお願いいたします。

続いて、長瀬の観光農園の件で、あれがどのぐらい借り手があって使っているのか、今度駐車場を整備するというのがこれ出ていますけれども、それに一緒にくっついて観光農園の駐車場というのが入っていますけれども、どういうすみ分けにするのか聞かせてください。

続いて、教育委員会をお願いいたします。第二小学校が3月で閉校になりました。用務員って言っているのかどうか、教員以外の人数の方が、今度3月31日でどういう扱いになったのかちょっと聞かせてください。

それから、二十歳の集いの件でお聞きをします。昨年記念品等は何があったのか聞かせてください。

それから、公民館の施設管理の中で、いろいろ調理器具があると思いますけれども、それは全て使える状況になっているのかも聞かせてください。

以上で私はいいですから、順をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の私に対するご質問にお答えさせていただきます。

関口議員もご承知のとおり、学校は教育委員会の所管になっております。しかしながら、教育委員会が毎日学校内を見回るということはちょっと不可能でございまして、こちらにつきましては校長先生が毎日学校内を見回っていただいております。校長先生がいらっしゃらないときには、教頭先生が見回っていただいているというお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員からの決算についての質疑について、総務課関連についてお答えさせていただきます。

まず、コミュニティ協議会への補助金の17万円の内訳でございますが、コミュニティ協議会の中には5つの部会が分かれております。地域活動部会、こちらは主に行政区の方がやられている部会でございますが、こちらについて3万3,000円、こちらは掲示板等の修繕費等に充てております。

次に、安全対策部会ですが、こちらは主に交通指導隊ですとか交通安全関係団体、消防団ですとか地域の安全活動に関らせていただいている団体が活動している部会でございますが、こちらにつきましては今年度LED付ラジオを購入し、各行政区等に配らせていただきました。こちらは7万4,250円です。

次は、生活環境部会ですが、こちらは愛育会等の団体が組織している部会ございまして、こちらは植栽のご協力をしていただいておりますので、花の苗代等ございまして、こちらは5万4,750円を支出しております。

次に、福祉対策部会ですが、こちらは老人クラブ等が管理をしている部会ございまして、こちらは老人クラブが発行している「ふれあい」への補助金を2万円支出しております。

最後に文化部会ですが、こちらは主に文団連の方が加入している部会でございますが、公民館のほうで行っている文化展に対する補助金ということで2万円支出しているものとなっております。

続いて、防犯灯の点検方法でございますが、こちらにつきましては職員のほうが町内等に出たときに巡回して見ておりまして、先日も枝が出ていてちょっと見づらいというところがあったときなんかは、職員の方で地権者の方とご相談させていただいて、枝切り等をさせていただいているところでございます。

最後に、防災の備蓄品でございますが、昨年度の購入状況でございますが、昨年度はマジックパスタを260食分購入させていただいております。そのほか、歯磨きができない場合に備えての口腔洗浄剤というのですか、マウスウォッシュを購入させていただいております。そのほか乳用児用のミルクの購入をさせていただいております。

総務課関連については以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員の元気と安心お助け隊事業の補助金の内容についての質疑についてお答えいたします。

高齢者や障害者、子育て世代が日常生活で抱えている問題点を町民の共助により支援して解消し、安心して楽しく暮らせる仕組みづくりのために行っております長瀬町商工会の元気と安心お助け隊の運営費につきまして、80万円の補助金を交付しているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 関口議員の決算に関する企画財政課関係の質疑に対してお答えいたします。

まず1点目、地域おこし協力隊起業支援補助金200万円の効果についてでございます。まず、こちらの補助金を交付したのが、暮林元隊員と清水元隊員の2名となっております。そもそもこの補助金の補助対象経費ですけれども、起業または事業承継に要する経費であって、設備費や備品費、土地建物賃借料、法人登記に要する費用などとなっております。暮林隊員におかれましては、業務用厨房機器、かき氷器などを対象としております。清水元隊員におかれましては、会社登記費用ですとか、自社ブランドマーケティ

ング費用を補助対象としております。

暮林元隊員につきましては、在任中に開発されましたカリンペースト等を販売されておりますほか、町内でT o r o c o l o 農家民泊&ファームスタンドをオープンされております。また、清水元隊員につきましても、在任中に立ち上げました自社で販売しておりますオリジナルのシャンプーやコンディショナー等を製造販売されております。こうしたことから、2名とも町内に在住していただいておりますので、事業化もされていることから、効果があったものと考えております。

続きまして、2点目、コスモシヨア長瀨跡地等利活用事業補助金の補助対象経費ということでご質問いただいたかと思っております。こちらですけれども、補助金の補助対象経費が測量や設計に係る経費ですとか土地造成に係る経費、電気、ガス、水道等のインフラ設備に要する経費等が対象となっております。その上で、事業者への補助対象として補助した経費につきましては、トレーラーハウスの購入費用、開発図面等の作成及び測量費用、受水槽の購入費用となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、関口議員の質疑に対してお答えいたします。

6点あったかと思うのですが、まず1点目、里山・平地林の事業後の点検結果についてでございますが、整備した森林については、毎年町は現地調査を行っております。その状況を県に報告しております。現地調査の結果、あまりにもひどい状況の場合は、町から地権者に適切に維持管理するよう指導する場合もございます。ただ、現状はなかなか動いていただける方は少ないというのが状況でございます。維持管理されていない箇所が見受けられるのも多いのが現状でございますので、指導を進めていきたいと考えております。

2点目の観光協会に多額の費用が入っているが、それに対する費用対効果がどうかということですが、観光協会には補助金のほか、指定管理をはじめとして観光情報館の指定管理と桜の維持管理とトイレの清掃の業務委託などを行っております。そして、観光協会で指定管理については、昨年状況ですと窓口案内業務を約8万3,000件、電話の問合せも約4,000件、パンフレットの郵送も約500件、マスコミ対応件数も200件以上行っております。こういったことを観光協会に委託料を入れていることによって実施していただいて、昨年度は、先日立入込み観光客が発表されたのですが、コロナ前の水準に入れ込み観光客が戻ってきております。こういったことを見ると、観光協会へ補助していることによって、ある一定の効果が出ているのではないかと思います。

3点目のビッグデータの活用についてですが、残念ながら令和5年度についてはなかなか活用していませんでした。

4点目の桜の保守についてですが、桜については桜管理を観光協会に委託しておりまして、各桜の箇所の枝切り等の手入れや台風等の暴風通過後の枝折れ等の除去及び処分を随時通年の業務としてお願いしています。そのほかにも、緊急のときは町に連絡を受ければ、町の職員も行って一緒に対応などしていますので、そういったことで見回りなどを行っている状況であります。

5点目の指定管理の会議室の観光情報館の2階の利用者数なのですが、令和5年度は88回の利用がありました。うち21回が有料ということになります。

6点目の観光農園の借り手数についてですが、現在のところ9区画の借り手がある状況であります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 健康こども課関連は2点あったかと思えます。

まず、ふれ愛ベースの警備業務委託料についてでございますが、これはセコムへの委託料になっております。

もう一つ、大腸がん検診についてでございますが、大腸がん検診については令和5年度検討事項でございまして、がん検診の実施方法について5年度に検討をいたしまして、令和6年度に予算化をして実施内容の見直しを行っております。今年度は、検体、問診票等をご自宅のほうに直接送付をしております、大腸がんの検体の回収の日も日数を増やして実施しております。現在まだ実施中でございますので、10月未まで検診のほうがありますので、今年度検診のほうが終わりましたら事業評価のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 関口議員の駐車場と農園のすみ分けに対する質疑についてお答えさせていただきます。

今回駐車場予定地等測量業務委託料として実施したものににつきましては、市民農園用地と駐車場予定地につきましては、同一の寄附を受けた土地であるため、併せて測量を行ったものでございます。

活用につきましては、国道上につきましては市民農園、国道の下の用地につきましては駐車場として活用を行うことを考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、第二小学校の閉校に伴う教職員以外の雇用についてということだったと思えますが、第二小学校には複式学級をやっておった関係で、複式学級学習指導員というのを町で雇用しておりました。その者が1名減となっております。また、特別支援教育支援員につきましても1名、閉校に伴い減となっております。

それから、これは町で直接雇用ではございませんが、いきいき埼玉、いわゆるシルバー人材センターに派遣をお願いしております校務員、これが2名減となっております。

それから、町の費用ではございませんが、県のほうから障害者の雇用の職員がおったわけですが、その者が1名減となっております。ただし、今年度統合後、第一小学校では学習総合支援員という不登校対策の職員を新たに雇用いたしましたので、それが1増となっております。

それから、障害者の雇用につきましても、第一小学校が2名という形で1名増となっております。

以上でございます。

次に、二十歳の集いの記念品についてのご質問だったかと思えます。現在は、記念品は写真のみとなっております。

次に、公民館の調理器具は全て利用できるような状況になっているのかというようなご質問だったかと思えます。公民館では、利用者、それから社会福祉協議会の料理教室などの事業で利用していただいております。利用後には、利用者から利用報告書を頂いているのですが、その段階では利用報告書とか直接言葉では、特に使えないというようなご意見はいただいております。ただし、開館からかなり年数もたつ

ておりますので、中には古いものもあるということもあるかとは思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、再質問で行いたいと思います。

最初に、町長に、小学校の天井の崩落事故があったので、責任者は本当に誰なのかな、誰が担当するのかなと思ったら、教育委員会がやって、教育委員会が毎日見えていられないから校長が見るという話。自分がいろいろな話を聞くと、やっぱり例えば校長が学校の施設、あれ全部見るという答えをくれた、建設関係の方から聞くと、そういう人は一人もいなかった。この町は、最後は校長に責任をなすりつけるのかなと思って今聞いていたので、これ本当に誰か施設の担当を決めておかないと、かなり老朽化しているし、あれを校長が屋上まで見に行っただろうというのは無理だと思うのです、私は。そこで、もう一度町長に、これ考えて答弁をお願いいたします。

それから、地域おこし協力隊2名の効果について聞きましたけれども、地域おこし協力隊は、規則によって国からいろいろな費用が出ているのだらうと思いますけれども、本当にこの町に移住で人数が増えればそれでいいのだというのも効果の一つだという人もいたのです、今まで。これで町の宣伝になったりしていつているのかどうか、本当にこの税金の効果が費用対効果を見ていつているのかどうか、もう一度伺いません、お願いいたします。

それから、コミュニティの話は分かりました。これは結構です。

防犯等の点検と使用料についてお聞きをしましたが、職員が見に行くという話でございましたが、もう私は何年もいろいろなところを散歩して、小さなLEDの防犯等がつきっ放しだという話ししているけれども、一向に、直しに来た課を検証していますけれども、言ったうちに直しに来たという返事は聞いていないし、私も自分の家のすぐのところについているのは、もうずっと24時間つきっ放しだという話ししてあります。電気代が相当かかるのではないかなと思って今これ聞いているので、もう一度答弁をお願いいたします。

防災対策の備蓄品については、いろいろ考えて、歯磨きやらスパゲッティですか、そういうものを仕入れているのだと思います。しっかりこの点検はしておいて、いざというときに想定外ということがないようにお願いをしたいと思います。

それから、コスモシヨアの活用事業、企画財政課長が答弁をしてくれました。課長にもう一度聞きます。3,000万円を投資して、昨日の一般質問では町長はオブザーバーだという言葉で、口は出さないということなのだらうけれども、いま一度この3,000万円、そんなに、業者にやる契約の議会を開いて認められたのだらうと思います。私はそのときにいませんでしたから、ちょっと聞きたいと思います。

それから、高齢者対策、買物難民を救済するのにお助け隊は、すごく私も商工会員としてよくやってもらっているというのは見ていますが、その裏を考えてもらっているのかどうか。裏というのは、お金は80万円は出しますよ、あとは商工会で全部やってくださいよでやると、やっぱりボランティアで運転手だから、商工会のお宝券を使わないそうです、運転手にやっても、もらっても。そういう状況になってきているから、何が足りていて何が足りていないのかというのを私も実際に運転手やっている人から聞くと、役場から誰か運転手を見つけてもらいたいという話は商工会でもしているそうですよという話も聞きます。やっぱり運転手がそろわないから、今度利用する人が次に病院申込みするのが思うようにいかないから、これではちょっと帯に短したすきに長しでというお話もよく聞くので、ちょっとこのところ手を貸してあげ

ていただきたいなと思って質問したので、もう一度お願いします。

ふれあいベースの警備委託料はセコムにということで、これはこれ以上言っても仕方がないので、これで結構です。

各種がん検診の受診の仕方、いろんな方がいろいろ受けたいのだけれども、行けないとかというのは課長にも理解してもらっていますので、住民が使い勝手のいいように、ひとつご配慮をお願いしたいと思います。

続いて、観光協会に多額の資金を投入して、いろいろ応援してあげて、その費用対効果を見るのは、課長、税金を見ればいいのではないですか。観光はあんなに人が来ているのだから、税金アップにつながっていますよと、はっきり言ってもらえれば私も安心できます。パンフレットを配りましたというのは、パンフレットを配ったりそういうのだけではなく、人も来ている、それによって売上げも上がっているといえ、税金を投入しても私は効果があるのだと。ビッグデータを使ったり何だりしながら、いろいろな情報を集めて観光協会、例えば風邪引いている子供に風邪薬くれるのはいいです。風邪が治らなければ、またくれる。風邪が治っているのに風邪薬をくれたって無駄なのだから、観光協会もしっかり費用対効果を、皆さんの税金をかなり投入しているのですから、ちょっとここをお聞かせください。

里山・平地林事業、これは県から来るのは承知済みで私も質問しています。やったところをその地権者が、その後せっかくきれいになったから、毎年毎年手入れしたりしていれば私も何も言いません。あんなにお金を使ってきれいにしてもらって、もう木や草、竹、どんどん伸びてきます。どういう事後報告をさせたり、多分役場が1回で2,000万円ぐらいずつ要るわけですね、それを検証して注意を促しているのか結果を知りたいと。もう一度答弁をお願いいたします。

それから、観光情報館の指定管理390万円を渡して、1年で21回しかあの2階は使わない。今報告で21回ですね、あれを広報活動していますか、あそこを貸しますよというのを。多分していないと思うのです。何のために指定管理をしてもらって390万も払ってやっているのか、私ははっきり申し上げます。あの建物は、宝くじ売り場にするのだといって造った建物ですから、もっと費用対効果が上がるように、観光協会のけつをはたいてください。

ビッグデータも、多額なお金を投入して、せっかく皆さんがこの議会で同意してビッグデータお認めしたので、大事に長く使って、本当に長滞の観光にしか使えないのだから、しっかり使って作戦を考えるように観光協会と勉強もしてください。

それから、だんだん声が大きくなると何を言ったか分からなくなるので、教育委員会に再質問で、職員外の数を言いましたけれども、私が一番心配したのは、課長が答弁してくれた障害者の方なのです。二小がなくなって、どうしてしまったかなあの人、勤める場がなくなってしまったのかなと思って心配したので聞いているので、今後もああいう方のしっかり働ける場所を提供、何とか続けていってほしいと思います、もう一度お聞きをいたします。

それから、二十歳の集いの記念品は写真ということで、よく分かりました。

では、以上の点でもう一度、この再質問で全部終わるように、皆さんひとつご協力をお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の私に対するご質問にお答えさせていただきます。

関口議員のご質問の内容を私の理解がちょっと違っていたようでございます。私といたしましては、大まかなところを見ていただいているということで校長先生というお話をさせていただきました。校長先生

に責任をなすりつけているのではないかというお話でございますけれども、そんなことは決してございません。

それから、関口議員の家は、もしかしたら毎日毎日天井裏まで中を見ていらっしゃるのかなと思いますけれども、なかなかそこまではできないと思うのです。その中で、校長先生がどこか不具合のところはないかなということで、毎日見回していただいているということでございます。校長先生に、もしものときに責任をなすりつけるなどということは決してございません。学校は町で設置しておりますので、最後は町でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の再質疑についてご説明いたします。

まず、防犯灯の件につきましてでございますが、昨年度にも指摘のあった箇所が直っていなかったということでございまして、大変申し訳ございませんでした。こちらのほうも再度もう一度確認させていただいて、早急に修理したいと思います。また、こちらにつきましては、上の感知器のほうが恐らく汚れているとか、枝がかかっているということで、つきっ放しになっているかと思っておりますので、その辺はまた点検させていただければと思います。

先ほどの答弁でも回答させていただいたとおり、住民等からそういった連絡があったときには、町有地であればこちらのほうで切りますし、私有地であれば地権者の方にご協力をいただいて切ったりかしておりますので、またちょっとこちらも見回ってはいるのですけれども、目が行き届かないところもあるかと思っておりますので、その点はまたご指摘していただければ、こちらで確認したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、使用料につきまして、使用料というのは電気料のことだと思うのですけれども、電気料につきましては1個当たり発電量に対しての契約ではございませんので、費用がかかるということではございませんが、電気が無駄に流れていることはもったいないことだと思いますので、早急に修理はしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、備蓄品につきましては、ご指摘のとおりこちらのほうも毎年点検して、賞味期限等を確認しながらローリングしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員の質疑についてお答えさせていただきます。

観光関連の税ということでございますので、そちらの部分につきましては私のほうからお答えさせていただきたいと存じます。観光関連の税収につきましては、観光業、または観光関連ということになるかと思っておりますが、こちらについての税収のデータというものは取ってございません。これにつきましては、所得税法上で事業所得が農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業の7つの事業から生じる所得とされておりまして、観光業というカテゴリーでは申し訳ございませんが、そういったデータというものは取っておりませんので、ご了承いただきたいと存じます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、関口議員の再質疑に対してお答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊について2点あったかと思っております。国の費用補助につきましては、地域おこし

協力隊の在任中の経費ですとか、今回の地域おこし協力隊支援補助金につきましては、国の特別交付税の措置の対象となっております、どちらも全額措置されているものでございます。

続きまして、地域おこし協力隊の活動が町の宣伝になっているのかということでございますが、暮林元隊員におかれましては、先日全国系列のテレビ番組にもご出演され、その活動が広く周知されているところでございます。清水隊員におかれましても、ご自身のメディアですとか県内外のイベントで、自身の川の清掃活動をPRしているところでございます。

続きまして、コスモシヨア長瀬跡地等利活用事業補助金に関して、こちらも2点あったかと思えます。まず、予算化につきましては、令和4年3月定例会で3,000万円を補正予算として承認いただいたところでございます。その後ですけれども、令和4年9月にプロポーザルの結果、優先交渉権者を決定しておりましたが、当初の優先交渉権者が令和5年1月に辞退の申出をされております。そのため、公募型プロポーザルで次点となった事業者を優先交渉権者と決定したところでございます。この決定から、僅か一、二か月で補助金交付事業を完了させることが困難であると予見できたため、議会のご承認をいただきまして、令和5年度へこの補助金に係る予算を繰り越ささせていただいたところでございます。

そして、この補助金の内容が適正かどうかということにつきましては、令和5年度中に事業者のほうから事業の実績報告が提出され、先ほどお答えさせていただきました経費について審査を企画財政課のほうでさせていただき、交付要項の要件を満たすものと認められましたので、補助金を交付したものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 関口議員の質疑に対してお答えします。

まず1つ、観光協会の費用対効果については、税務課長が答弁したとおりになります。

2つ目の里山・平地林の事業についての質問だったと思いますが、職員が現地を歩いて現場を確認したり、実際に現地を歩いてみたり、現場に行って調査を行って県のほうへ書類を提出しております。その行ったときに、ひどい場合には地権者のところに行って維持管理をしてくれという指導を行ったりもしていますが、なかなか動いていただけないのが現状でございます。一応私どもも5年間の維持管理をしていたくという協定を地主の方と結んでおりますので、今後またそういった指導方法など検討して対応していきたいと思っております。

3つ目の観光情報館の貸出しをもっと効果的にしたほうがいいのかというご質問だと思うのですが、先ほどちょっと答弁したのですが、2階の利用数が88回でございました。うち有料として貸し出したのが21回ということになっていまして、この回数を上げるためには、また観光協会のほうで、今ホームページなどで貸し出せるということは載せているのですが、もっと効果的なPRがないかは観光協会のほうへ話をしていきたいと思えます。

4つ目に、ビッグデータの活用についてのご質問だったと思うのですが、今年度おもてなし観光公社のほうでデータ活用の専門家を雇っております。その方に、長瀬町が持っているビッグデータの活用方法を相談して、今後の観光行政に役立てるかを研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員の再質問についてお答えいたします。

商工会のお助け隊の事業を任せっ放しにしていないかというご質問だったと思うのですが、町といたしましては、お助け隊で行っている事業につきましては主に高齢者、障害者の生活支援につながる事業と考えておりますので、特にその中でも外出支援につきましては充実させていく必要があるという考えがございます。

その中で、やはり担い手の養成が必要だということで、高齢者の外出支援のための運転ボランティアの養成ということで、社会福祉協議会のほうに高齢者の生活支援サービスの創出ということで委託している事業の中で、担い手養成も行っております。ただ、商工会のほうでも車の台数が限られているということで、担い手養成についてどんどん進めたいということで話をしていたところなのですが、車の台数が限られているところで、担い手が例えばたくさんいても、そこで対応が難しいということを伺っておりますので、その辺は商工会のほうと社協と、またいろいろ連携を深めながら、必要な担い手を要請していきたいという考えがございます。

それと、運営費の補助なのですが、昨年度は物価高騰対策としまして、福祉事業に関連する事業をやっているということで、商工会に対しまして50万円をプラスして補助をしております。町といたしましても、商工会のお助け隊の事業は必要不可欠だと考えておりますので、しっかり支援のほうはしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

障害者雇用につきましては県の制度でございますので、町が要望して県に学校に配置していただいているものでございます。1人の任期が3年更新でございます。制度がある限り、障害者雇用として要望をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） これで最後になります。では、本当に何点かになりましたので、町長にもう一度、学校施設の点検方法の責任者、これ天井が崩落した責任をついているわけではなく、あになる前に誰かがちゃんと担当が決まって、今まで決まっていたのかどうかも本当は聞けばいいのだらうけれども、責任者を聞けば、その方が今後は定期的に見て回ると、これ学校の校長先生や教育委員会に任せたって大変です。子供の教育現場を見る人が環境、施設まで全部見る、おかしいと私は思います。私が聞いたところで、やっぱりある市町村では最終的に建設だと、長瀬で言えば建設課が学校施設をしっかりと担当して、定期的に見て子供の安全を守る、当たり前ではないかという方が、私が聞いた中では大勢でした。

町長にお聞きをいたします。今2回答弁していただきましたが、担当を誰にさせるのか、よろしく願います。

それから、企画財政課長、3,000万円の件であります。お金を出して口は出さないではなく、お金も出しているのだから、しっかり口も出せるのでしょうか、そこが私は心配でならないのです。昨日の一般質問のやり取りを課長も聞いてもらったと思うので、このやり取りでいいのかどうか、ひとつお願いをいたします。

それから、総務課の防犯灯の点検、もう本当に何年も前からそれを言っていて、今電気料と聞いて、わざと聞いたのは、今まで連絡すると、24時間ついていますよ、定額ですから返事はまずいと。今課長が

言ったように、定額であっても、24時間つけっ放しだと電気は無駄になっているので、直すという話なので、しっかり対応を今後してください。私も毎朝、だんだんこれから暗くなるから、電気がついているかどうかよく分かるので、回ってみますけれども、明るくなってしまうと電気が分からないのだよね、ちっちゃいから。だから、夜でも1回回ってもらおうとかして、夜ではついているの当たり前だから、切れているかどうか分からないのだけれども、しっかり何か考えて、そういう電気の無駄にならないように、ひとつよろしく願いいたします。これ答弁結構ですから。

もう一つ、お助け隊、課長の今の答弁で理解はできるのです。決して運転手を育成している、商工会でもやって人数が多過ぎては困るという話、絶対そういうのはありませんから。今やっている運転手さんも、無理に頼まれて、いないから行くのだ、いないから行くのだでやっているというのを、私の友達も何人が頼まれて運転手をボランティアでやってます。ですから、多くなったら多くなつたで、これからこの町の中は高齢者が多くて、免許の返納したいけれども、免許の返納したら生きていけない、そういう方がかなり多いです。ですから、多過ぎるということはないので、多過ぎて使用する方がいないのだったらしょうがないのだけれども、使いたがっている人が多いので、私もそろそろ目が悪くて、免許が駄目になったらもうすぐでもお願いしたいと思うので、ぜひ準備をひとつお願いしたいと思います。最後にお願いしますね。

それから、観光で観光課長に言うと、またこれは税務課だからという話になるので、私はこの費用対効果、税収で見られないのかというのをもう何年も前から言っています。全然答弁はいつも同じ、統計は取れません、取っていません。これでは、風邪引いているか、風邪引いていないか分からないのではないですか。何でもかんでも観光にお金を投じているから、観光が柿の種を放り投げて、ぱくって食って終わり、種になるようにするためには何か考えてもらわないと。これ今言ってもしょうがないので、取れていないという答えが最終的なのだろうから、しっかり検討をしてください。観光課長のほうも、観光協会に税収をどんどん上げると、けつをはたいてください。長瀬町が観光の町になれば一番いいことなので、ぜひともいろんなところで、縦割り行政ではなくしっかりスクラムを組んで、チーム長瀬で税収を上げるように頑張ってください。

最後に、教育委員会で答弁いただきました。私は、障害者を何とか続けて雇ってもらいたくてこの質問をしているので、そういう障害者の働ける場を何とか提供ができればお願いしたいと思うので、以上なのです。

では、町長と観光課長かな、だけでもいいですよ、答弁を最後にお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の私に対する再々質問にお答えさせていただきます。

担当をつけたほうがよろしいというお話でございますけれども、教育委員会のほうからは、私もどなたが担当というお話は何っておりません。本当に細部につきましてはなかなか難しいなと思うのですが、ただ、校長先生、そして教頭先生がよく周りを見回っていただいているという話は何ったところでございます。

建設課がというお話をいただきましたけれども、議員ご承知のとおり建設課も非常に小人数で回していただいておりますので、建設課にこれを担わせるのはちょっと厳しいかなという思いがいたしております。その中で、今後どうするかは、教育委員会、そしてまた関係各課と相談をさせていただきたいと思います。

それから、これは企財課長のほうにご質問でございましたけれども、私が昨日オブザーバーと発言した

ことが大分引っかかっているようでございますので、こちらにつきましてちょっと私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。昨日の9番の新井議員のご質問の中でも、私もはっきりと、新井議員のほうからも、ご本人からお話しいただきましたので、新井議員のお名前出させていただきましたけれども、この事業を実行するに当たりまして、新井議員から町は関わるなというお話を散々いただいてきたところでございます。その中で、民民でやっていただきますよというお話をさせていただきましたが、なかなか県への申請ですとか、そうしたことが難しいということで町のほうも協力させていただき、3者協定を結ばせていただいたわけでございます。

事業そのものは、事業者と地権者間で全て行っていただいております。ですので、3者契約の関係につきましては、町の立場はオブザーバー的なのだと私も思っているところでございます。

〔「また分かんなくなるからいいよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） いやいや、聞いてください。関口議員ちょっと間違っているところもあるかなと思っておりますので。

町といたしましては、事業が円滑に進んでいくようにしっかりと協力をさせていただく、こういう立場だと私も思っておりますので、これからも町民にもし何かあったときには困りますので、そうしたときにはしっかりと町のほうでもご助言もさせていただきながら、町民の安心安全を確保していきたいと思っております。

それから、先ほど関口議員から、3,000万円を、私はその席にはいなかったというお話を伺いましたが、先ほど企財課長のほうから、令和4年の3月定例会でご議決いただいたものでございますというご回答をさせていただいたわけございまして、このご議決をいただきましたときには関口議員もいらっしゃったわけでございますので、そこのところお間違えのないようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

〔「令和4年の3月に俺いたはずない」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） お休みしたことはないと思っております。

○議長（岩田 務君） 副町長。

〔「いないよ、町長」「町長選に落っこっていなかったのだ」「そうだよ、俺町長選に落っこってないんだよ」「それは失礼いたしました」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 私語は慎んでください。

〔「町長選に落っこっていなかったんです」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 私語は慎んでください。

〔「どうもすみません」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） もう3回目ですよ、私語は慎んでください。

○副町長（飯塚 寛君） 関口議員の再々質疑について、私のほうからお答えをさせていただきます。

観光協会の補助金につきまして、税收効果がいつも発表がないというご質問がございました。確かにこれ税收効果が集計できればいいのですけれども、これは税の制度上、どうしても観光業というカテゴリーがございませんので、税收効果としてこの集計ができないということで、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

なお、この観光協会の補助金含め、観光に対する様々な効果につきましては、これもいろいろこういう

効果があるのではないのか、こういう効果で表に出せないのかという議論は確かにあるかと思います。その中で一つとして、私どものほうでは埼玉県観光入込客数の指標を確認してございます。観光協会が一般社団法人化したのが、平成21年の4月でございます。手元にあるのが、県の観光入込客数の平成23年以降のデータが今手元でございますので、これでお答えをさせていただきます。

平成23年の観光入込客数は186万7,000人でございます。その後、コロナ禍前の令和元年には298万5,000人まで増加をしております。さらに、コロナ禍で若干減っているとは思っておりますけれども、この令和6年につきましては、さらに増加をしているのではないのかなというふうに期待しているところでございます。この指標を見る限り、観光協会の補助金をはじめとする町からの支援につきまして、相当効果があったのではないかなというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

〔「よく分かりました」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。



#### ◎発言の訂正

〔「私1つ訂正させていただきます」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員、申し訳ございません。令和4年3月には関口議員いらっしゃらなかったということで、ただ関口議員は、夢、希望といういつも素晴らしい目標を掲げていらっしゃるわけですから、夢、希望に向かって前に進んでまいりましょう。

以上でございます。

---

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今回の議会で決算書をいただいたのが、非常に期間が短かったというふうなことで、そんなに勉強しないのですけれども、時間が足りなかったので、行政報告書を中心に質疑のほうをしたいと思います。

それでは、早速行政報告書に従って、10ページ、人件費比率なのですけれども、これ令和2年から私が調べたというか、ひっくり返したのですが、令和2年が15.4%、令和3年が15.9%、令和4年が16.6%、令和5年が17.7%と、その比率が高くなっています。人件費比率が、職員を抑えたりということはあると思うのですが、どのような主な要因なのかなというふうなことを1点。

次、町民税収入についても、令和2年から令和5年、それ以前もあるのですが、年々町民税の額が減っているというふうなことで、労働人口の減少ということが理由に挙げられているのですが、行政というのは、だろっちはちょっと説明責任がつかないのです。もしこれが調べてあるのなら、何%ぐらい減ったのかと。労働人口の減少、人口減少と同じぐらいですよとか、そんなふうな答えがいただければいいかなと

思います。

あと、特にその中に観光客の増加傾向と言っているのですけれども、今副町長が答弁されたのですけれども、とまっているというふうなことなのですが、入り込み観光客数、あれはちょっとあれを信用するしかないのですけれども、あの調べ方等を見てみたのですが、あれがそもそもデータとして本当に信憑性あるのかどうかというところは疑問になるところなのですが、やはり増加傾向というのは、本当は町民としては知りたいと。今ここでは言えないというか、頭の中にないので、どこかの観光地で観光業の振興による税収増というのを見たことがあるのです。また私も調べてみますが、ぜひ町のほうでもそんなようなことが可能なかどうか、熱海市は多分何か出ていたような気がしているのです。観光といっても、本当に大きな観光地なんかだと町の税収が、8割がそのくらいとか、そんなふうなところになってくると、やはり比較増減が非常にしやすいと。特に熱海市では、一時閑古鳥が鳴いていたのが、この頃大分若い人も訪れているというふうなところもあるので、ちょっと私の能力ではということもありますので、そんなふうなことをやっているところがあれば、長瀬でも町民に対しての説明責任というのですか、できるのではないかなと思いますので、その点。

長くなりますので、20ページに提案制度があるのですけれども、提案数というのが、やっぱりこれも年々減っているのです。55、46、51、34、もう時間がないので、フェイスブック等も181、290、295、145、インスタグラムも39、33、8、17ということで、情報発信数というのが少なくなっているのです。これは、どういう理由によるのかなということについて質問します。

それから、22ページ、これ私は重要なことだと思うのですけれども、昨年度の決算の中で、長瀬町公共施設劣化状況調査・耐力度調査業務委託1,087万円の決算が出ています。これは何年に1度、この劣化状況調査とか耐力度調査をやるのかと。仮に昨年度これをやったのだとしたら、これが小学校の天井の崩落に生きてきていないなと思うので、そのときの業者さんが信頼できる業者さんだったのかどうか、またこういうのを何年に1度やるか分からないけれども、やったときに同じ業者さんに任せていいのかどうか、そういう判断材料になるのではないかなと思いますので。

それから、移住定住もあるけれども、これは抜き。24ページですが、期成同盟会事業というので、秩父鉄道の整備促進協議会の負担金が4年度には255万6,400円だったのですが、5年度は304万1,200円と33.1%上がったのです。これ公共交通機関としてなくてはならないものだから、この維持に関して各市町村の負担割合を上げていかないと、公共交通としての役割を果たせなくなるというふうなことなのかどうか。ちょっと額が上がっているのです、その点について。

あと、これもダブってしまうのですが、さっき企財課長がブランディング事業のことで、アウトドアのまちづくりで3,000万円というふうなこと、確かにこれが出たのは私も覚えているのですが、いつだったかというのが、これ4年の3月というのは確かなのですか。となると、私予算は反対しているものであれなのですが、個人的なことを言うてはいけません。3,000万円を1業者にというふうなことなのですが、これはアウトドアのまちづくりのためというふうなことだったので、本来的にはアウトドアというのはたくさんあります。この1つの事業者に3,000万円というのではなくて、例えばラフティング事業者とか、ライン下りとか、舟下りとか、もろもろのアウトドアあります。このところ、ラフティング等については減っているそうです。明らかに人が減っていると。川を見ていても下ってくるのが、連休のときもそうですが、夏休みも、私よく川へ行ってみると、以前ほどの盛況さがありません。だから、アウトドアのまちづくりという、そういうふうなところにもできなかつたのかと、できない、これだけでもしていたから駄

目なのだよと言えば、もうそれで仕方ないと。

次に、41ページ、地域子育て支援拠点事業についてなのですが、これは多分ふれ愛ベースだと思うのですが、これでも、これらもろもろの数字が書いてあるので、あまり言いませんが、総延べ人数でいつも来ているのです。総延べ人数をこの参加者で割ってみたら、これ私が計算したのだから間違いがあると思いますが、大体あそこを使っているのが100人程度なのです。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） うん、2,000……

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いえいえ、だからこれについて事業をやっているのは、子供事業も子育て支援事業大切だと思います。子供が少ない。でも、それに対してやっているのはいいことだと思うのですが、事業が空いた時間帯の活用というのをやはりしていかないと、せっかくの施設が、例えば昨日もクールオアシスではなくて、何か名前が違いましたね、ちょっと名称変わったのだ、クール何とか。

〔「シェルター」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） シェルター。ああそう、シェルターという名称変更になったと。では、この夏休み、この暑いところで何人があそこを利用しているのかということについても、当然発表していただかないと……

〔「お願いします、終わったら」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 注意してください。

○議長（岩田 務君） 私語は慎んでください。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） やはりその効果というのが見られないし、少なかったのなら、もっと昨年度は何か放送でも流したと思うのです、クールオアシスの利用とか。今年度については、暑い熱中症予防とかいうのがあったのだけれども、クールオアシスの放送は、私が聞いた限りでは一回もなかったのです。クールオアシスではない、シェルターでした。そんなふうなことで、もうこれ細かいところは飛ばします。

49ページ、散乱ごみとか不法投棄対策で190万円、これシルバーさんに委託しているのですが、これ岩畳周辺作業で年間5,097キロのごみが出ているというふうにごこの文書の中で書いているのです。そうすると、1年間に5,097キロ、観光客のマナー遵守ができていないのかなと、普通この頃どこの観光地でもごみ箱が置いていないと、長瀬も確かに置いていなかったと思うのです、岩畳周辺にも。それにもかからず5,000キロもごみがあそこへ出ているのかなと、ちょっとびっくりしているのですが、これは船玉まつりのごみなんかも含めているのかなと、そのところについて。

あと、63ページになります。これ決算書のほうはちょっと出しません。市民農園の開設改良工事なのですけれども、これやって9区画今使われているというふうな話、多分区画は16区画やったのではないのかなと思うのですが、16区画でいいのかなどうか。

これについて、決算書でいくと187ページなのですが、一番最後のほう、普通財産というところがあります。土地、住宅というのを、これ要するに売り払ったのですか、その土地が188平米、そのほかに818平米、これ宅地だと思うのです。住宅が274平米で合計1,092平米で、これに21万8,000円と180万円、合計201万8,000円の町に売払いの収入が入っていると思います。これを計算してみると、建物も一緒に含んでいるから何ともそのまま土地と一緒に計算できないのですが、平米当たり1,648円なのです。そうすると、こ

の辺の長瀬の、これがどこだか分からないので、もしかして先ほどから出ていた農園近くの民泊を始めたとかいうところだとすると、平米当たりあの辺は公示価格が1,648円、1,700円程度ということでもいいのかどうか。それとともに、長瀬の交番跡地、これはどこに出ているか分からないので、あそこに移動販売車、移動はしていないな、コーヒー屋さんが出ているのですが、あその土地は全部あその区画を貸しているのか、それとも部分的に貸しているのか、あの賃料は幾らなのか。どうやっても決算書では見ることができないので、そのことについて。

あんまり時間がなくなってきましたけれども、あと農業支援事業の補助金について、もう細かく言いません。これ道具にして選定しているのかなという気がするのです。例えば遊休農地耕地再開、これは7万3,000円ですけれども、これは申請をした人に対してということなのですか、規模拡大とか新規就農とか。それとともに、これどういうふうに周知しているかということ。

次のシャインと輝く果樹産地育成事業補助金627万5,000円、2業者にということなのですが、去年は3業者だったと思うのです。その前もあったのですが、これいいですか、前の町の答弁から、ブドウ業者のうちなぜ2件なのかというのがまず。それから、以前、事業者選定に当たり県がしているの、町は関与していないので分かりませんというふうな答弁がありました。これ何年か前の答弁です。昨年私は、ブドウ業者でなくイチゴ業者なども含めるべきではないかと尋ねたら、今後検討しますという答弁がありました。これなぜブドウ業者だけに限って、これは県の事業でブドウ業者だけしか駄目なのだということであれば、これはやむを得ないかなと。

あと、大きいことになるのですが、宝登山地域の周辺の維持管理、こればあっと計算してみると、概略356万3,643円かかっています。これいいのですけれども、なぜ宝登山地域と限るのかと。観光地のメッカだから、もうこれはしょうがないのだということなのか、ほかの地域も今草が繁茂して大変です。どこも草がひどい状況にあるということで、この頃漆も大分出てきて、私もこの夏かせました。道路に3か所はみ出しているの、1回は半袖のまま、しょうがない、はさみ持っていたのでやったら、大分漆でかせて、まだ痕残っているのですけれども、そういう状況もあるにもかかわらず、宝登山地域だけにお金がかかっていると。

66ページに、宝登山四季の丘遊歩道改修工事というのがありますが、20メートルやったのですが、69万3,000円、そうするとメートル当たり単価が3万4,650円、個人で考えるとこれ3,000円ぐらいでできそうなのですけれども、やっぱりこれ公共事業だから仕方がないのかなと。特にこれに関して、本年度の幹線1号線補修工事なのですが、5年ぐらいしかたっていないのに、もう2回の改修工事をやっていると。昨日の私の一般質問で、町長が本年度については432万円ぐらいとかいうお話を伺ったのですが、工事をやった場合のところで2回も改修工事をやると。そうすると、要するに公共工事全体に対して終了検査というものが信憑性がなくなるのではないかということがあるので、これから建設課のほうでもいろいろな工事がありますけれども、それに対しての工事終了検査というの、これ本当に信じていいのかなということになってしまうので、ちょっとその点について。

議長、大分時間があれですよ、休みにします。もう少しだから。

○議長（岩田 務君） 2回目の質疑のときにまた多めにしてください。

○5番（村田徹也君） では、続けます。

69ページ、桜に関してなのですが、これは69ページに90万円と35万3,265円と桜の植栽で13万円かかっています。これ全部で138万3,265円です。4月23日に、京都市の三年坂で桜の木が倒れたというふうなこ

とで、京都市では総点検するというふうなことを言っています。本町でも、非常にそのことが懸念されますが、維持管理に関して、来年度ということも含めて、桜道、桜の管理を同じように観光協会に委託してやっていくのかどうか、検討に値するのではないかと思いますので、そのこと1つ。

それから、桜の道、木の下 of 道路の凸凹等については、一部看板が出たりしていますが、非常に凸凹が危ないと、あれ直しようもないと思うので、ちょっとペンキを吹きつけるとか、そんなようなことで危険回避というふうなことも考えていただければと思います。

あと、73ページ、通学路安全対策推進整備事業というので、令和3年度に通学路総点検とあって予算があります。このことはいいのですが、これは教育長の管理のほうになりますけれども、夏休み終了に当たって、学校による通学路点検をやっているのかどうか。雑草対策として、そういうのを夏休み中にでもやっておいて、子供たちが安全に登校できると。この間、野上になりますけれども、栗拾いをしていて、栗ではなくてマムシを拾ってしまって、食べられて3日間皆野病院に入院しました。私も、私の家の庭でマムシを1匹、紛れ込んで捕まえたりということもあります。そんなこともあるので、前も出たので、私も通学路の横のところを多少刈ったりしているのです。あの辺マムシがいるというふうなこともあるので、そんなこともあるので、一々通学中の子供たちにマムシがいますよなんてことも、いるかないか分からないし、やはりもう少し学校でも、雑草が繁茂していると危ないなというところもありますので。

あと、たくさんあるのですけれども、蓬莱島公園も年間3万人を予定してということですが、これも費用対効果もあるので、少し、例えば3月にあそこ草刈りをやっているのです。必要ありますかということを考えて、いや、費用対効果を考えて、もう年1回ぐらいにするとか、それで予算をどこかほかの道路に回すとか、そんなこともできるのではないのかなと思いますけれども。

あと、78ページ、地域防災組織活動への支援として、上長瀬防災組織に3万円を補助すると。昨日、総務課長の答弁がありました。総務課長は徐々に防災訓練を各地で実施していったら町全体で実施するということは、やらないということではないですか。全然増えていないです。だから、本気になってやはり町民の安心安全を守ると。これは前も言いましたが、能登で被災した人もいるかもしれないと、これから南海トラフと騒がれているというふうなこともありますので、早急に町一斉の防災訓練、特に必要だと思います。9月の1日は防災の日です。今年で関東大震災後101年目です。ぜひ必要なのではないのかなと思います。

決算書のほうでもちょっとあるのですけれども、あまり細かいところに行かないように、決算書の19ページ、20ページ、ここに歳入のところ行政財産使用料が7件あります。公共物使用料が1件あります。計143万5,088円です。これどこに貸しているのかなというのが分からないので、支障がなければ発表していただきたいと思います。

あと、55ページになります。固定資産税の基になる航空写真の撮影の委託料が、当初予算が2,445万3,000円だったのですが、484万円というふうなことで予算の19.8%になっているのです。あれどうしてだろうということがあります。

それから、あと63ページ以降、介護給付と訓練等の給付費というふうなことなのですが、元気モリモリ体操を中心として、県のほうから4年続きで表彰されたと。表彰というのですか、これは大変いいことだと思います。これ元気モリモリ体操だけではないけれども、健康事業に対して。だけれども、実際問題としては、例えば高齢者がグラウンドゴルフやっているとか、公民館活動で自彊術だかいろんなことをやっています。ただ、私も公民館へ行っていますが、年々参加者が少なくなっているのです。だから、そうい

うところにも目を向けてやっていただきたいなど、元気モリモリだけだと、実際参加している人は何人なのかということについてお尋ねしたいと思います。

あと最後、福祉タクシーの80万円の件がさっき出ました。福祉タクシーではないや、お助けのほう。福祉タクシーの使用者は年々減っているのです。福祉タクシーのほう。長瀬にタクシーがないからかなと思うのですけれども、あと80万円を商工会に補助しましたと。前40万円だったが、車2台になって80万円になったと。ところが実質的に、では商工会のほうで何人これを利用しているのかと。実際には、80万円やったのだけれども、商工会では100万円かかってしまったということだと、商工会に委託しても商工会はマイナス20万円になってしまうわけです。だから、それによって、これ80万円ではとても無理だと、120万円にしなければというふうなことで予算立てるのではないかなと思いますので、その点についてお願いします。

まだあるような気がするのですが、一応多くなるので、このことについて質疑お願いします。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時07分

再開 午後1時10分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 村田議員の質疑につきましてお答えを申し上げさせていただきます。

まず、観光入り込み客数のデータの信憑についてお尋ねがございました。この観光入り込み客数の単年度のデータにつきましては、いろいろな意見があるということは私も承知をしております。町としては、この観光入り込み客数のデータにつきましては、単年度の数値だけを見ているわけではございません。県で等しく県内市町村のデータを集計して、歴年で公表していただいているものでございますので、このデータにつきましては、県内市町村の他の市町村との比較、また5年ごと、あるいは10年ごとの長いスパンでの傾向、こうしたものを比較として検証しているところでございます。したがって、一定程度の傾向というのは、この観光入り込み客数のデータで見えてくるものというふうに考えているところでございます。

次に、熱海市の観光関係のデータのお尋ねもございました。一般的に施策の効果として経済波及効果、これを検証することはございます。熱海市も、この経済波及効果の調査ではないかなというふうに思っております。経済波及効果の調査につきましては、専門のコンサルタント業者に委託して調査をするのが一般的ではないかというふうに考えております。したがって、それ相応の予算が必要になってまいります。また、単年度事業の効果の検証であれば単年度の調査で済みますけれども、継続的な事業につきましては、一旦調査を始めますと少なくとも二、三年に一遍ぐらいの調査で検証してくるということも必要になってきて、後年度負担も生じてくるという懸念もございます。したがって、町の財政状況、それから観光協会への補助金を含む支出金額、そういったものを考慮しますと、こういった経済波及効果の調査を委託して実施するということには、どうしても慎重にならざるを得ないというのが状況でございます。

町といたしましては、観光協会への運営補助金に関する実績報告、あるいは県の観光入り込み客数のデータ、その他各種の指標などを中心にして、補助金等の効果を図ってまいりたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、行政報告書10ページの決算比率、構成比について人件費が令和2年度から上昇傾向ではないかということのご質問かと思いますが、こちらについてですが、人件費については職員給与のほか町長等の三役、議会議員の議員報酬、教育委員、農業委員、選挙管理委員会など各種特別職非常勤の報酬等が含まれているものでございます。議員のおっしゃる令和2年度からの人件費総額では大体6億1,000万から2,000万で上下しており、全体として増加しているというわけではないかと思いますが、分母となる決算費総額の増減額が影響していることが大きな要因かと思えます。

また、令和5年度の人件費の決算額が増えている要因としましては、人事院勧告に基づき職員給与が増加したこと、また最低賃金が上昇したことに伴う会計年度任用職員の賃金の上昇、また町長等三役及び議会議員の期末手当の支給率が上がったことなどが要因でございます。

また逆に、令和4年度の人件費が少なかったのは、採用辞退や中途退職者などもあり、職員数が77名と過去で最少の人数であったことが大きな原因かと思われます。

人件費については以上でございます。

もう一点目が、行政報告書の78ページ、自主防災組織の3万円、上長瀬区に支出をすることに伴い全町的な訓練をしないのかというご質問だったかと思いますが、昨日も答弁させていただきましたとおり、防災訓練につきましては多くの方の賛同とご理解、参加があって初めて効果的な訓練になるかと思っております。全町一斉での訓練をやったとしても、参加率が低かったりですとか、やらされている感が多いようでは効果的な訓練とは言えませんので、昨日も答弁しましたとおり、地道なやり方ではございますが、住民の方の同意と賛同が得られるやり方を模索しながら、地道に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず、提案制度及び情報発信数の減少でございますが、まず提案制度につきましては、提案ができる旨と提案の結果につきまして、それぞれ年1回広報紙で周知をしております。また、フェイスブックでございますが、こちらは各課から記事の発信の依頼を企画財政課のほうで受けまして発信をしております。また、インスタグラムですけれども、こちらは企画財政課のほうで運用しているところでございます。記事が減っているとご指摘をいただいたところでございますが、今後はSNSによる情報発信を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設劣化状況調査・耐力度調査についてでございます。こちらですけれども、旧長瀬第二小学校の跡地活用を検討するため、臨時的に実施させていただいたものでございます。そのため現在ですが、同様の調査を再度実施することは考えておりません。なお、町有施設の点検につきましては、年に1回職員の手で点検をしているところでございます。

第一小学校の天井崩落を予見できなかったかということにつきましては、まず第一小学校は、耐力度調査ということで令和6年1月の6日から8日にかけて、壁やはりの複数箇所をくり抜いて、そのくり抜いた部分のコンクリートの耐力度に問題がないかどうかというのを調査方法としてやっております。そのた

め、天井は調査対象ではございませんでしたので、業者による崩落の予見というのは難しかったものであると考えております。

続きまして、土地の売却収入でございますが、こちらまず価格につきましては、長瀬町町有財産管理委員会における審議を経まして売却価格を決定しております。売却先につきましては、農業活性化事業プロポーザル審査により売却先を決定したところでございます。

続きまして、コスモショアの関係でございますけれども、こちらもともと役場内ですとか土地の地権者の方から、プール跡地を何とか活用できないかというところで、そもそも議論があったところでございます。その上で、アウトドアのまちというブランディングをさせていただきまして、その上で公募型プロポーザルを実施したところでございます。そのプロポーザルの結果、現在の業者に決まりましたので、ちょっとラフティングという趣旨から外れてしまうのですけれども、ご了承いただければと思います。

最後に、行政財産の使用料ということでご質問いただいていたかと思えます。歳入歳出決算書の19ページ、企画財政課で申しますと、第14款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料、第1節町有財産使用料、こちらが企画財政課の所管する部分でございます。主な活用でございますけれども、ATMですとか駐車スペースの関係、あるいは自販機の設置、あとはソフトバンクによる基地局の設置、あとは電柱ですとか携帯電話の基地局、あとは公衆電話ボックスの設置ということで行政財産を貸し付けているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員の質疑についてお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、行政報告書の14ページでございますが、歳入の調定額の増減理由についてでございます。個人町民税の現年分の調定額についてですけれども、前年度と比較しまして普通徴収分の減少が主な要因となっております。令和5年度の町民税の現年分の普通徴収の納税義務者につきましては、前年度より17人の減、率でいきますとマイナスの2.3%、調定ベースでは約437万円の減少で8.4%のマイナスとなっております。

続きまして、2点目の決算書の54ページ、55ページの固定資産税の基礎資料作成の航空写真撮影業務委託料の関係でございますが、こちらにつきましては当初予算におきましては2,445万3,000円ということで、基礎資料の作成と航空写真の作成業務委託料が計上してございます。令和5年度の決算におきましては、固定資産税の航空写真撮影業務委託料ということで484万円を執行いたしました。執行率は19.8%ということでございますが、残りの1,961万3,000円につきましては、固定資産税基礎資料作成業務委託料でございますが、こちらにつきましては決算書にございます、54ページの一番上にございますが、繰越明許といたしまして1,961万3,000円の記載がございますが、この金額と同額でございますが、令和6年度に予算のほうを繰越しさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（枋原秀樹君） それでは、村田議員のごみに関する質疑についてお答えさせていただきます。

行政報告書50ページの関係でございますが、ちょっと見づらくて大変申し訳なかったのですけれども、前のページの49ページの下段からの続きでございますが、こちらのごみの収集につきましては、岩畳周辺

だけではなくて、町道、林道のごみのほうも一応パトロールということで実施しております。岩畳周辺につきましては月曜日と金曜日、町道と林道沿いのごみの収集につきましては水曜日、週3日で行っております。ですので、年間の実績ですと162日、週3で割ると大体54週で年間を通してごみのパトロールをしているところでございます。

また、船玉まつりの翌日のごみの回収についても、こちらに入っているかということなのですが、そちらのほうについては入っておりません。船玉まつりの翌日のごみの収集につきましては、船玉まつりの実行委員会のほうで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） それでは、村田議員の質疑にお答えさせていただきます。

1つ目ですが、福祉タクシーの利用が減っているということだったのですが、昨年度の行政報告書、決算書の金額よりも減っております。こちらは、令和5年11月から初乗り料金が620円だったものが500円に変わっておりますので、その辺でも額のほう下がっている要因の一つではあると思います。

それから、この対象なのですが、身体障害者手帳をお持ちの1、2級の方、また療育手帳のマルA、Aをお持ちの方が対象になっておりますが、そのほかの補助事業としまして、自動車等の燃料費の助成というものをやっております。こちらのほうが、身体障害者の方でも1級、2級に限らず対象要件が少し広いので、そういったところを利用している方もおりますので、福祉タクシーの利用のみということではなく、利用している方もいると思います。ただ、重複することができませんので、どちらか利用している方がいるということになっております。

それから、商工会でのお助け隊の事業の補助、これを商工会で何人、その方が利用しているかということなのですが、うちのほうで把握しているのが、移動支援を利用している方ということで、39の方が令和5年度は利用したと聞いております。延べにすると400件以上ということになります。

商工会のお助け隊の運営費に対する補助なのですが、全額補助ということではございませんが、うちの課で80万円補助しているほかに、企画財政課のほうで車の補助などもしております。そういったところと、あと担い手の養成なんかもしておりますので、そういった面でも支援のほうはしております。また、商工会でのこの事業の目的としましては、商工会の地域社会貢献の推進ということと、それから商業の振興ということを目的としておりますので、そういった部分でも商工会として目的を持ってこの事業をやっておりますので、その辺は大変助かるということで、今後も続けていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の健康こども課関連の質疑についてお答えいたします。

まず1つ目、ふれ愛ベースで実施しております地域子育て支援事業のほか、空いた時間についてどのように活用しているのかという内容かと思っておりますけれども、ふれ愛ベースのほうは地域子育て支援の拠点になっておりますので、子育て支援事業を中心にとということで実施しておりますが、空いた時間では各団体の方の利用もございます。

昨年度、令和5年度のふれ愛ベースの来訪者数のまとめを行っております、来訪者の方は全部で7,015人でした。そのうち子育て支援事業や町で行っています介護予防事業以外で、一般の方が、

団体の方が利用の申請をして来ていただいている人数なのですけれども、2,255人の方がお部屋のほうを申請していただいて、団体の方等が利用をしています。パーセントでいうと32%になります。ということで、どうしても子育て支援事業が中心ではございますが、空いている場合には団体の方にも、日赤奉仕団の方であったり、大正琴の趣味の活動の方であったり、歌のサークルの方であったりということで、団体のほうにも貸出しをして活用をしていただいている状況でございます。

次に、クーリングシェルターで何人ぐらいの方がご利用したかということなのですけれども、クーリングシェルターは今年度から創設されたものになっておりますので、あと熱中症の特別警戒アラートが出た際にクーリングシェルターとして開放されるということになっておりますので、今年度は特別警戒アラートは出ておりませんので、クーリングシェルターとしては活用はされておられません。通常では、クールオアシスということで、暑さをしのぐ場所ということでは活用をしていただいております。

参考になるかなのですけれども、やはり昨年度のふれ愛ベースの来訪者数のまとめで、事業以外の方で、先ほど言った申請していない方、ちょっと立ち寄った方も来ましたよということで記録を残していただいているのですけれども、その方が6月から9月までのご利用人数になるのですけれども、6月は18人、7月が17人、8月が14人、9月が10人ということで、この方が全て暑さをしのぐ目的でいらっしゃるかどうかはあれなのですけれども、おトイレを貸してくださいであったり、本を見させてくださいという方が立ち寄る方がいらっしゃいますので、参考にとということでこのような数字が出ております。

もう一点、介護予防事業の元気モリモリ体操の関係でございますが、行政報告書の107ページ、介護特会のほうの介護予防事業の実績になりますけれども、107ページの一番上の表に、元気モリモリ体操の開催回数と参加延べ人数が載っております。会員数は188人、開催が412回、12団体の方で行っておりまして、4,292人の方が延べ人数の参加人数ということになります。

ほかの健康増進事業は、公民館事業と共催してやってもらいたいというお話がありましたけれども、健康増進事業としては行政報告書98ページ、これは国民健康保険の保健事業になりますけれども、市町村国保ヘルスアップ事業の一つで、インターバル速歩事業というのを行っています。これは、公民館と共催して行っている事業になります。

そのほか、行政報告書の56ページの真ん中辺りになります。通いの場等への積極的関与ということで、これは後期高齢者の保健事業になりますけれども、この中で長瀬花めぐり講座と、あとサーキットチェア講習会は、これも公民館と共催をして行っている事業でございます。この3つの事業は5年度に実施しまして、6年度も引き続き実施している事業になります。

元気モリモリ体操が長年継続している事業なので、どうしても前に出る事業ではあるのですけれども、健康増進から介護予防までということで、健康こども課のほうではたくさんの事業は行えないのですけれども、公民館と共催をしながら、ここ何年か実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑に対して回答いたします。6点あったかと思えます。

まず、1つ目の市民農園の開設区画は幾つかについてですが、22区画でございます。

2つ目の農業支援事業補助金についての周知等についてのご質問だったと思いますが、町単独の補助であります農業振興支援事業補助金については、区長会やホームページ等で周知しており、申請に基づいて

交付しております。

行政報告書64ページに載っていますシャインと輝く果樹産地育成事業費補助金については、埼玉県が目指している温暖化に適応した果樹農業の振興を図るため、温暖化に対応し収益性の高いシャインマスカットや同等の収益性を有するブドウ及び梨の生産に必要な雨よけ施設の導入を県が支援するものであります。このように、今回はこの補助金については、ブドウと梨に限定されております。長瀬観光ブドウ組合から事業要望書が提出された組合員2名に対して、町を経由して補助金を交付したものでございます。

また、先ほど村田議員がおっしゃっていたイチゴの件につきましては、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金のことだと思います。この埼玉県産地パワーアップ事業費補助金は、水田、田畑、野菜、果樹等の産地が地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系への転換を図るための取組を支援するものでございます。過去2回、この補助事業の対象となった秩父ぶどう組合連絡協議会に加盟する長瀬ブドウ組合員へ、補助金を町を経由して交付いたしております。

補助対象者は、地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられた農業者、農業者団体等であるため、ほかの農業者等が支援を受けるには、秩父ぶどう組合連絡協議会のような地域で果樹を広く進めていく団体に所属し、産地パワーアップ計画に位置づけられる必要があります。また、採択要件もあり、主な採択要件は成果目標の基準を満たしていること、面積要件等を満たしていること、費用対効果分析を実施することであり、補助率も施設整備は2分の1以内、農業機械リース導入、取得は本体価格の2分の1以内であり、半分は自己負担となります。こういった条件がありますので、意欲があり、実績がある農業者団体等であれば対象となるかもしれませんので、必要があれば県などへつないでまいりたいと考えております。

続いて、3つ目の宝登山地域周辺の維持管理だけを何でするかということだったと思いますが、宝登山地域周辺として、花の里、野土山、アジサイ遊歩道、宝登山園地四季の丘の除草や剪定等の管理委託作業を行っております。これは、観光スポットでもあります宝登山周辺の景観を保つために委託をしているものでございます。

4つ目の宝登山四季の丘遊歩道改修工事が、改修がもっと安くできたのではということだと思いますが、この単価につきましては、埼玉県土木工事積算基準単価及び治山林道必携を用いて積算しております。適正に積算し発注しておりますので、ご了承いただければと思います。

5つ目の桜の管理を観光協会へ委託していくのかということだったと思いますが、昨日の一般質問でも答弁したとおり、関係課で会議を開く予定となっておりますので、そういった場所で、今後については桜の管理についても検討したいと考えております。

それで、6点目の行政財産使用料なのですが、これ決算書の18、19ページをお開きいただければと思います。産業観光課分については、3の農林水産業使用料、こちらの30万についてですが、これは社会福祉協議会の事務所として貸し出している保健センター2階にございます就業改善センターの使用料でございます。

続いて、4の商工使用料についてですが、観光情報館や観光トイレ敷地内に設置の自動販売機7台の敷地使用料などの11万8,800円と、旧長瀬駐在跡地で営業しておりますコーヒースタンドの敷地使用料の17万8,780円でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の建設課関係の質疑につきましてお答えさせていただきます。

歳入関係になりますが、建設課関係になりますが、18、19ページの土木使用料の公共物使用料につきましては、こちらは認定外道路や水路敷に設置された電柱等の使用料でございます。こちらは、東電やNTTからの使用料となっております。

続きまして、30、31ページの土地の売払収入でございます。こちらにつきましては、土地売払収入21万8,000円でございますが、こちらは大字岩田地内の道路として機能していない認定外道路約62平米を隣接の土地所有者に売り払ったものでございます。

続きまして、蓬莱島公園の除草につきましては、こちらの除草は職員の直営による除草と、あとシルバーへの委託、また蓬莱島公園を愛する会のボランティアにより除草のほうを行っております。今回3月に実施したのはいかがなものかというご指摘を受けましたが、時期につきましては、草の伸び具合等を見ながら、無駄のないように今後は実施をしていくことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

通学路の点検についてというご質問でありましたが、通学路の点検につきましては、年度初めに実施している状況でございます。しかしながら、村田議員ご指摘のとおり今年は特に例年に比べて雑草が繁茂している状況でもあります。地域の方からご指摘をいただきまして、一部除草等を行ってまいりましたが、十分ではない状況となっております。2学期が始まる前の夏休みを利用して点検を行い、児童の安全の確保を図るよう学校に対して指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、幾つか再質問ということで質問させていただきます。

行政報告書のほうである22ページにあった公共施設の劣化状況調査・耐力度調査というのが、第二小学校のほうの調査というふうに先ほど聞いたのですが、あれ中学校もやったような気がするのだけれども、やっていますよね。あれは第二小学校だけではないということであれですよね。これ何年に一度という回答がなかったような気がするのですが、それについて。

あと、年1回職員が行っているというふうなことなのですけれども、これ職員というのは、建設課の職員で公共施設に対してやっているのかなどうかと、それとも担当課でやっているのかなという、これ莫大な人力がちょっと必要な感じがするわけなのですけれども、職員の検査、公共事業の管理計画とか、あれを見れば書いてあったり分かるのですけれども、かなり落ちるところもあるような気がするのですが、差し当たって職員が年1回やっていると、これは建設課でやっているかどうかということ。

続きまして、30ページのブランディング事業の、何回も出ましたが、3,000万円の交付というふうなことなのですが、これはその目的で始まったというふうなことなのですが、私ラフティングについて、全部ではないですよ、傾向で聞いたのですが、3割、4割の人が、最盛期の人から見ると来客数は減っているというふうな状況らしいです。これあまり正式に聞いてしまうと、その業者の収入とか、そういうふうなことも何かちょっと分かってしまうので、概略でそのぐらい減っているようだというふうなこと。確かにこれブームというのもあると思うのです。みなかみに行っても、みなかみあたりでも大分以前よりは少な

いような気がします。これは気がするだけなのだけれども。長瀬、この川を生かしたというところで、やはり舟下りといえますか、ライン下りといえますか、それも若干少なくなはっているような気がします。これ私が言ってもしょうがないのですけれども、原因として価格もあるのかなと。例えばラフティング1回やると8,000円ぐらいかかってしまったりとか、最低でそのくらいかかってしまったり、業者によって多少値段は違うようだけれども、そんなふうなところもあるのかなと。また、新たにもっとスリルを楽しめるとか、そんなふうなところもあるのかと思うのですけれども、やはりアウトドアのまちづくりということで考えると、今は何かサップとかそんなのも同じに考えることなのですが、なかなか現実問題として、その出発地点とか到達地点とか、いろいろトラブルもあつたりという話も聞いています。町はそこまで関わっていないと思うので、もう少しそっちのほうにも今後できないかと、ここで聞いても、それは決算の質問にはならないのですけれども。

それから、子育て支援の拠点事業です。これについては、クーリングシェルターとしてはゼロというふうな回答だったわけですが、これアラートが出たらということ、町民がアラートが出たか出ないかというようなこと、はっきり言って分からないです。みんな携帯電話持っていてこうやって、例えば今日だって、大体うちの玄関で、その前の日で37度ぐらいです。目の高さで日が当たらないところで、そのぐらい今現在あると、暑いです。我々高齢者の年金暮らしになってくると、いかにエアコン代を節約するかというふうなことで、切ったり入れたり、切ったり入れたりすると、それやるとそのほうが電気代がかかってしまうのだというふうな話も聞いたりしますけれども、電気代かけないで高齢者が一人でいたとき、ふれ愛ベース、役場はなかなか来にくいような気がするのです。公民館も、公民館行ってもどこにいたらいいのだかとかありますので、そういうところに指定したのだから、そういうところに人がもっと行けるように、やっぱり工夫していく必要があるのではないかなと。目的がそういう目的であれば、それに沿ってというか、先ほどいろいろ人数とか言っていましたけれども、なかなか難しい点はあるかと思いますが、散歩しながら行って、少し暑いので、あそこで午前中ゆっくりいて、おしゃべりしてテレビを見てとか、そんなふうなことも、事業をやっていないときとかできるような工夫が必要ではないのかなと思いますので、そんなふうなことについてお尋ねします。

それから、散乱ごみについては、先ほど答弁得ましたが、こんなに町内で出るのかなということではびっくりしていますが、みんなが気をつけなければいけないのかなというふうなことで、ぜひこんなふうなことも町民に知らせて、ごみの減量化というのですか、進めていったらいいのではないかなと。

あと、市民農園についてなのだけれども、先ほど土地の売払いとかいうことの説明は受けて分かったのですが、どこの土地なのだからというところが全然分からない点があります。ですから、この土地とか宅地とか住宅の売払いをどこにやったのかと。あと、コーヒーショップというのですか、長瀬の交番跡地は。金額は、先ほど年間17万幾らとかいう多分メモったのですけれども、あれだからあの全区画を貸し出しているかどうかという点について、あそこでコーヒー飲めば、あずまやのほうで休んだりとか、それは自由ですよという形で貸し出しているのか、そこについてお伺いします。

あとは、農業支援事業のほうのシャインと輝くのほう、昨年度のやったことは分かるのだけれども、これは去年の、要するに5年度と、その前の産地パワーアップは全く違う事業なんかどうかということで、以前、先ほど言いましたが、これは業者についてはブドウ組合のほうに県に申請して、町のほうにこの人が決まったのだからということで、町は一切関与していないという話だったのです。そうすると、ちょっと答弁が前と違ってきたのかなという気がするのですが、町は当然ブドウ組合から、今年はここここが

施設拡充するからということで申請が来るということなのか、そのところはもう一度お聞きします。

それから、宝登山の周辺の話については、概略そうだろうなと思うのですが、これ観光の中心であるというふうなことも分かります。ただ、これ年間全部足すと350万を超えるようなお金があのかかかっていくと。だから、10年なら3,500万円と。それでも、費用対効果というのはなかなか出にくいというのは分かります。ただ、ほかの地域と比べると、あまりにもやはり雑草化とか、そういうことに差があり過ぎるので、そのところをどう思っている、観光の中心地だから仕方ないのかというふうなことなのかどうか。

あと、今度は公共事業、公共工事についての答弁がなかったような気がしますが、南桜通りの今工事をやっているところについて何回も補修工事をやっているけれども、それについてあの道路を改修したときに、工事終了検査やったわけでしょう。なおかつ、1回あそこはフェンスが曲がってしまって直したと、今回またそのところが地盤沈下と。そんなこと言うと、素人目に見て当たり前ですよ、あそこ。外をブロックか何かで、段差があるところやった工事はやっていないのだから、少し土盛って工事をやったのだから、沈下して曲がってしまうと。もしかすると、また何年かたったらそれはまた起こるかもしれません。そんな危惧が出てきます。だから、そうなる町工事終了検査というものがちゃんとできているのかという信頼が揺らぐような気がします。ですから、そのことについて、これはほじくってもしようがないけれども、全ての公共工事に関わる問題だと思います。昨日町長からご説明いただいたので、今回の工事については分かるけれども、そんなことがあっていいのかということがあります。

あと、桜のほうの問題、しつこいのですけれども、これは来年度どういう予算を組むか、そんなにお金かけられないと思いますが、確かに3つの課でこれから相談してやっていこうというふうなことだと思うのですが、もう手遅れは確かな状況ですので、観光協会にも多少責任はあるのかなと、管理を委託しているのだから。そのところで、どういうふうを考えてやっていくのか。野土山も含めて、もう一度よく桜の状態を町でも見て、どれだけ腐朽しているのか、桜が。分かると思いますが、大分ひどい状態なので、年数がたったからというのあるけれども、もう少しこれから、今後桜の町を続けていくのなら、そのところをしっかりとやっていただきたいと。

あと総務課かな、しつこいのですけれども、参加率が少なくても、人々をだんだん増やしていったらということなのですけれども、参加率が増えていったら、区長会にそういう要望を出したのですか。地区ごとに避難訓練とか、防災訓練とか、見守り訓練とかやってくださいというようなことはお願いはしてあるのですか。今の状況だと、なかなか防災訓練というか、避難訓練といたらいいか、そんなふうなものに進まないと思うのです。やってみたら、参加率が少なかったら効果がないとおっしゃいますけれども、例えばそこにいた人が、今は日本中交流が大きくなっているのです、こういう防災訓練をやったおかげで、ほかの場所、地域に行って災害に遭ったのだけれども、それが生きてというふうなこともあるわけです。これも長瀬の町民の安心安全を守るということにつながるし、日本中のそういう災害が起こりやすい日本ですので、そこまで考えて、ぜひ防災訓練は人が少なくても、1回町としてやってみるという気概があるべきではないのかなと思います。

あともう一点、インターバル速歩とチェアスクワット、ちょっと前後してしまいましたが、こういう事業も公民館でやったりとか分かります。これは、家庭に持ち込んでできませんか、それが広がれば。そうでないと広がったと言えないと思うのです。公民館と一緒に何人やると。だからそこまで考えて、チェアスクワットなんてやり方が分かれば、ちょっと体が不自由であっても自宅でできるとか、それで初

めて効果というか、広がるのではないのかなと。来た人が、そこでやってということよりも、もっと広める工夫をぜひ進めていけるのではないかと。ちょっと決算とは離れるかもしれませんが、以上についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員の再質疑についてお答えさせていただきます。

防災訓練のお話、ご質疑だったかと思いますが、区長会に要望等を出しているかということでございますが、区長会等で区ごとの防災訓練等をやっていただきたいというようなお願い等はしておりまして、また地域防災リーダー研修という県のほうで行っている研修があるのですけれども、そちらのほうには行政区の区長さんに対して通知をしているのですけれども、地域の各行政区の担い手となりそうな方に、そういった研修に参加していただけないかというご依頼を出していただいて、今年度も何名かお申込みをいただいて、そういった研修にも参加していただいたりしております。

また、令和3年のときに一旦はつらつパークを利用しての避難訓練を実施したときには、全行政区のほうにも声がけをしたところなのですけれども、やはりなかなか、こちらの準備の不手際もあったかとは思っていますけれども、ちょっとあまりうまくいかなかったかなというところもありまして、今回申し上げたとおり、まずは細かいところからやっていって徐々に広げていく。また、地域性もあって、土砂災害が危ないところもあれば、浸水害が危険な地区もあると思いますので、またそれもどういった災害が出るかによって、避難が必要な区もあれば、全く土砂災害であれば関係ないような区もあるかと思っておりますので、そういった地域性等も考慮しながらやったほうがいいのかということで、徐々に地区ごと、複数行政区ごととか、そういったふうに段階的に増やしていったほうがより効果的なのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、防災訓練の効果として、長瀬町以外のところで被災を受けたときに、やったほうが効果があるのではないかとということでございますが、防災の意識の醸成につきましては防災訓練だけではなく、公民館のほうで防災の教室をやっていたりですとか、社会福祉教育会でも防災教室等を今やっておりますので、そういった中で参加していただく。また、ジュニアリーダーのほうでも防災キャンプなんていうものをやっておりますので、そういったところでも防災意識の醸成も図られているところかと思っておりますので、訓練に限らず、また広報紙等も使って、そういった防災意識の意識啓発等していければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員の再質疑に対してお答えいたします。

まず、公共施設劣化状況調査・耐力度調査につきましてでございますが、まず調査の対象となった施設でございますが、劣化状況調査の対象となったのは、旧長瀬第二小学校の校舎及び体育館、保健センター、中央公民館となっております。耐力度調査を実施しましたのは、長瀬第一小学校校舎及び中学校校舎となっております。

職員による年1回の公共施設劣化度状況調査は建設課で行っているのかということでございますけれども、こちらは長瀬町公共施設長寿命化計画に基づきまして、劣化状況マニュアルというものを作成しております。その劣化状況マニュアルに基づきまして、年に1回各施設を所管する課の職員が調査を行っているものでございます。

続きまして、決算書31ページにございます土地家屋売却収入、こちらの土地の売却先と場所についてでございます。まず場所につきましては、国道140号沿い、駐車場整備予定地となっている場所の道路を挟んで反対側の土地となっております。売却先につきましては、地域おこし協力隊でありました暮林まどか様へ売却したものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の再質疑についてお答えいたします。

ふれ愛ベースでのクーリングシェルター、夏場の活用について、もう少し工夫が必要なのではというご意見でございますが、確かにふれ愛ベースを気軽に使ってくださいというようなPRは少し足りていなかったかなというふうには感じております。なので、ご意見をいただいた内容を参考にしながら、特に夏場はそういうふう気軽に活用くださいというようなPRのほうも、今後していきたいというふうを考えます。

11月には、ふれ愛ベースのフェスタを行う予定で今進めております。そういった中でも、ふれ愛ベースをもう少しPRをしていくことも大事なことで考えておりますので、ふれ愛ベースの活用について皆様にご理解や活用していただくように、PRのほうしていきたいと思っております。

もう一点、インターバル速歩やサーキットチェアトレーニング等の健康増進事業、自宅でできるようにそういったことが広がるような工夫が必要なのではということでございますが、インターバル速歩についても、ここ3年実施をしております、講座の中ではご自宅で取り入れる方法なども、教室の終了時にはご案内はしているところでございます。

また、サーキットチェアトレーニングの講座の中でも、講師の先生のほうからも、期間が空いたときに家でこんな体操できるよというようなご案内もしておりますので、事業のほうを継続しながら、講師の先生ともそういった広がる工夫、ご自宅でできるような内容も講座の中に入れていただきながら、今後の事業のほうを行っていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の幹線1号線の補修工事の関係についてお答えさせていただきます。

まず、工事検査につきましては、契約書、仕様書等に基づきまして、適正に行われているかを書類確認、現地の確認を検査させていただいております。幹線1号線の改良工事につきましては、平成30年度に実施した箇所になるかと思いますが、こちらの工事につきましても、契約書、仕様書に基づき施工されたものであり、工事検査に合格しているものでございます。その後、令和元年度に歩道部分の沈下やのり面の陥没等が見られたため、施工業者と協議させていただきまして、その際には業者の負担により補修作業を実施しております。

今回工事を行っているのは、施工から5年が経過しまして地盤等も安定してきたところから、今回補修等を実施させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目のコーヒーショップに貸しているのは全区画かということなのですが、一部を貸し

ている状況になります。店舗敷地として49平米、給排水敷地部分として35メートルを貸している状態であります。

2つ目のシャインと輝くと、あと産地パワーアップの補助金が違うかどうかということなのですが、両方とも別の補助金になっています。まず、産地パワーアップについては、先ほどもご説明しましたが、地域再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられた農業者や農業者団体となりますので、そういったブドウ組合の所属している方が、再生協議会のほうと話し合っただけで決めるという形になってきますので、大本はそっちが決める形になります。だから、町が決めるということではないということになっています。

もう一つのシャインと輝く果樹産地のほうについても、これは埼玉県の補助になりますので、大本は県のほうがブドウ組合などと話し合っただけで決めているようですので、町は町の補助金を受けたものを交付決定はしていますが、大本の話合いなどは、そちらのほうで行っている状況であります。

持ち回りで行っているのではないかとということですが、これは自己負担もありますので、意欲ある農業者が要件となっていますので、持ち回りではないのかなと思っております。

それで、3つ目の宝登山周辺とほかのところの雑草との比較がどうかというご質問だと思のですが、これについても予算に限りがありますので、これについての対応はとても厳しい状況であります。

よって、4点目の桜管理については、また内部で検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問をいたします。

行政報告書で、ページでいうと38ページ、一番下のところに緊急通報システム事業というのがありまして、設置数が88台というふうなことが書いてありますが、あるお年寄りから言われたのですが、今固定電話で主に使うよりも、携帯電話を活用していることが多いので、できれば固定電話を解約したいと思うのだけれども、解約してしまった場合にはこの制度は利用できなくなるのだろうかというようなことです。よく私も理解したいために、これの仕組みと、あと利用者数も含めてお聞きしたいと思います。

それから、ページでいうと、行政報告書の50ページ上段のほうなのですが、②として生活環境の美化推進として、春と秋に実施している各行政区内の散乱ごみの一斉清掃について、行政区の判断により実施したということで、ほぼ全域でやっていただいているような状態でありまして、結果が載っているのですが、この当日には、町から回収するための大きな袋が配られたり、それから中袋が配られたりしているのですが、実際のところ、今これを見たときに収集量を参加人数で割りますと、大体200グラム前後なのです。今本当に散乱しているごみがないということで、少ないということが、合わせればこれだけの重量はありますけれども、非常に少ないです、1人当たりにした場合に。ということから、私は前に区長をさせていただいたときに、このごみゼロ運動ということをおっしゃらないで、逆に生活環境美化推進というふうなことを書いてあるし、それを思っただけで、できれば通学路であるとか、散歩道であるとか、周辺道路を整備できる、いわゆる草を刈る、枝を切る、それから例えば貯水池の位置、長瀬地区には消火栓がありますけれども、消火栓の位置の清掃であるというようなことも各地域にお願いしてやっていただいたところ、結構のごみの量と申しますか、草の量とか出たりしたのですけれども、そういうふうな面で、あくまでも生活環境美化推進というふうなことで、単なるごみゼロ、空き缶拾いましょう、ごみ拾いましょうと

いうだけでなく、町民全体がいつも念頭にあって、昔は向こう三軒両隣といって、掃除をしたり、いろんなものをやり取りした経験もあるわけでありすけれども、掃除なんかもそういうふうな形で、自分の家と、それから隣、また前向かいというふうなことをお互いにできるような環境ができれば一番いいかと思うし、ですからあくまでもごみゼロ運動と簡単に言うのではなくて、生活環境美化推進の地域活動なのでということをしかりと訴えて、定着させていくような形でしていくと、もっとも先ほどから出ています通学路や何かにしても、ごみ、除草をしてもらったりとか、通学、散歩、いろんなことで活用できると思うし、結構枝が出ているものはあります。そういうものも地権者に、通常から切れればいいし、高齢だから切れないとか、不在だから切れないとかいう場合には、切らせてもらうようなことを区長さんなりが了解を得ている状況で引き継いでいければ、同じような状態のところはいつでも通行しやすい、または使いやすい状況にもなっていくと思うので、いい地域づくりができるのではないかと思うのです。

これ年に2回やることはいいことだ、一斉にやることはいいことなのですけれども、そういうときに単なる大きな袋を持ってぶらぶらと歩いて、かえてこの袋のほうがごみだよなんていうような形のことになってしまいますので、その辺のところをしかりと町民課が主体でやってもらっていますけれども、意見を集約して、またよくよく考えて実施に取り組んでもらえたらなというところで、その取り組み方、単なるごみゼロ運動でないということを考えていただきたいところから、ちょっと質問がてら言ってみました。

それからもう一つ、66ページに、一番下の欄に宝登山「四季の丘」公園事業というのがありまして、下の丸で企業の森林づくり協定の状況というのがあるんで、協定者が4者載っております。ですけれども、この協定期限が、多分この協定日から見ると、延長してもらっている部分かと思っておりますけれども、4つのうち3つはもう来年3月に切れます。それから、もう一つの熊高森づくりにつきましては、令和9年で切れてしまうというような状況にありますので、これは更新をぜひ続けてもらえるようなことと同時に、これまでに協定者として協力してもらった企業がまだまだあると思うのです。そのことにつきまして、今朝ほどちょっと産業観光課長にお願いしておいたのですけれども、これまでの協力者、いわゆる協定者、その期限後の管理、結局これには載っていないということはもう管理されていないか、何かまた企業なり協定者が自主的に来てやってくれているか分からないのですけれども、その辺のところをお聞きしたいし、これをまたしかりと管理していい森づくり、まちづくりにつなげていかななくてはいけないのだと思うところから質問いたします。

以上3点お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 新井議員の質疑にお答えいたします。

緊急通報システムの関係ですけれども、まず88台のうち5年度末の利用が68台です。8月末ですと67台ということになっております。それで、固定電話を利用していないと使えないかということなのですが、現在のシステムですと、秩父消防管内では全て同じシステムを利用しております、固定電話のあるお宅ですと利用できるのですが、携帯電話だけですと今は利用できないという形になっております。ですが、担当者会議等で聞いた話であります、今後またこのシステムの入替に際しましては、携帯電話を使用している高齢者の方も多くなっておりますので、携帯電話でも使えるような形にしていきたいという話は聞いておりますが、まだ決定したということではございませんので、そういったふうに変っていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、新井議員のごみゼロ運動に関しての質疑にお答えさせていただきます。

ごみゼロ運動につきましては、各行政区の区長さんに対しまして、区長会議で毎回お願いしているところでございます。ただ、各行政区のやり方ということもございまして、ここでも参加行政区のほうも全部の行政区のところが全部やっているというわけではございませんので、行政区のほうで考えていただいて、そういった中でどうやってやっていくかというのは決めていただければというふうに思っております。

それと、議員がおっしゃるとおり、ごみゼロのときには軍手と袋のほう、こちらのほうで配布させていただいておりますが、そのごみ袋と軍手のほうがごみになってしまうと元も子もございませんので、その辺に関しましては、まだ在庫数があるよということであれば、そちらのほうを使っていただいて、配布を調整していただくというふうにしていただければというふうに思っております。

また、今後の区長会議におきましても、議員のおっしゃるとおり生活環境美化のほうを中心にやってくださいというふうなお願いはしていこうと思っておりますが、ごみゼロのほうも例年、毎年続いている事業ですので、ごみゼロという名前も大分普及はしておりますので、その辺も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、新井議員の質疑について回答いたします。

埼玉県森づくり協定の協定期限の更新と、これまでの協定者の期限が切れた後の間についてのご質問だったと思いますが、過去に協定書を取り交わした企業は7団体ございます。そのうち、今年度末に期限を迎える団体は3団体、既に協定期限の切れている団体は3団体になります。

今年度末に期限を迎える団体については、継続していただけるよう進めてまいります。そして、既に協定期限の切れている場所につきましては、町の管理となっております。除草等が必要な場所がありますので、今後管理また費用を負担していただく団体を新たに探し、交渉していきたいと考えております。また、協定書の取り交わしはしていませんが、2つの団体が企業の森で活動を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 福祉介護課長にお返事いただきました。固定電話、先ほど検討に入っているようなことでありますけれども、ぜひそういう声もある、多いと思います。実際自分でも気がついたのは、今年の5月に久しぶりに同級会をやったときに、もう固定電話を廃止したので、携帯電話でこれから頼むよという同級生が大分増えてきたのです。それぞれみんなまだ何とか動ける人たちだったのですけれども、そんなので固定電話を廃止している家庭が結構出てきたのだなというのを改めて感じたりしているもので、そんなところから、またもう少し高齢者にこの件につきまして緊急通報システム、今固定電話を使っていないので、この通報のための契約みたいなもので、かえって電話料金もつたないというふうなことも言っていましたけれども、あと先ほど利用者数というのは聞かなかったです。もし利用者数分かったら教えていただきたいと思っております。

それから、今町民課長にお答えいただきました。ごみゼロ運動ってその場だけで言われると、実際どこ

でどうやったらいいか分からないかなと思うのですけれども、やっぱり町内いろいろ見てまいりますと、結構気にかかる場所があります。例えば第一小学校の歩道橋の下、あそこは5月の末ですと、まだほんのちょっと生えてきている状態なのですけれども、実際に2週間ぐらい前にちょうどあの地域の人に行き会ったときに、今度のごみゼロ運動といいますか、環境美化のときに、この地域の人たちで歩道橋の下やってもらえると、春、夏や秋にまたもう一回やるぐらいで結構いいかなと思うのだけれどもななんて言って頼んだのですけれども、やってもらえなかったと思っているのです。ですから、ある程度具体的に、各地域でどのところはどんなふうになってやってできたらいいかというようなことで、それぞれ検討を進めてもらうのもいいかと思うし、もし気がついたところは、逆にお願いしてみると具体的にやりやすいのではないかと思うのです。結構その地域に分かれてやると思うので、そういうふうなこともかえって必要であり、いい地域づくりになるのではないかと思いますので、改めてお願いしたいと思います。

あと、企業の森のほうにつきましては、先日は100年の森という団体が来てやってくれました。実際のところ100年の森の通信を見ますと、今年4月から月1回ぐらい、春日部ナンバーであったり大宮ナンバーであったり川越ナンバーであったりのような人たちが来てやってくれております。今年の9月の8日には大勢来てくださるといところから、ちょっと駐車場を見つけてくれと言われて、秩父鉄道に協力いただいたりしたのですけれども、そういうふうなことで一生懸命、これ名前載っていないのですけれども、やってくれているところもあります。そういうふうなことでありますので、ぜひ継続をお願いしたり、または新たな人を探してみるとか、また町のほうでも結局町民に呼びかけてやってみるといことも必要かと思うし、とにかくいろんな面でお骨折りいただいてやっていただきたいなと思うところです。

これは意見として、お願いとして言っておきますので、回答はいいですけれども、心して、心にも留めておいてください。では、あと回答をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 新井議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど台数でお答えしてしまったのでしょうか、ちょっとすみません。利用者ですが、5年度末で68人、今年度の8月末で67人の利用ということになっております。

以上でございます。

〔「この通報制度を使って通報した人が何人かいたということ」と言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） 利用者ってそういう意味ですね、分かりました。それちょっとすぐ分かります。ちょっとお待ちください。

〔「町民課長には、もう一度その点検をする場所、環境美化活動を地域としてそれぞれ担当してもらいたい。そういう場所も見つけてやってもらえるように改めて、ただごみゼロ運動として流すだけじゃないということ伝えてもらいたいんですけれどもね、どうでしょう」と言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） それでは、緊急通報を送信をした方の数ということでしたね、すみませんでした。

緊急通報をした方は、5年度中で8人おりました。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（柘原秀樹君） それでは、新井議員の再質疑にお答えさせていただきます。

ごみゼロ運動なのですけれども、各行区のやっぱりご都合とかいろいろ等ございまして、こちらのほうからは、どこどこをお願いしますというふうなちょっと依頼というのは、なかなかできない状況でございますので、その辺につきましては、こういうところが、例えば通学路が草木が繁茂しているよとか、そういうことがございましたら、お問合せいただければ、ごみゼロという形ではなくて、別の形で対応も可能かと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） もう一回、町民課長お願いします。

環境美化活動の推進ということをやっているわけです。これがメインです。ですから、地域をきれいにするには、みんなが望んでいるわけだし、不足不満はないと思うのです。それと同時に、いろいろと草が道路に出てきてしまっている、それから通行を妨げるような枝葉が出てきている、そういうふうなものも切っていただく、または切らせてくださいということを町のほうからしっかりと呼びかけて、また了解を得ていけば、区のほうでもそういう行事のときに、一々断らなくても切らせてもらえるとか、また断りながらも切らせてもらえるとかいうふうな状況で、準備もそれなりに、刈込みばさみも用意することもありますし、そういうこともできると思うので、そういうことも含めてしっかりと把握しておいて、環境美化活動なのですということをしっかりとやっていただきたいと、それがいいまちづくり、きれいなまちづくりにつながっていくのだと思うので、よろしくお願ひしたいとします。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（柘原秀樹君） それでは、新井議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

確かに新井議員のおっしゃったとおりではございますが、例えばごみゼロ運動をやっていない行政区もございまして。そのところに対して、これこれこういうことがあるからやってくださいというふうには、町のほうからはちょっとお願ひはできない状況でございます。

また、各行政区のほうにおいても、このごみゼロ運動におきましては、多数町民の方が参加している行政区もございまして。また、区長さん、副区長さんだけしか参加していないという行政区もございまして。いろいろな行政区のご都合がございまして、そういった形におきましては、ちょっとごみゼロ運動とはまた別に考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいとします。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号 令和5年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。  
討論はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 決算認定について意見を述べさせていただきます。

令和5年決算認定について、今年の決算報告で、昨年と比較すると歳入は8,127万7,406円の増額、歳出

は6,017万7,995円の減少と報告がありました。実質収支額は2億4,904万1,606円の黒字との報告もありました。町民の希望とはほど遠く、観光関連などに多額の税金が投入され、みどりの村開発事業には3,000万円投入し、町はオブザーバーという無責任な態度でございます。

高齢化の我が町では、買物や病院、免許の返納ができず困っている町民が多くおります。町内の大事な商店の存続にも必要な手が届いていない、この状況で住民サービスが低下し、民意が反映されていない、行政のやりやすい内容になっているので、この認定はできません。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

度々問題になっているコスモショアの跡地利用については、一応町のブランディングを目的とした事業提案募集により採択されたもので、当議会でも承認されたものでございます。当町では、町と業者が関わらない、口出しをしないほうがよいと言われておりましたが、それは土地の賃貸借の関係でのことだったと思います。町長には、オブザーバー的な立場ではなく、せつかくの3者協定の締結でございまして、十分に関わって町発展のため尽力していただきたいと思っております。

それと、学校の問題でいろいろ出ておりましたが、学校の天井の剥がれについては、学校の問題は校長先生がやっぱり一番把握していると思っております。こういう事態が発生した場合、教育委員会、町との連携を十分に、子供の安心安全を守るために早急に処理をしておけるような体制づくりをお願いしたいと思っております。

歳入の柱である町税収入の減少、それと公共施設の老朽化は否めない状況でございまして。監査委員からの指摘どおり、町税以外の自主財源の確保に努めるべきだと努力していただきたいと思っております。しかしながら、今決算において監査委員からの報告にございまして、予算の執行状況については適正との監査結果であります。

様々な質問が出ましたが、令和5年度の決算については反対するものではございません。よろしくご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 決算総額に占める目的別支出では総務費比率が29%と高く、性質別支出では人件費比率が上昇し続けています。このことは、今後増え続ける予算のうちの民生費や各保健事業等を圧迫することが見込まれ、有効な事業が困難に陥る可能性があるのではないかと考えられます。

また、補助金、負担金の率が高いことは、行政サービスの補完や町民活動の活性化に有効ではあったと思われませんが、細かい点の見直しや交付効果の検証の跡が見えないような気がします。

例年どおりの既得権的補助事業が目立つので、一度町民の共有認識を得る必要があると思われまして。このような点から、本決算について反対の立場を表明しますが、皆様方には熟慮して決定していただければと思います。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 賛成の立場から発言させていただきます。

この行政報告書を読みますと、分厚い行政報告書であります。行政人口が、令和5年度につきましては6,453人というのが対象になって、最初と最後では150人ぐらい違ってきていたかと思うのですが、一応この報告書ではそういうふうな形になっております。この人たちの医療、福祉、それから介護を含め、いろんな分野、教育、そういうふうなものも含めて、こういう町民全員が、反対者も含めて1年間お世話になった決算の承認するかしないかであります。そういう意味から、全町民が安心して安全に暮らせた、過ごせたというところを含めて賛成させていただきます。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 令和5年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第36号は原案のとおり認定されました。

これより議案第37号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり認定されました。

これより議案第38号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり認定されました。

これより議案第39号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時55分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第40号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第40号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,373万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億6,990万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第40号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページ目を御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回3億8,373万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を37億6,990万1,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の10、11ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、補正額836万6,000円及び第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額2億9,444万8,000円は、それぞれ交付額が確定したことに伴い増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額119万6,000円は、障害者自立支援医療制度の対象である更生医療受給者の医療費が増加したことに伴い、確定額が増加したものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額2,926万8,000円のうち2,882万1,000円は、物価高騰に伴う低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に関する経費について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため増額するものでございます。また、44万7,000円は、町民の方向けにマイナンバーカードの使い道等を記載したガイドブックの作成等の費用に対応するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金、補正額1,009万5,000円は、県の産地パワーアップ事業及び県のシャインと輝く果樹産地育成事業を活用して各事業を実施することに伴い、増額するものでございます。

12、13ページを御覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、補正額1,700万7,000円のうち1,162万円は、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業に対する助成金を活用して事業を実施することに伴い、増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1億4,474万6,000円の減額及び第2目減債基金繰入金3,458万1,000円の減額は、今回の補正において地方特例交付金や地方交付税の増額等により、歳入が歳出を上回ったことに伴い各基金に繰り戻すものでございます。

14、15ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目減債基金費、補正額2億8,345万9,000円は、令和5年度決算が確定したことによる繰入金や地方交付税等の増額に伴い、積立金を増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額43万1,000円のうち40万円は、企業版ふるさと納税の寄附企業を募ることを目的に、成功報酬型業務委託を実施するため増額するものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額2,882万1,000円のうち2,850万円は、物価高騰に伴う支援として定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対して、上回る額の合算額を基礎として1万円単位を切り上げて算出した額を支給するため、増額するものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額147万1,000円のうち印刷製本費30万5,000円は、町民の方向けにマイナンバーカードの使い道等を記載したガイドブックを作成することに伴い増額するものでございます。

16、17ページを御覧ください。第3款民生費、第1目社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,112万円のうち91万6,000円は、市町村地域生活支援事業及び秩父地域障がい者基幹相談支援センター事業に関して、相談支援事業者に対して非課税としていた消費税が課税対象であると国から通知があったことを受

け、過年度分の消費税相当額等を支払うため負担金を増額するものでございます。

第1項社会福祉費及び16、17ページ下段から18、19ページ上段の第2項児童福祉費、中段の第4款衛生費、第4項公衆衛生費の各目の説明欄に返還金と記載させていただいているものは、令和5年度の決算が確定いたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。また、繰出金と記載させていただいているものは、特別会計の令和5年度の決算が確定いたしましたので、一般会計繰出金を減額するものでございます。

第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額3,666万7,000円のうち1,750万円は、定期接種に位置づけられ10月から開始となる新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額1,009万5,000円は、県補助金を活用して長瀬観光ブドウ組合員が実施する雨よけハウスの設置等に対して補助するため、増額するものでございます。

20、21ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、第14節工事請負費の補正額627万3,000円は、現在通行止めとしている御成橋の修繕及び通学路となっている幹線26号線の交通安全対策としてグリーンベルトを整備するため、増額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の補正額119万円のうち75万9,000円は、長瀬第一小学校の西側に設置してある門扉が故障し、開閉に支障が生じていることから、これを改修するため増額するものでございます。

第5項社会教育費、第2目公民館費の補正額48万2,000円は、落雷が原因で中央公民館の自動火災報知設備の一部が故障し、受信機を交換するなど施設修繕費を増額するものでございます。

以上で、議案第40号 令和6年度長瀬一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。5点ほどお聞きいたします。

補正予算書16、17ページですが、下段から2行目の民生費、児童福祉費の需用費、その中の施設修繕費49万1,000円、このことにつきまして、どこの施設でどのような修繕を行うかお聞きします。

次に、18、19ページの衛生費、公衆衛生費、予防費、委託料の先ほど説明がありました新型コロナウイルスの予防接種委託料1,750万、これは高齢者を対象とした新型コロナウイルスの予防接種を行うということですが、1人当たり8,300円掛ける件数とあります。この接種について、個人負担というのはどのくらいになるのか。また、対象年齢は何歳からか。また、この1,750万、対象人数についてですが、これ対象人数に基づいた積算根拠でこのようなものを出したのか、お伺いします。また、今後町民への周知の仕方とか、10月以降だと思っておりますが、いつ頃から接種が行われるのかお聞きいたします。

同じく、18、19ページの最下段の農業振興費、負担金、これも先ほど言っていました産地パワーアップ事業費補助金についてですが、これ先ほどの決算の質疑にも出ておりました。もう一回ちょっとお聞きしますが、毎年町内のブドウ生産者に対して補助金を支給しておりますが、もう一度確認で、これは他の果実では駄目なのかお聞きします。また、あと町内のブドウ生産者は合計何軒あるのでしょうか。

それで、今回この補助金、希望されたというか、手を挙げた方、何名いたのかということ。その中で、今回多分これ1人かなと思うのですが、2人、3人希望された場合、そのような場合はこの補助につ

いては可能なのかどうかお聞きをいたします。

次に、20、21ページの上段の枠、土木費、道路維持費の工事請負、通学路安全対策推進整備工事299万9,000円ですが、幹線26号線、これは井戸中郷区の金石水管橋から県道の古沢園までの直線道路ということだと思います。今年度に、あそこにある水路の側溝に蓋をかけるというようなお話もありました。それはどうなったのか、まずその辺の経緯をお聞きしたいと思います。

また、グリーンベルトということで、子供たちの安心安全のために本当によかったなと思います。このグリーンラインというのは、これは両サイドに引くのだかどうかということと、グリーンラインというのはどのくらいもつものなのかなとちょっとお聞きしたいと思います。また、町内には何か所ぐらいこのグリーンベルトがあるのかお聞きをしたいと思います。

最後になりますが、同じく20、21ページの中段の、先ほど説明がありました教育費の事務局費、第一小学校の西側の門扉、75万9,000円の修繕ですが、これは校舎と体育館の間の門扉なのか、またどのように破損して、ここをどのように修繕をするのか伺います。

あと、教育費の小学校費と中学校費の中にあります教育振興費の機械器具購入費、小学校が38万2,000円、中学校が50万円、具体的な購入する機械器具を教えてください。

以上5点、お願いします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員のご質問についてお答えいたします。

まず、施設修繕費49万1,000円についてでございますが、これは多世代ふれ愛ベース長瀬の点字ブロックの修繕費用になります。点字ブロックが大分劣化をしまして、剥がれていたり、反ってしまったという状況にあります。転倒の危険性もあるということで、修繕のほうを行う予定です。この修繕費用については、寄附金を充てて修繕のほうを実施する予定でございます。

次に、新型コロナワクチン接種についてでございますが、自己負担は3,000円を予定しております。これは、1市4町での話合いと、あと秩父郡市医師会との話合いにより、あと近隣の状況の自己負担額も調査しまして自己負担額を決定して3,000円となりました。接種の対象者でございますが、65歳以上の方になります。60歳から65歳未満の方については、心臓の機能障害など身体障害者1級相当の方が該当するということになります。いつから開始するのかということですが、10月1日から接種開始となります。これは、インフルエンザの予防接種と同時に開始となります。

次に、通知やお知らせはどのように実施するのかということですが、10月号の広報と一緒に全戸配布にてお知らせの通知を入れさせていただきます。コロナワクチン接種のお知らせとインフルエンザも同時に行うということで、1枚の用紙にインフルエンザとコロナワクチン接種のお知らせについてチラシのほうを作成しております。そのほか、ホームページ等でもお知らせをする予定でございます。

接種予定人数、どの程度見込んでいるのかということですが、65歳以上の方の53%を見込んで積算をいたしました。これは、令和4年度と5年度のインフルエンザの接種やコロナの予防接種の傾向から、53%程度ではないかということで想定をしまして、1,400人を接種の人数を見込んでおります。この1,750万円の積算の根拠でございますが、ワクチンの接種費用は1万5,500円となります。そのうち自己負担金が3,000円となりますので、1万2,500円掛ける1,400人分ということで、1,750万円の歳出のほうは積算しております。ここから、歳入では国の助成金が来ますので、1万2,500円から8,300円を引きますと、4,200円が1人分で町の負担分ということになります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えします。

産地パワーアップ事業補助金についてのご質問だったと思いますが、これは毎年ではなくて、長瀬町としては平成30年と令和3年にこの補助金はございました。

ほかの果実はどうかというご質問ですが、先ほどもちょっと決算のところでもお話ししたのですが、この補助対象者は地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられた農業者、農業団体等であり、ほかの農業者が支援を受けるためには、秩父ぶどう組合連絡協議会のような地域で果実を広く進めている団体に所属し、産地パワーアップ計画に位置づけられる必要がございます。採択要件もあり、繰り返しになりますが、成果目標の基準を満たしていること、面積要件等を満たしていること、費用対効果分析を実施することなどであり、補助率も施設整備は2分の1以内、農業機器リース導入、取得は本体価格の2分の1以内であり、半分は自己負担となります。こういった条件がありますので、意欲があり実績がある農業者団体であれば対象となることもあるかもしれませんので、ご相談をいただければ、県や地域農業再生協議会のほうをご紹介させていただければと思います。

ブドウ組合は何軒かということですが、5軒でブドウ組合は組織されています。長瀬のブドウ組合です。申請は何軒かということですが、今回の産地パワーアップの申請については、3軒の方が申請をされています。今年度の追加申請ができるかということは、今年度はもう追加の申請はできませんので、この3名のみが対象となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、幹線26号線の水路に蓋をかける計画についてでございますが、こちらは今年度当初、歩行者通行帯の整備を行うため、当初予算でお認めいただいた設計業務委託を発注させていただきました。その後、受注業者が調査をした結果、歩道設置予定でありました水路に構造上の問題が見つかり、水路に蓋をかけることが難しいことが判明いたしました。そのため、工法について検討をさせていただいたところ、グリーンベルトや外側線の区画線等を設置することにより通学路の安全に十分に資すると判断し、歩行者通行帯の設計業務を中止させていただきまして、今回補正予算により幹線26号線の区画線整備工事を予算計上させていただくものでございます。

続きまして、グリーンベルトを両側に設置するのかがというご質疑でございますが、こちらは両側に白い外側線と、その外側線の外側にグリーンベルトを整備する計画でございます。

続きまして、グリーンベルトがどのくらいもつのかというご質疑ですが、こちらにつきましては、白線やグリーンベルトなどの区画線につきましては、交通量や天候、除雪作業の有無、アスファルトの状態などにより大きくもちも違いますので、一概に何年ということは申し上げられません。

続きまして、町内にグリーンベルトが何か所あるのかというご質疑ですが、正確な数はちょっと申し上げられないのですが、主な場所といたしましては、こちらの幹線26号線の野上側、国道140号をたけのこ保育園のほうに向かう町道、こちらにグリーンベルトのほうを設置しております。また、あと長瀬第一小学校歩道橋から幹線5号線に向かう幹線25号線につきましても、グリーンベルトのほうを整備させていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、第一小学校の門扉の改修の件でございますが、議員おっしゃるとおり校舎と体育館の間に設置されている門でございます。現在スクールバス等もその間に入っております。それから、給食車も毎日のように入っているのですが、開け閉めの多いところでございます。

破損状況でございますが、校舎の南側の門のタイプは、そのままスライドしているタイプの門ですが、西側の門扉は蛇腹のように折り畳むタイプの門でございます。その骨の部分というのですか、折り畳むそこが数か所折れていたり、あとは開け閉めに非常に重くて大変だという形で、どうも駄目だろうということで、今回改修というか、新しいものに取り替えるというふうにいたしました。片側開きですと、どうしてもやはり重くなったり、力がいろんなところにかかるので、破損しやすいということで、今回は両開きのものに替えてやりたいということでございます。

次に、小学校と中学校の教育振興費の関係のご質問でございますが、令和6年の3月に学校教育振興のための寄附金100万円をいただいております。寄附者のご意向により、各校で50万ずつ使ってほしいということもありまして、各校で何が欲しいかということで協議をしたところ、今回の9月補正で出ささせていただいたものでございます。

なお、第一小学校は備品購入費のほか、消耗品として11万8,000円、合わせて50万円、長瀬中学校の教育振興費では機械器具購入費で50万円を要求しております。内容につきましては、第一小学校のほうではコンサートパーカッション、それからフロアタム、コンサートシンバル、それからラインカーなどがございます。それから、消耗品では星座早見盤20個、理科実験用ガスコンロ9個などを購入する予定でございます。中学校の機械器具購入費につきましては、ワンタッチテント、要はテントです。それからテニス審判台2、それから光の屈折、反射実験セット6などを購入する予定となっております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 健康こども課長のほうへ再質問させていただきます。

何かふれ愛ベース、私の感じだとまだ新しい建物、そんなに早く黄色いぼつぼつのあれがふにゃふにゃになってしまうのかなとちょっと不思議に思うのですけれども、あれも耐用年数みたいなものがあるかどうか分かれれば。あと、寄附金をそれに使うということでございますが、その寄附金はどこからいただいたものであるかどうかということをお聞きしたいと思います。

あと、新型コロナウイルスの関係、これ65歳以上、基準はいつ。65歳になった人、10月1日とか今年いっぱいだとか、私ごとで申し訳ないのですけれども、私1月1日で65なので、そういうのはどういふふうになるかなと。それはいろんなケースがあると思うのですけれども、ちょっと参考にお聞きをしたいと。

以上です。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員からのご質疑についてお答えいたします。

ふれ愛ベースの点字ブロックについてでございますが、ふれ愛ベースは平成30年に建物を建ててオープンしております。この点字ブロックについては、6年から7年ぐらいが耐用、そういった年数であるというふうに業者さんに見ていただいたときにお話がありました。全部が剥がれているわけではないので

すけれども、入り口というか、駐車場に入る、建物に近いというところよりかも、駐車場付近が大分破損が激しいので、今回修理を行うことになりました。

寄附金については、昨年度明治安田生命さんのほうからいただいた寄附金を活用して、この修理を行います。ふれ愛ベースの運営費については、子ども・子育て交付金も対象になりますので、そちらの補助金のほうも活用して、寄附金のほうも活用して修繕を行う予定でございます。

コロナワクチン接種についてでございますが、接種の時点で65歳であれば接種の対象となります。正確には、65歳になる誕生日の前日からは対象になります。なので、対象にはなりません。一応開始は10月1日というふうにお話ししましたが、接種の終了が、今の時点ですと1月の31日ですので、お誕生日を迎えられましたら早めに接種をしていただけるとよいかと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 2点ばかり。1つは、今出た点字ブロックの件なのですけれども、これ点字ブロックがどうのこうのということではないのですけれども、駅のプラットホーム等にも点字ブロック随分あるのです。特に東京なんかへ行きますと、あちこち点字ブロックがあると。ほかにもいっぱいあるのですが、この点字ブロック、耐用年数が5年ぐらいというのは一般的に考えられないのです。そうすると、やはり公共事業の工事終了検査、これに関わってくるのですが、しっかりできているのかどうかということは非常に疑問に思われます。階段のところというのも私も見ましたけれども、そんなに短い耐用年数というのは、どうも一般的に考えられないのだけれども、ちょっと納得がいかない。要は寄附金とか、そういうの直さなければというのは分かりますけれども、そんなに耐用年数が短いとあまりにも、では本当にほかの公共事業も一緒に考えたならば、それでいいのということになってしまうので、見積もってもらった業者さんというのは、工事をやった業者さんなのかどうかということが1点。

あと、別件、御成橋の橋梁施設の修繕事業なのですけれども、あそこは最終的にどうなるのかなど。あそこ、今ロープが張ってあったりしているのですが、あれを何か撤去するような話も聞いたのですが、全部架け直して岩畳のほうに下りるような工事をやるのか、それ自然公園法で認められるのかどうかというところちょっと心配なのです。心配なのですよというか、今までの感覚でいくと、えっ、いいの、では何でもできるではない、やったほうがいいのかは思うのだけれども、それどうに修繕するのか。そうすると、消防道路のほうから回ってくれば、ここにちょうどちょっと岩畳に回れたりということにつながると思うのだけれども、どういうふうにするのか。

これに出ていないのですが、御成橋の近くに、やはり町で造った公衆トイレがあるのですけれども、あの公衆トイレって今使っていないから公衆トイレにならないのだけれども、いつか観光協会があそこを使うとかそんな話も聞いたことはあるのですけれども、何かあれは放っておき放しなので、この補正予算には入っていないのだけれども、ちょっと予定としてというのがあれば、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質疑についてお答えいたします。

ふれ愛ベースの点字ブロックについてでございますが、見積りをしていただいた業者さんは、建設をし

た方とは別の業者さんになります。一応標識工事等の専門の業者さんでありまして、今回ふれ愛ベースを造ったときの工事というか、点字の工事の仕方とは今度は変わるそうです。その当時は、今のやり方が主流だったそうなのですけれども、今度は劣化がもう少し進まないようなタイプの工事になるということで見ていただいておりますので、この次はもう少しもつ形のものの工事になるというふうなことを業者さんのほうからは聞いております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の御成橋の修繕についてのご質疑に対してお答えさせていただきます。

まず、修繕の方法になりますが、村田議員のお話のとおり自然公園のほうの規制等がございますので、そちらのほうの関係を確認した結果、そちらは第1種特別地域に当たりまして、基本的には建造物の新規建築は認められていないということでございます。ただし、指定前から存在しているものに関しましては、現在の規模を超えない範囲で改築のほうは認めるというような見解をいただいたところでございます。そのため、現在の大きさを超えるものを設置することはできないといった見解でございましたから、修繕方法等を検討させていただいた結果、御成橋をまず点検のほうさせていただきまして、床版につきましては鉄筋コンクリート造りであり、歩行者のみが通行する程度でございましたら不可なく、問題なく供用可能と思われ、修繕で対応可能と判断させていただきました。そのため、架け替えではなく既存の橋を修繕させていただいて、供用を開始させていただくようなことを考えております。

また、橋を下りた後につきましては、今かなり草木が生えてしまっているような状態ですが、以前にあった道に沿いまして刈り払いのほうを行わせていただいで、岩畳へ下りていくような形を考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、先ほどの村田議員の御成橋近くの公衆トイレの件なのですが、これは議案外のこととなりますので、後ほど個別に対応させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは再度、もう一回だけ。点字ブロックについては、特に駅等については人命に関わるということがあるので、非常にしっかり造られているのかなとは思っています。ただ、業者さんが見積もって駄目だろうという、町のほうで劣化が進んで直さなければということで始まったわけですね。今後といいますか、長くもつような方法でというふうなことを聞きましたので、それまで生きているかわからないけれども、差し当たって10年やそこら、やっぱり新たな工事をやったところに不具合が生じるというのは、ちょっと多分町民は納得できないと思うのです。そういうことで、工事のほう、また完了検査のほうしっかりやっていただけるかどうかという点についてお願ひします。

あと御成橋については、今課長のほうで答弁されたのですが、下りたところ悪いのです、はっきり言って。あそこ通行止めになっていますが、私も通ることあります。通ってみるといいますか、そうするとちょっとあそこも大分悪いのだけれども、刈り払いをしてということなのですが、そういう場合には、当然許可ではないけれども、取っていただいで、有効活用するというで考えていらっしゃるということですね。あれどういう補修かというのはまだ決まっていなくて、これからもう少し進めてということなのですか。うまく直せば利用価値を上げていただけるような方向でいるのかどうか、再度それだけお願ひし

ます。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 村田議員の再々質疑につきましてお答えさせていただきます。

点字ブロックの関係でございます。点字ブロックにつきましては、大きく2種類ございます。1つは、点字ブロックタイル、タイル型になっているものでございます。こちらは非常に頑丈で耐用年数も長いと。一般的に駅等でブロックとして置かれているものは、このブロックタイルのものではないかというふうに推測されます。

そして、もう一つは点字ブロックシート、シート型になっているものでございます。こちらにつきましては、アスファルト舗装の上に敷くシートみたいなものでございます。今回のふれ愛ベースで劣化したものはこちらのシート型でございまして、修繕を予定しているものもこのシート型でございます。

先ほど課長から答弁ございましたように、こちらの耐用年数は、業者に聞いたところ6から7年ぐらいということでございます。工事終了後につきましては、適切に検査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、刈り払いの許可の関係になりますが、こちらにつきましては文化財保護法に基づく現状変更について申請のほうをさせていただいております。7月19日付で許可となっております。

また、今回の補修の内容でございますが、まず床版の劣化を防ぐための予防保全といたしまして、防水塗料による塗装を行う防水塗装工、また既存の高欄部分が腐食が激しいため、こちらのほうは撤去再設置を行う高欄取替え工、また階段表面や側面のひび割れ、内部の空洞等が確認できるため、ひび割れ補修及びコンクリートの充填を行う階段補修工、また車両の進入を防止するための車止めを設置する車止め設置工等を予定しております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第41号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第41号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億161万7,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第41号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。第1条でございますが、歳入歳出予算それぞれ11万2,000円を増額し、予算の総額を8億161万7,000円にしようとするものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。歳入につきましては、令和5年度の決算額の確定に伴い、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金及び第2項基金繰入金をそれぞれ減額し、第9款繰越金を増額するものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費及び第2項徴税費、第1目賦課徴収費、それから第5款保健事業費、第1項保健事業費、第1目保健衛生普及費の3科目における第11節役務費の通信運搬費は郵便料金の改定に伴い、それぞれ増額するものでございます。

また、第2款保険給付費及び第3款国民健康保険事業費納付金は、歳入の補正内容に合わせまして財源の内訳を変更するものでございます。

議案第41号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（岩田 務君） 日程第7、議案第42号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第42号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,455万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億8,209万5,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

- 福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第42号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,455万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,209万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書によりご説明いたします。歳入につきましては、6、7ページを御覧ください。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2項基金繰入金は、令和5年度の決算に伴いまして繰越金が生じたため、基金からの繰入額を減額するものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金7,254万8,000円は、令和5年度決算に伴う前年度繰越金で、当初予算額との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては8ページから13ページになりますが、12、13ページを御覧ください。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費支払基金積立金28万8,000円は、令和5年度決算に伴い保険給付費に要する費用の不足額に充てるための基金に積み立てるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金5,426万2,000円ですが、国庫等の支出金で令和5年度の精算により超過交付となったため返還する必要が生じたものでございます。

8、9ページにお戻りください。第1款総務費から12、13ページまでの第4款地域支援事業費のうち、歳出補正のない科目の補正額の財源内訳につきましては、歳入の繰入金の減額に伴い財源内訳の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。

- 議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第43号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額のため、歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（柘原秀樹君） それでは、議案第43号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、先ほど町長からご説明がありましたように、歳入歳出の増減はございません。

補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。上段の歳入につきましては、令和5年度の決算額の確定に伴いまして、第3款繰入金を減額し、第4款繰越金を増額するものでございます。

次に、下段の歳出につきましては、歳入の補正に合わせて財源の内訳を変更するものでございます。

議案第43号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第43号 令和6年度長瀨町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（岩田 務君） 日程第9、議案第44号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第44号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第44号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてをご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

まず初めに、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更の手続についてご説明いたします。埼玉県の後期高齢者医療におきましては、県内の市町村が共同で事務を行うために埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を定め、当該広域連合で運営しております。この広域連合規約を変更するためには、地方自治法第291条の3第1項で、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されており、同じく地方自治法第291条の11で、協議については関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないと規定されております。この規定に基づき、県内全ての市町村はそれぞれの議会における規約変更の議決後、広域連合長に議決書の写しを提出し、

広域連合長は県内全ての市町村議会の議決書の写しを添えて、埼玉県知事に規約変更の許可申請を行います。埼玉県知事による許可の告示がされた後、広域連合長による規約変更の告示をもって規約変更の手続が完了となります。

次に、規約変更の内容でございますが、参考資料の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表を御覧ください。令和6年12月2日から紙の被保険者証の交付が廃止となり、マイナンバーカードでの被保険者証の資格確認が基本となります。また、マイナンバーカードを取得していない方などに対しては資格確認書を交付することとなったため、新旧対照表の別表第1（第4条関係）の2及び3の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

議案書の2枚目を御覧ください。附則ですが、令和6年12月2日から施行するものでございます。

議案第44号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第45号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員である齊藤慶子氏の任期が令和6年9月30日で満了となるため、後任として大槻利佐氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

大槻氏は、矢那瀬上郷区にお住まいで、ラフティング会社を営んでいる方であり、また小学生のお子さんをお持ちの保護者の方でもあります。会社経営者としての経験や保護者としての子育て経験など、これまでの経験を生かした教育行政の推進役としてご活躍いただけることと思います。

なお、委員の任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



#### ◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第11、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の山崎智子氏の任期が令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として島田治氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

島田治氏は、秩父地域を中心に長く中学校の教師として勤務され、令和3年3月に退職いたしました。人柄も温厚で、中立公正さを兼ね備え、教師の経験を生かし人権擁護委員としての活躍が期待できると思われまますので、人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） お聞きしたいので、ここに立ちましたけれども、教育委員さんとか人数は分かっているのですけれども、人権擁護委員さんが任期で替わるというので、総人数を私承知していないので、誠に申し訳ないのですけれども、定員は何人で構成されているのかについて、この個人の件とは別件になり

ますけれども、お願いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からの人権擁護委員の定数に関してのご質疑でございますけれども、総定員は4名となります。

よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



#### ◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



#### ◎議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第13、議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



#### ◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は、議長に委任することに決まりました。



#### ◎閉会について

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



#### ◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例の改正案3件、令和5年度決算認定4件、令和6年度補正予算案4件、広域連合規約の変更案1件、人事案2件の合わせて14件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で頂戴いたしましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し前向きに対応してまいりたいと存じます。

さて、今後の予定でございますが、学校関係では各学校で2学期が始まり、秋の行事であります第一小学校の運動会が来る28日の土曜日に行われます。児童の頑張っている元気な姿を御覧いただければと思います。

最後になりますが、9月に入り、暦の上では立秋を過ぎ秋の気配を感じるはずの時候ではございますが、まだまだ暑さが続いております。皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和6年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬